



広川町 改訂版 第4次総合計画

令和3年度～5年度

みんなでつくる未来

だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川

令和3年3月



町長あいさつ

本町のまちづくりの指針を示す総合計画につきましては、平成23年に第4次計画を策定し、これまで計画に基づき町民の皆様と地域の活力を維持し、発展するための様々な取組を推進してきました。

令和3年3月で計画期間のひと区切りを迎えることを受けて、このたび、第4次総合計画を継承した『広川町第4次総合計画(改訂版)』を策定しました。

改訂版では、第4次総合計画の基本理念・方向性を引き継ぎつつ、策定から10年が経過する中での、急激な人口減少、少子高齢化の進行、大規模災害や感染症への備え、地域社会の脆弱化、子育てや教育の充実、情報化への適応など、社会情勢の大きな変化への的確に対応するべく改訂を行いました。

今後も更に社会情勢は目まぐるしく変化していくことと思われます。日々変化する世の中と乖離がない、住民ニーズの変化とも整合性がとれているまちづくりの指針となるよう、又これまで10年単位で策定してきた総合計画の期間についても、町長任期と併せた計画期間への見直しを行います。

広川町第4次総合計画(改訂版)では、町民の皆様と協働のもと「定住を進める」「豊かに暮らす」「人を育てる」「地域を基礎に」の4つの基本理念を基に本計画の着実な遂行に努め、『だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川』を実現させたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様にご礼を申し上げますとともに、貴重なご意見、ご提言をお寄せ頂きました町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

広川町長 渡邊 元喜

目 次

第1部 総論 1

第1章 はじめに 2

- 1 計画策定の意義 2
- 2 計画の構成と期間 3
- 3 計画の性格と役割 4

第2章 町勢の概要 5

- 1 位置・地勢・気候・周辺自治体との関係 5
- 2 歴史・沿革 6
- 3 交通 7
- 4 人口と世帯 8
- 5 就業人口 10
- 6 本町の特性 12

第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題 15

- 1 時代の潮流 15
- 2 住民のニーズと期待 17
- 3 まちづくりの主要課題 22

第2部 基本構想 25

第1章 まちづくりの基本方針 26

- 1 基本理念 26
- 2 目指す将来像 27

第2章 主要指標の見通し 28

- 1 人口の推計 28
- 2 土地利用の基本方針 33

第3章 施策の大綱 35

- 1 基本施策 35
- 2 施策の体系 44

第3部 基本計画 45

基本施策1 出会いと語らいのあるまち 46

1 参画と協働のまちをつくる	46
1-1. 協働によるまちづくりの推進	46
1-2. コミュニティ活動の推進	49
2 人が交流するまちをつくる	51
2-1. 情報化の推進	51
2-2. 交流活動の推進	53
3 人権を尊重するまちをつくる	55
3-1. 人権尊重社会の形成	55
3-2. 男女共同参画社会の実現	57
4 行財政運営の充実したまちをつくる	60
4-1. 行政サービスの向上と効率的行財政の運営	60

基本施策2 人と人との支え合うまち 63

1 健康に暮らすまちをつくる	63
1-1. 自らの健康づくりの推進	63
2 支え合いを実感できるまちをつくる	67
2-1. 地域福祉の推進	67
2-2. 高齢者福祉の推進	69
2-3. 障がい者福祉の推進	72
2-4. 社会保障の適正な運営	74
3 子どもを産み育てやすいまちをつくる	77
3-1. 子育て支援の充実	77

基本施策3 人が育つ、人を育てるまち 79

1 学びと人を育てるまちをつくる	79
1-1. 学校教育の充実	79
1-2. 生涯学習の推進	82
1-3. 生涯スポーツの振興	85
1-4. 青少年教育の推進	87
2 広川文化を発信するまちをつくる	90
2-1. 多様な文化・芸術活動の支援	90

基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち 94

1 賑わいと活気のあるまちをつくる	94
1-1. 農林業の振興	94
1-2. 工業・地場産業の振興	99
1-3. 商業・サービス業の振興	102
2 人が集うまちをつくる	104
2-1. 観光戦略の展開	104
2-2. 移住・定住の促進	107

基本施策5 安全・安心でやすらぐまち 109

1 暮らしを守るまちをつくる	109
1-1. 消防・防災対策の充実	109
1-2. 交通安全・防犯体制の充実	113
2 住みやすく便利なまちをつくる	117
2-1. 居住環境の整備	117
2-2. 道路・交通網の整備	119

基本施策6 自然と共生する快適なまち 122

1 環境と共生するまちをつくる	122
1-1. 循環型社会の形成	122
1-2. 環境と景観の保全	125
2 生活環境の整ったまちをつくる	128
2-1. 上下水道の整備	128
2-2. 公園・緑地の整備	131

第4部 資料編 133

第 1 部

総論

第1章 はじめに

1 計画策定の意義

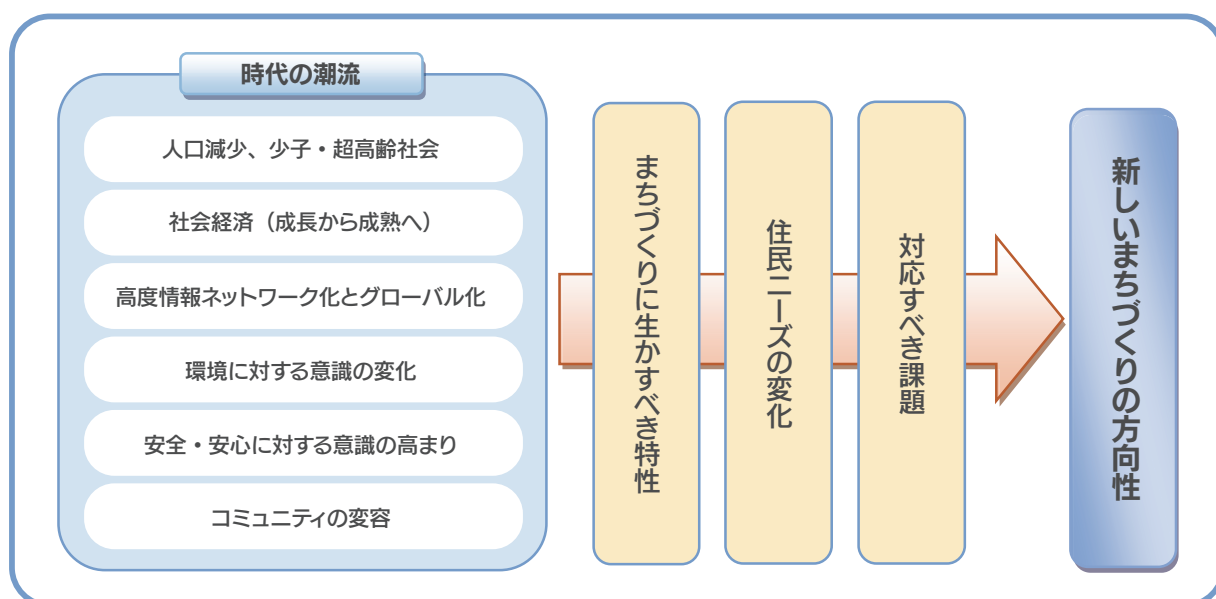
少子高齢化の進行、本格化した人口減少、経済の更なるグローバル化、安全・安心への意識の高まり、情報化の一層の進展、環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

また、地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充に伴い、町の財政運営に一層の厳しさが加わるなどの大きな転換期を迎えており、引き続き行財政改革を進め、自らが築くまちづくりに向けた積極的な取組が求められています。

こうした中、平成23年に、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す新たな指針として、「広川町第4次総合計画（平成23年度～令和2年度）」を策定し、計画に基づく施策を進め、より良いまちづくりに努めてきました。

第4次総合計画が10年間の計画期間の終了を迎えることを受け、将来的な町長任期と併せた総合計画期間への移行を見据えて、第4次総合計画を引き継ぎ延長し、令和3～5年度を計画期間とする『広川町第4次総合計画（改訂版）』を策定しました。

本計画では、新たな時代の変化や住民意向を踏まえて、見直しを行いました。また、本町における将来の人口目標を掲げた「広川町人口ビジョン」及びその目標の実現のために行う施策を示す「広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画の重点的に取り組む分野として位置づけています。



2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とした長期構想を引き継いで令和3～5年度を計画期間として、本町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、定期的に点検、見直しを図るしくみを導入します。

また、基本計画の施策を単位として、その中の代表的な指標をとりあげ、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定めて、これにより、施策の推進の点検・評価に役立てるとともに、総合計画に基づいた行政経営と評価のしくみを導入します。

実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示すもので、3年度間の事業計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、社会動向に対応したものとします。

3 計画の性格と役割

本計画は、本町のすべての分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割2 自立の地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携とまちづくりの主張の基礎

本計画は、国や福岡県、周辺自治体などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎とするとともに、本町のこれからのまちづくりの主張となるものです。

第2章 町勢の概要

1 位置・地勢・気候・周辺自治体との関係

本町は、福岡県南部にあり、北緯33°14'17"、東経130°33'13"（広川町役場庁舎）に位置しています。東部は赤藪山・南部は八女丘陵を境に八女市、西部は国道209号付近で筑後市、北部は耳納山地とその西に続く高良台地を境に久留米市と接しており、面積は37.94km²で福岡県の約0.76%を占めています。

地勢は、西部以外の3方を小高い丘陵地に囲まれた通称広川谷と呼ばれる盆地をなす地域で、耳納山地の発心山に源を発する一級河川筑後川水系「広川」が東から流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいます。

本町の気候は内陸型気候区に属し、1日の気温の変化が大きいという特徴があります。2019年の年間平均気温は17.1℃、年間降雨量は1,865mmで（八女消防本部調べ）、6・7月の梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降ることがあります。

周辺自治体との関係では、久留米市、八女市、筑後市との通勤・通学流動が目立って多く、一体的な生活圏を形成しています。

転入出の移動相手先としては、同じ生活圏域にある久留米市、八女市、筑後市が多く、その次に福岡市となっています。久留米市とは転入出がほぼ均衡しているものの、その他の周辺都市へは転出超過となっています。

位置及び周辺自治体



2 歴史・沿革

本町の歴史は古く、八女丘陵の西南端に位置する国指定文化財「八女古墳群」の中でも最も古い石人山古墳は、5世紀前葉の築造とされています。そのほか弘化谷古墳・善蔵塚古墳などについては、かつてこの地を支配した筑紫君一族の墳墓だと考えられています。

江戸時代、各地で殖産事業がおこり、17世紀後半、広川古賀組の大庄屋、稲員孫右衛門三代により広川三村の道路・水路の開発、橋梁の修理などが行われて耕地の増大、生産増加をもたらしました。

町の主要産業は、米麦、果物（いちご・ぶどう・なし・もも）、茶、花卉（電照菊・ガーベラ）などの農業が盛んであり、久留米緋、竹細工などの家内工業とともに発展し形成されてきました。

昭和30年4月1日には、上広川村、中広川村が新設合併し、広川町として発足しました。さらに同年12月1日には、下広川村の一部が編入合併し、13の大字からなる現在の広川町となりました。

合併後、昭和40年までは人口の減少がみられ、15,000人の町となりましたが、その後、本町の人口は増加し続けました。

これは、福岡・久留米市の急激な発展の影響を受け、特に久留米都市圏の外延的拡張に伴いベッドタウン的役目を担ってきたことや、広川中核工業団地、久留米・広川新産業団地における企業立地の進展により、国道3号沿いを中心に都市化、宅地化が進んできたことによるものと考えられます。

しかしながら、平成22年国勢調査の人口20,253人をピークに、以降は人口減少に転じています。

平成21年7月の「中国・九州北部豪雨」と平成24年7月の「九州北部豪雨」で本町も甚大な被害を受ける試練もありましたが、その後、平成27年には町制施行60周年を迎えることができました。

3 交通

本町を取り巻く広域的な道路網は、町の中央部を国道3号が南北に走り、これと並行して東部に県道久留米立花線、西部には国道209号が走っています。

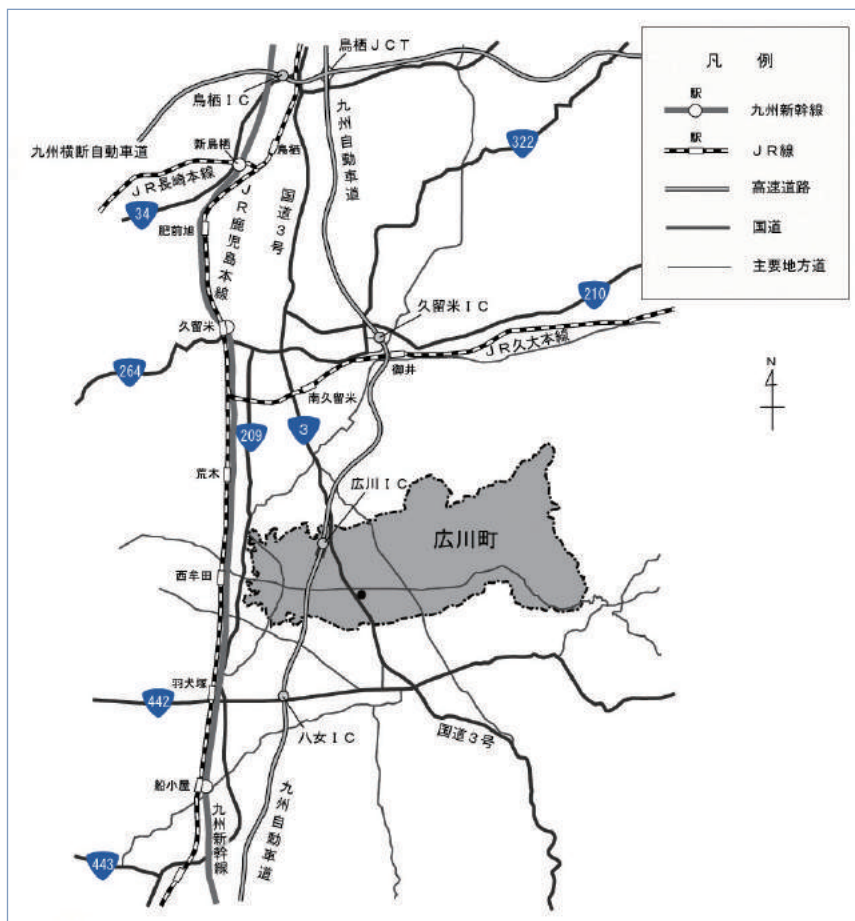
さらに、県道三潴上陽線が町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成されています。

また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、町内に広川サービスエリア、広川インターチェンジを有しています。

公共交通では、2路線のバスと高速バス及びデマンド交通ふれあいタクシーが運行しています。

なお、平成23年3月、九州新幹線鹿児島ルートの特快列車の全線開業により、九州圏内へのアクセス時間が短縮されたほか、山陽新幹線との相互直通運転も実施されており、大阪・東京方面への利便性がより一層向上されています。

広域交通網図



4 人口と世帯

本町の総人口は、国勢調査結果では、平成12年の19,779人から増加傾向で推移し、平成22年の20,253人をピークに減少に転じており、平成27年には20,183人となっています。

また、世帯数は平成12年の5,918世帯から一貫して増加を続けており、平成27年には7,007世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化の進行により1世帯当たりの人員は減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成12年の3,118人（15.8%）から平成27年には2,900人（14.4%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の12,851人（65.0%）から平成27年の11,723人（58.1%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成12年の3,810人（19.3%）から平成27年の5,443人（27.0%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成27年の高齢化率は27.0%と、全国平均（27.7%）、福岡県平均（27.1%）をわずかに下回っていますが、高齢化率は増加傾向で推移しています。また、年少人口比率は14.4%と、全国平均（12.3%）、福岡県平均（13.2%）を上回っており、年少人口比率の高いまちではありますが、少子高齢化は着実に進むものと予想されます。

今後は、あらゆる分野で本格的な少子・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進める必要があります。

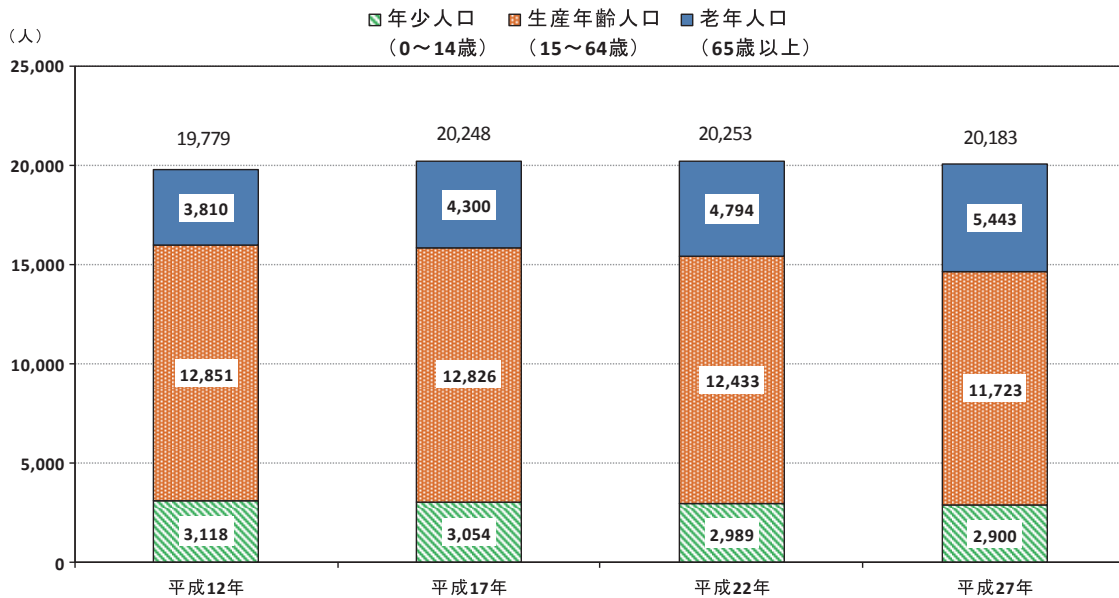
人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯、人／世帯、%）

項目	年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	年平均増減率		
						平成 12 ～17 年	平成 17 ～22 年	平成 22 ～27 年
総人口		19,779	20,248	20,253	20,183	0.47	0.00	△ 0.07
年少人口 （14 歳以下）		3,118 (15.8)	3,054 (15.1)	2,989 (14.8)	2,900 (14.4)	△ 0.41	△ 0.43	△ 0.60
生産年齢人口 （15～64 歳）		12,851 (65.0)	12,826 (63.3)	12,433 (61.4)	11,723 (58.1)	△ 0.04	△ 0.61	△ 1.14
老年人口 （65 歳以上）		3,810 (19.3)	4,300 (21.2)	4,794 (23.7)	5,443 (27.0)	2.57	2.30	2.71
世帯数		5,918	6,527	6,799	7,007	2.06	0.83	0.61
1 世帯当人数		3.34	3.10	2.98	2.88	-	-	-

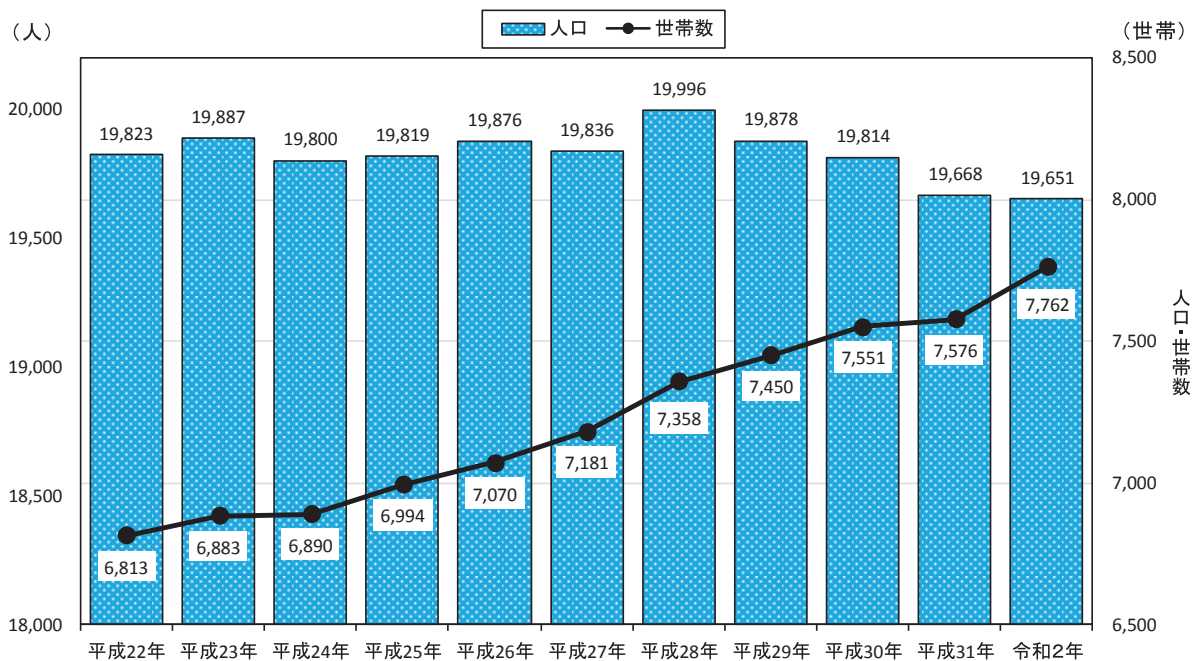
注：総人口には年齢不詳を含む。 資料：国勢調査

人口の推移



注：総人口には年齢不詳を含む。 資料：国勢調査

参考 住民基本台帳による人口及び世帯数の推移



注：外国人登録者数を含む。 資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

5 就業人口

本町の就業者総数は、平成12年の9,608人から増加し、平成17年の9,964人をピークに減少に転じており、平成27年には9,470人となっています。

産業別では、農業などの第1次産業の就業人口は減少傾向にあり、製造業・建設業などの第2次産業の就業人口は平成12年から平成17年で増加、平成17年から平成27年で減少しており、運輸通信・商業・サービス業などの第3次産業の就業人口は平成12年から平成22年で増加、平成22年から平成27年で減少で推移するなど、それぞれの就業人口の変化と経済のソフト化(第1次産業から第3次産業への転換)が進んでいます。

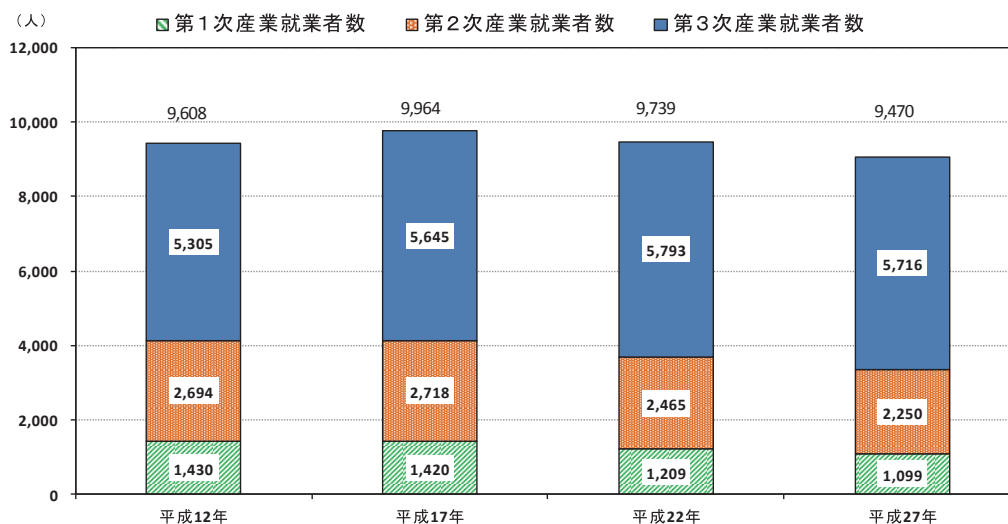
産業別就業者の推移

(単位：人、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均増減率		
						平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年
総人口		19,779	20,248	20,253	20,183	0.47	0.00	△ 0.07
就業人口総数		9,608	9,964	9,739	9,470	0.74	△ 0.45	△ 0.55
第1次産業		1,430 (14.9%)	1,420 (14.3%)	1,209 (12.4%)	1,099 (11.6%)	△ 0.14	△ 2.97	△ 1.82
第2次産業		2,694 (28.0%)	2,718 (27.3%)	2,465 (25.3%)	2,250 (23.8%)	0.18	△ 1.86	△ 1.74
第3次産業		5,305 (55.2%)	5,645 (56.7%)	5,793 (59.5%)	5,716 (60.4%)	1.28	0.52	△ 0.27
就業率		48.6%	49.2%	48.1%	46.9%	-	-	-

注：就業人口総数には分類不能を含む。 資料：国勢調査

産業別就業者の推移



注：就業人口総数には分類不能を含む。 資料：国勢調査

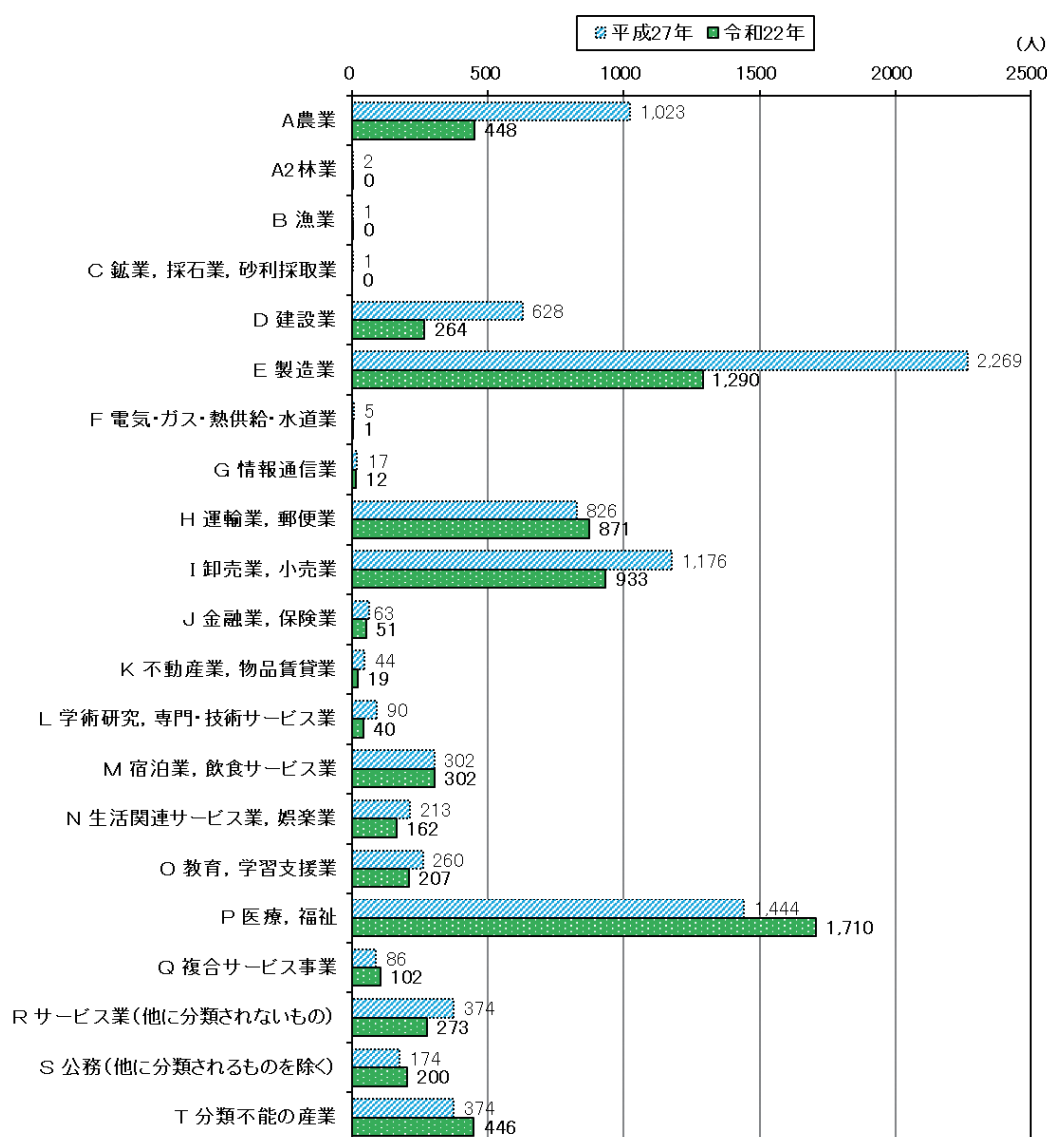
参 考

各産業別就業人口の推計

本町の農業や製造業は令和22年(2040年)には大幅に減少し、約半分に減少することが予想されています。

一方、多くの産業が減少傾向にある中、医療、福祉は平成27年(2015年)から令和22年(2040年)には増加し、全産業の中で最も多くなることがわかります。この状況に対して対応策を検討する必要があります。

各産業別就業人口の比較（平成27年・令和22年）



資料：平成27年(2015年)は国勢調査実測値、令和22年(2040年)は、「未来カルテ(千葉大学、芝浦工業大学、国立環境研究所)」の推計値

6 本町の特性

新たなまちづくりの方向性を定めるためには、長所や個性を一層際立たせ、さらに磨きあげる視点に立ち、本町の財産である特性・資源をあらためてとらえ直す必要があります。今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、以下のとおりです。

特性1

美しい田園風景や山・川などの優れた自然環境を保つまち

美しい田園風景や山・川などの変化に富んだ自然が、本町の景観と地域社会を特徴づけており、豊かな自然環境に優れています。

- 住民アンケート調査で住民の満足度が高いもの
 - ・自然環境の豊かさ
 - ・自宅周辺の街並み景観

特性2

自動車交通の要所にあり、安全・安心・快適な生活環境と地域資源が整ったまち

本町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、広川インターチェンジを有するなど高速交通網の結節点として交通の要所となっています。福岡都市圏とは車で1時間以内の距離にあり、県南の中心都市である久留米市と隣接しています。

この立地条件と併せて、水道施設や広域でのごみ・し尿処理施設などの生活環境面の整備や、消防・防災減災体制、防犯・交通安全体制の整備を進めており、保健・医療環境も充実しています。住民の安全・安心・快適な暮らしを支える諸条件が整った定住しやすい特性を有しています。

また、町内には、ひろかわ藍彩市場【物産館】、まち子のおやつ【軽食】、まち子のおにわ【公園】、Orige(オリゲ)【宿泊交流施設】、Kibiru(キビル)【交流アトリエ】をはじめ、多くの産業・観光・交流施設を保有し、広く親しまれています。これらの施設や資源を活用して、広域的な交流・情報発信拠点としてのさらなる発展が期待されています。

- 住民アンケート調査で住民の満足度が高いもの
 - ・水道の整備状況
 - ・ごみ処理・リサイクルの状況
 - ・保健サービス
 - ・医療環境
 - ・消防・防災体制
 - ・防犯・交通安全体制

特性3**地域と共に教育力の向上を図り、歴史・伝統文化の継承、新しい文化創造を進めるまち**

本町の小中学校では、学力・体力の向上とともに、町全体でのコミュニティスクールの推進など、地域と連携し、その地域ごとの特色ある学校教育を進めています。地域ぐるみで教え育てる環境により、町の魅力やすばらしさを伝え、郷土への愛着を受け継ぐ町の将来を担う人材育成に努めています。

また、本町は、石人山古墳、弘化谷古墳、善蔵塚古墳など八女丘陵に連なる八女古墳群を有し、これらの歴史財産はそこに住む人々によって守られ、新たな文化として受け継がれてきました。地域には特有の祭り行事や伝統文化が今も息づいています。

さらに、町民交流センターいこっと、町立図書館、広川町運動公園、広川球場、はなやぎの里、こふんピア広川などの施設では、活発な文化活動、生涯学習活動、スポーツ活動が展開されるなど、文化・スポーツの活発な町でもあります。

このような活動は、今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。

●住民アンケート調査で住民の満足度が高いもの

- ・町の生涯学習活動・文化活動
- ・小中学校などの学校教育

特性4**コミュニティを核に協働と地域づくりを進めるまち**

町内の地域では、公民館を核として、活発なコミュニティ活動が行われています。また、町は、住民の自主的・主体的活動を後押しし、地域の取組を支援するなど、がんばる地域を応援しています。さらに、住民のまちづくりへの参画を推進し、今まで以上に地域住民と行政とが密接な協働体制を確立した、協働のまちづくりに取り組んでいます。

このような取組により、住民が主体となった地域づくりの条件が形成されつつあります。

●住民アンケート調査で住民の満足度が高いもの

- ・広報・広聴活動
- ・住民参画

特性5

農業を基幹産業として発展を続け、活力に満ちた産業のまち

町の基幹産業である農業は、広川流域の肥沃な土地と温暖な気候に恵まれた豊かな自然環境の中で、米麦、果物（いちご・ぶどう・なし・もも）、茶、花卉（電照菊・ガーベラ）などの主産地を形成してきました。農業は食料生産に必要不可欠だけでなく、田園風景などの自然景観をつくり、生態系を育むといった環境面での役割や、雨水を貯え、洪水を防ぐ防災機能の役割、地球温暖化対策機能としての役割も果たすなど本町を支える重要な産業の一つです。

また、町には地域経済を支える多くの地場産業や、国指定の重要無形文化財の久留米餅をはじめとする伝統産業が多く存在しています。

さらに、九州縦貫自動車道広川インターチェンジの周辺には、久留米・広川新産業団地と広川中核工業団地が整備され、雇用の受け皿となっています。

これらのさまざまな産業の振興が、活力ある地域づくりと住民の生活向上に寄与しています。

●住民アンケート調査で住民の満足度が高いもの**・農業の振興**

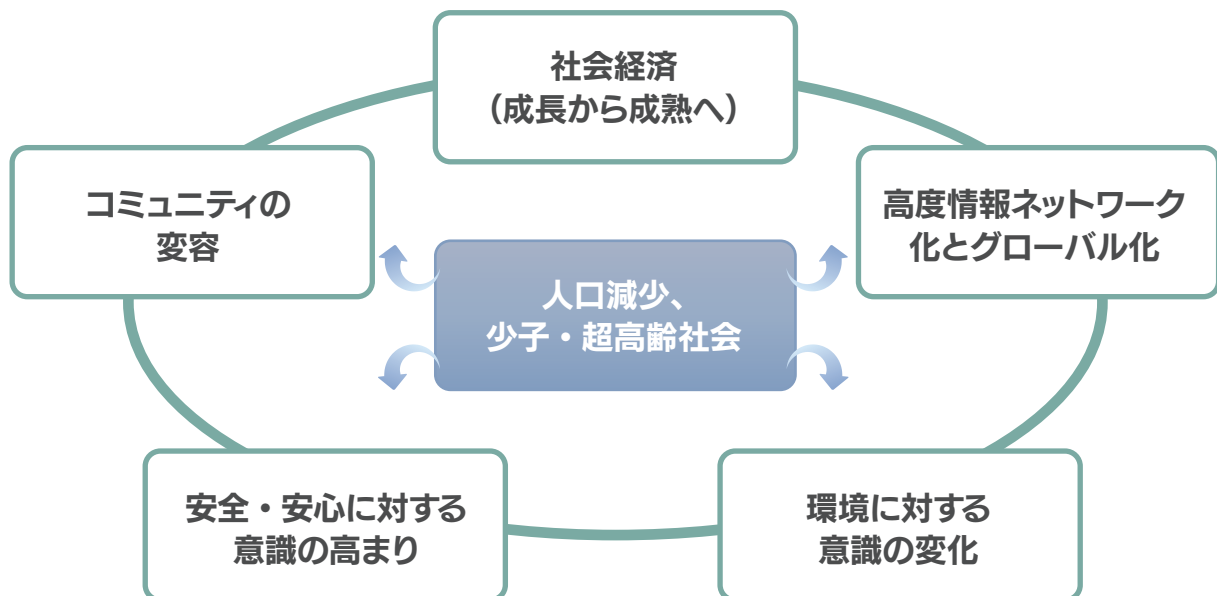
第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題

1 時代の潮流

本町を取り巻く時代の潮流について、6つの枠組みで整理しています。

これらの6つの枠組みは、それぞれがさまざまな場面において相互に影響しあいながら、社会の大きな流れとなっています。

また、この流れは並列的な影響関係ではなく、多くの場面において“人口減少、少子・超高齢社会”という人口問題（人口の規模及び構造の変化）に係る時代の潮流の変化に大きな影響を受けながら、他の5つの枠組みが変容・変化していくケースが多いと考えられます。



【人口減少、少子・超高齢社会】

『人口減少、少子・超高齢社会』は、個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴う少産化・晩婚化・非婚化の拡大によるところが大きく、今後も長期的な社会保障制度の逼迫を始め、労働力の減少や消費市場の縮小などが予想されます。

【社会経済（成長から成熟へ）】

『社会経済』は、人口の増加を前提とした大量消費社会から、人口減少を背景に“量から質へ”転換しました。

また、働き方の多様化のひとつの姿としての非正規雇用の拡大は、人生設計の不透明性を増し、結婚できない若者の増加のほか、貧困問題を含めた経済的格差の拡大として問題となっています。

【高度情報ネットワーク化とグローバル化】

『高度情報ネットワーク化とグローバル化』は、パソコン・スマートフォンの普及、情報処理や通信技術の進展により、地域や国の枠組みを超えて、だれもが容易につながることができるといった新たな関係性や、経済活動の可能性を大きく広げました。

しかし情報化やグローバル化が進む一方で、情報の管理やセキュリティ対策といった課題も大きくなっています。

【環境に対する意識の変化】

『環境に対する意識の変化』は、地球規模での人口増加を背景に、食糧やエネルギーなどの限りある地球資源の不足・枯渇を心配する意識の高まりとして捉えることができます。

併せて、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の進展によって、環境問題は地球規模で考えられており、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）においてもクリーンなエネルギーの活用、気候変動への対策や、海・森の豊かさを守るための指標などが設定され、各国・各地域での推進が求められています。

【安全・安心に対する意識の高まり】

『安全・安心に対する意識の高まり』は、直接的には人口減少などの影響を受けにくい枠組みですが、都市部では大規模災害発生後の帰宅難民対策が大きな課題となり、また、過疎化が進む山間部などでは地域における共助体制の低下などが問題となるなど、人口が集中する地域と過疎化する地域においては関心の持ち方や課題などが、異なる様相を呈しています。

とりわけ、近年多発・局地化する自然災害や、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』に伴う犯罪の高度化などに対して、地域の状況に応じた対応策が求められています。

【コミュニティの変容】

『コミュニティの変容』は、都市化に伴う価値観やライフスタイルの多様化などにより、核家族などの小家族へと変化してきたことの結果として、地域とのつながりが弱くなったことで、これまでのような地域社会における地縁に基づく地域コミュニティへの参加者が減少しています。

一方で、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の中、地縁にとらわれない新たなつながりによるコミュニティ（ソーシャル・ネットワークなど）が多く生まれています。

2 住民のニーズと期待

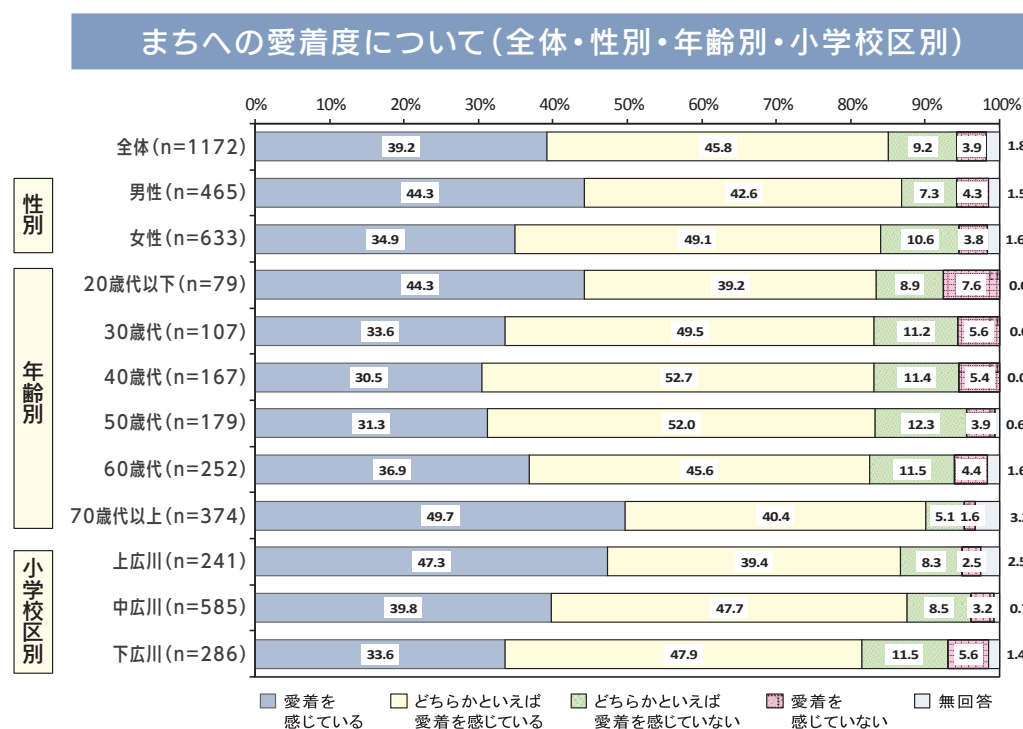
まちづくりの方向や各分野における重点施策要望などの実態を把握し、今後のまちづくりの基礎資料を得るために、令和元年9月～10月に住民アンケート調査を行いました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。

	住民アンケート調査
配布数	2,500
有効回収数	1,172
有効回収率	46.9%

2-1. まちへの愛着度

住民のまちに対する愛着度を把握するため、愛着を「感じている」、「どちらかといえば感じている」、「どちらかといえば感じていない」、「感じていない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「自分のまち」に対する愛着度は、「愛着を感じている」が39.2%、「どちらかといえば愛着を感じている」が45.8%、合計すると85.0%が愛着を感じています。一方、「愛着を感じていない」は13.1%（「どちらかといえば愛着を感じていない」9.2%及び「愛着を感じていない」3.9%の合計）となっています。



注：nはサンプル数。以下同じ。

2-2. まちの各環境に対する満足度

本町の9分野34行政施策を提示して、それらの満足度と重要度をたずねました。

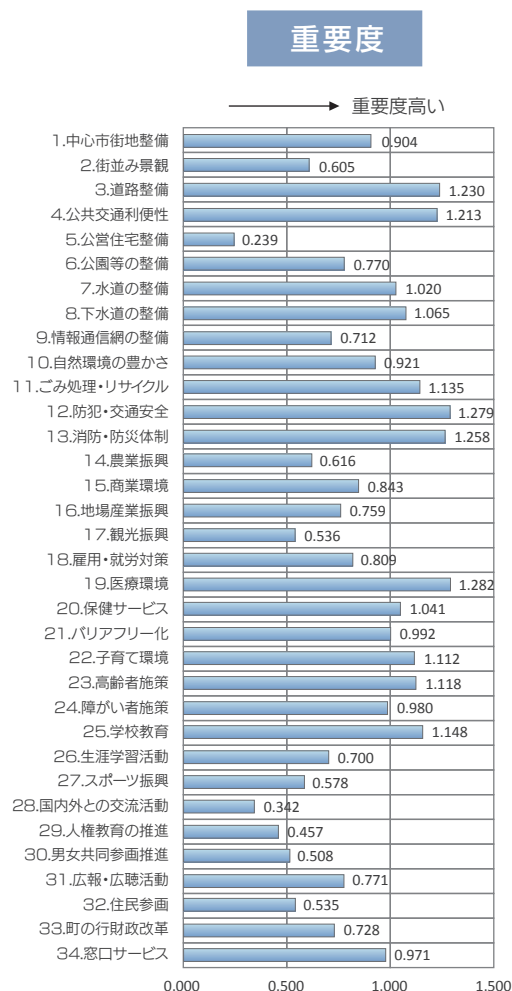
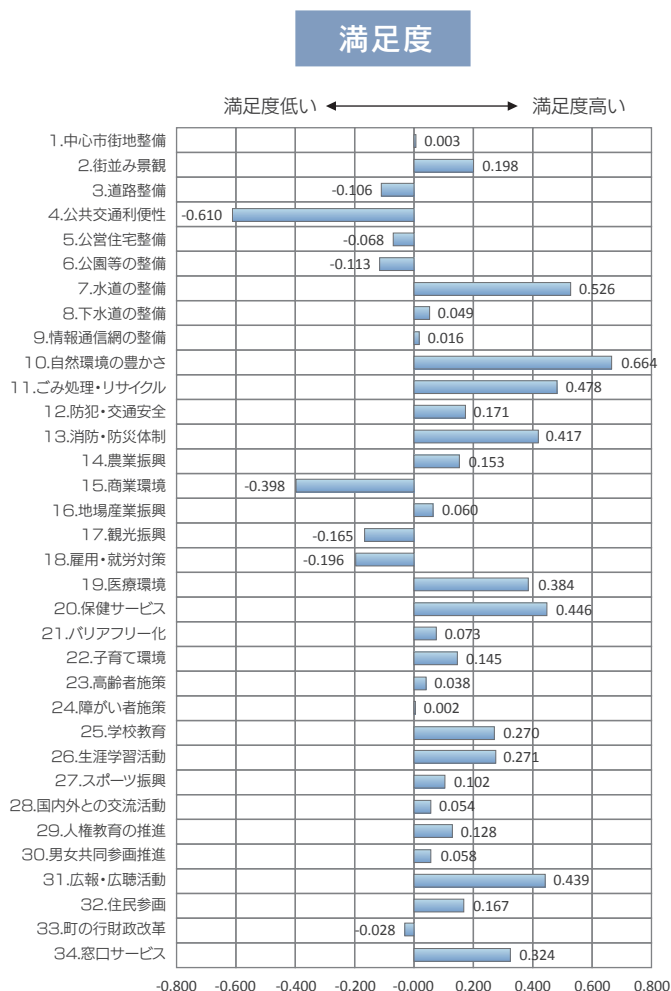
それぞれの行政施策の集計結果に、下記に示すスコアウエイトを与え、その平均スコアを算出しました。

(注) 満足度の平均スコア算出ウエイト

- ・満足…………… 2点
- ・やや満足…………… 1点
- ・どちらともいえない…………… 0点
- ・やや不満…………… -1点
- ・不満…………… -2点

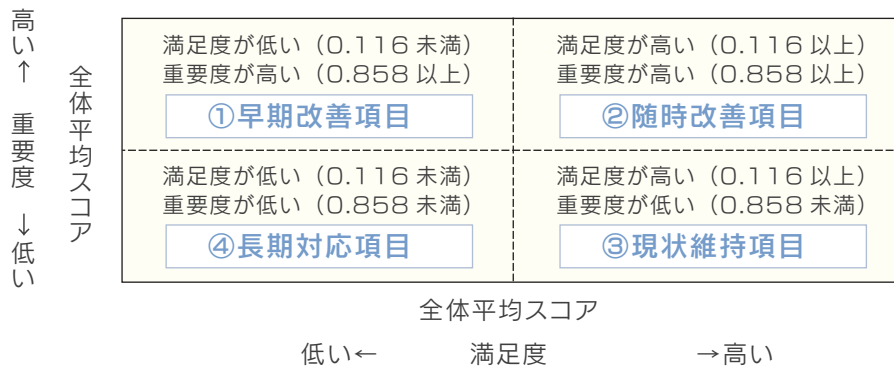
(注) 重要度の平均スコア算出ウエイト

- ・重要…………… 2点
- ・やや重要…………… 1点
- ・どちらともいえない…………… 0点
- ・あまり重要ではない…………… -1点
- ・重要ではない…………… -2点

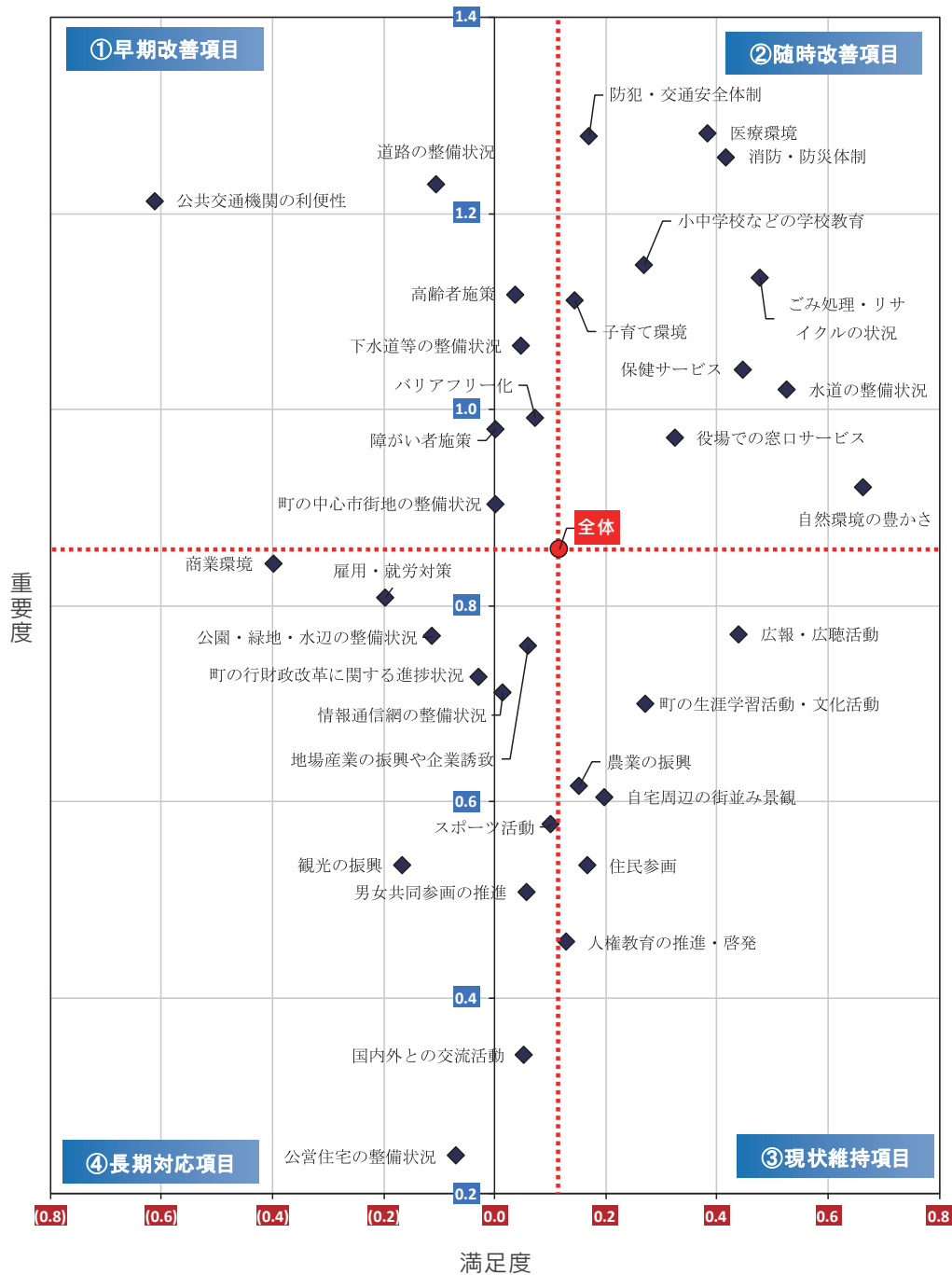


また、満足度と重要度の平均スコアから34の行政施策を4つのグループに分類しました。

なお、この分類は、相対的なものであり、平均点に近くなるほど隣接する領域の要素も含まれてくるため施策の方向性を明確に位置づけるものではなく、ある程度の方向性を示すものです。



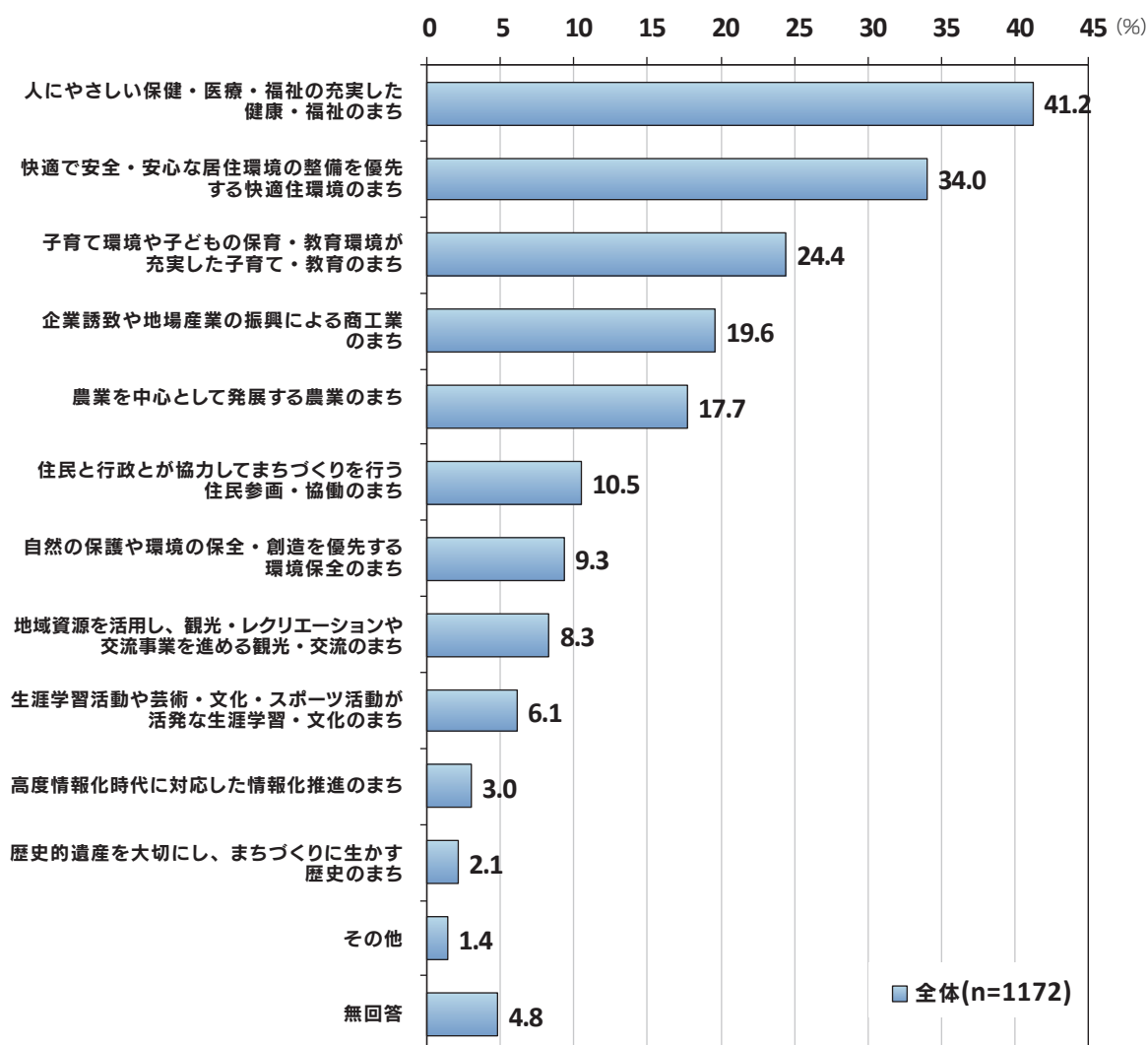
満足度・重要度の平均スコアによる散布図



2-3. 今後のまちづくりの特色

本町を今後どのような特色のあるまちにすべきだと考えているかについては、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」が41.2%と最も多く、次いで「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(34.0%)、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」(24.4%)となっています。

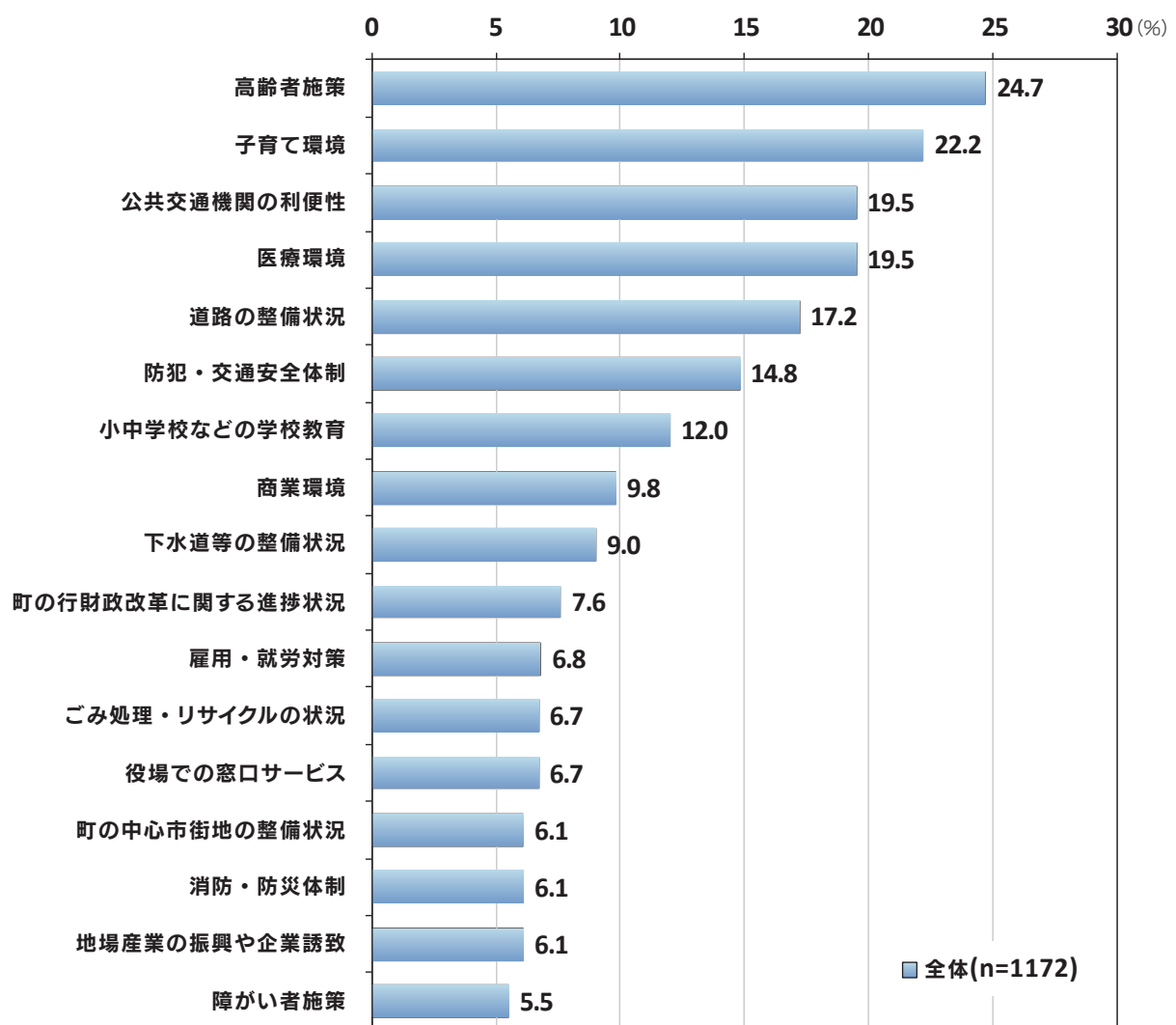
今後のまちづくりの特色（全体／複数回答（2つまで選択可））



2-4. 今後力を入れるべき施策

今後、もっと力を入れるべきと思う施策としては、「高齢者施策」が24.7%と最も多くなっています。次いで「子育て環境」(22.2%)、「公共交通機関の利便性」(19.5%)、「医療環境」(19.5%)、「道路の整備状況」(17.2%)、「防犯・交通安全体制」(14.8%)、「小中学校などの学校教育」(12.0%)となっています。

今後力を入れるべき施策（全体／複数回答（3つ選択）、上位20位）



3 まちづくりの主要課題

町勢の概要、本町の特性、時代の潮流、住民のニーズと期待から、今後の本町のまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

3-1. 住民主体の自立する地域の形成

各地域の特性、誇りや愛着を生かして、コミュニティ活動の活性化と住民の連帯感、まちに住むよこびを醸成する必要があります。地域において、高齢者や子どもをはじめ弱者を地域全体で見守り、助け合うなど、自らが考え行動する体制づくりを進めることが大切であり、参画と協働による住民自治を確立することが求められます。

また、誰もが健康で幸せに生活できるように、身近にある人権をみんなが尊重し、明るく住みよい地域づくりが必要となります。

このために、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、住民の参画・協働を進めるとともに、情報・交流基盤の整備、人権尊重、男女共同参画社会の形成、地域での諸活動の活発化などを図る必要があります。

3-2. 健全な行財政運営の推進

社会・経済情勢は今後も急速に変化し、行政ニーズの多種・多様化や、人口減少、少子・超高齢社会の進展に伴う長期的な社会保障制度の逼迫、労働力の減少や消費市場の縮小などが想定される中、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

財政状況と事業効果の分析を積極的に行い、事業の重点化・選別化を図りながら効果的・効率的な財政運営を推進していく必要があります。

3-3. 少子・超高齢社会に対応するしくみの確立

少子・超高齢社会が進む中で、高齢者や障がい者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、介護、福祉サービスの充実と連携を図り、健康増進及び健康長寿を図る必要があります。

また、少子化や核家族化などの社会変化に対応して、子どもを産み育てることに喜びを持ち、未来を担う子どもたちが家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長できる環境としくみをつくる必要があります。このことは、将来(10～15年先)の生産年齢人口や子育て世代の増加につながることであります。

3-4. 地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、開かれた学校づくりや人材の育成を図る必要があります。

また、住民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習・生涯スポーツ環境の整備・充実も重要となります。

さらに、歴史・文化遺産の保存と活用、各地域に伝わる伝統文化、住民主体の文化活動などを本町の共通の財産として、保護・振興・継承を図るとともに、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した新しい町民文化の創造を図る必要があります。

3-5. 交通・立地条件を生かした産業機能の充実

広域高速交通の要所にあるという地理的優位性を生かして、農業の活性化と他産業との連携を基軸に産業全体の振興を図るとともに、雇用・就労対策を推進する必要があります。

また、既存商店の再生を図るため、商工会などと連携して商業の活性化を図るとともに、少子・超高齢社会に対応した経営体系を検討する必要があります。

さらに、広域高速交通の結節点になる広川インターチェンジによる発展の可能性を踏まえ、業務拠点の整備を検討するとともに、新たな産業の立地、工業、観光などの振興、交流活動を促進する必要があります。

また、九州新幹線全線開業に伴い、九州新幹線船小屋駅を核とした周辺自治体で広域連携する筑後七国において、観光資源、特産品などの情報発信拠点や新たな観光ルートの開発・整備などによる観光の振興、地域活性化を図ることが求められます。

3-6. 社会活動を支える生活基盤の整備

安全で安心して生活ができ、しかも利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となります。災害や交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層推進することが必要です。

本町の優れた特性である交通立地条件を最大限に生かす視点に立ち、住民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、居住環境の整備、道路の整備、公共交通機関の利便性向上と交通ネットワークの整備など、便利で秩序ある生活基盤の整備を進める必要があります。

さらに、町内の地域によって、人口集中と人口減少が並存しており、調和のとれた地域づくりが課題です。

3-7. 地域特性を踏まえた快適な生活環境の形成

持続可能な循環型の社会づくりや低炭素社会づくり、恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しくうるおいのある生活環境づくり、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感でき、上下水道など生活環境施設の整備、公園・緑地の整備された、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進める必要があります。



町の木『いちよう』

第2部
基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

1 基本理念

本町のまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

基本理念①

定住を進める

優れた交通立地条件と豊かな自然を生きかし、人、物、技術、情報などの交流を通じて、まちに雇用と活力を創出し、定住を促進します。

基本理念②

豊かに暮らす

産業の振興と効率的な土地利用を図るとともに、住民の自主的活動を促進し、みんなが支え合い、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

基本理念③

人を育てる

町の持つ特性と素材を磨きあげ、地域の個性をのばし、人がたくましく育ち、一人ひとりが生き生きと活動するまちづくりを進めます。

基本理念④

地域を基礎に

住民と行政が同じ目標に向かって地域（コミュニティ）を基礎に協働して取り組み、多様な主体（個人、地域、団体、NPO、ボランティア、企業など）によって担われる「公共サービスの充実」に努めます。

2 目指す将来像

まちづくりの基本理念を総合的に勘案し、本町の目指す将来像を以下のとおり定めます。

将来像

みんなでつくる未来

だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川

～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～

“みんなでつくる未来”とは、住民みんなが主体となって力を合わせて、将来の世代にまちづくりを受け継いでいく意思を表しており、“だれもが元気で笑顔に満ちたまち”は、「人」を大切にして、みんなが健康で活発な生涯学習活動や産業活動などにより「笑顔」があふれる状態を指し、まちが生き生きとしている様を表しています。

“安全・安心・快適を実感できるまちづくり”とは、すべての人が安全で安心して、生涯快適に暮らすことができ、本町で住み暮らしたくなる、働きたくなるような暮らし、賑わいといったのびやかな生活スタイルをつくりあげ、誰もが住んでいる幸せを実感するまちの姿を表現しています。

第2章 主要指標の見通し

1 人口の推計

1-1. 今後の人口の推計

最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すれば、人口は令和2年19,951人、令和7年19,582人と減少傾向で推移するものと推計されています。

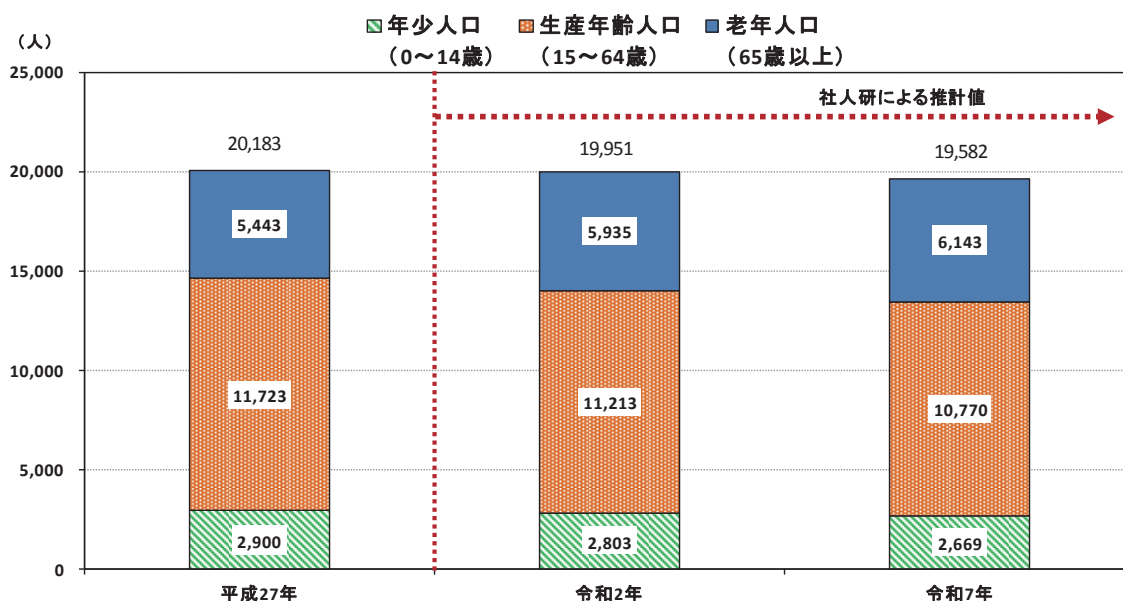
年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、老年人口(65歳以上)の増加が一層顕著となり、令和7年には6,143人と、構成比でも31.4%を占め、高齢化が進むことが想定されます。年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)については、令和7年にそれぞれ2,669人(13.6%)、10,770人(55.0%)になるものと想定され、年少人口、生産年齢人口の減少が進みます。

将来人口の推計結果

(単位：人)

項目	年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	年平均増減率	
					平成 27 ～令和 2 年	令和 2 ～令和 7 年
総人口		20,183	19,951	19,582	△ 0.23	△ 0.37
年少人口 (14 歳以下)		2,900 (14.4%)	2,803 (14.0%)	2,669 (13.6%)	△ 0.67	△ 0.95
生産年齢人口 (15～64 歳)		11,723 (58.1%)	11,213 (56.2%)	10,770 (55.0%)	△ 0.87	△ 0.79
老年人口 (65 歳以上)		5,443 (27.0%)	5,935 (29.7%)	6,143 (31.4%)	1.81	0.70

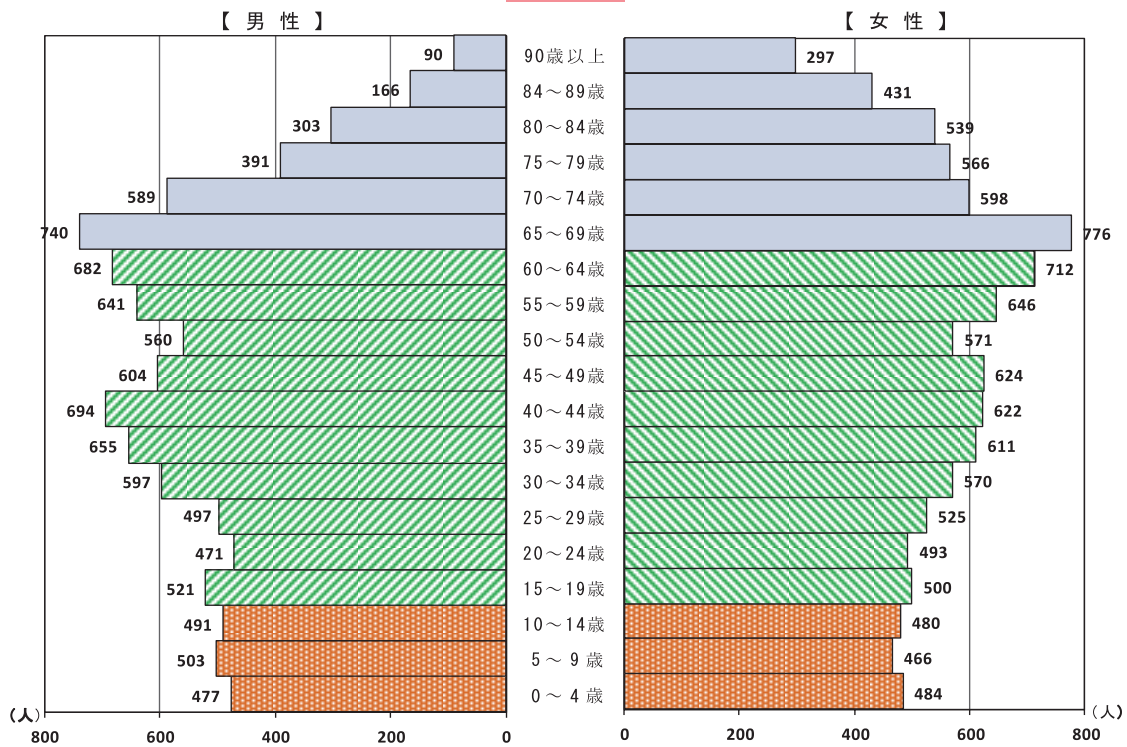
資料：平成 27 年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値



資料：平成 27 年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値

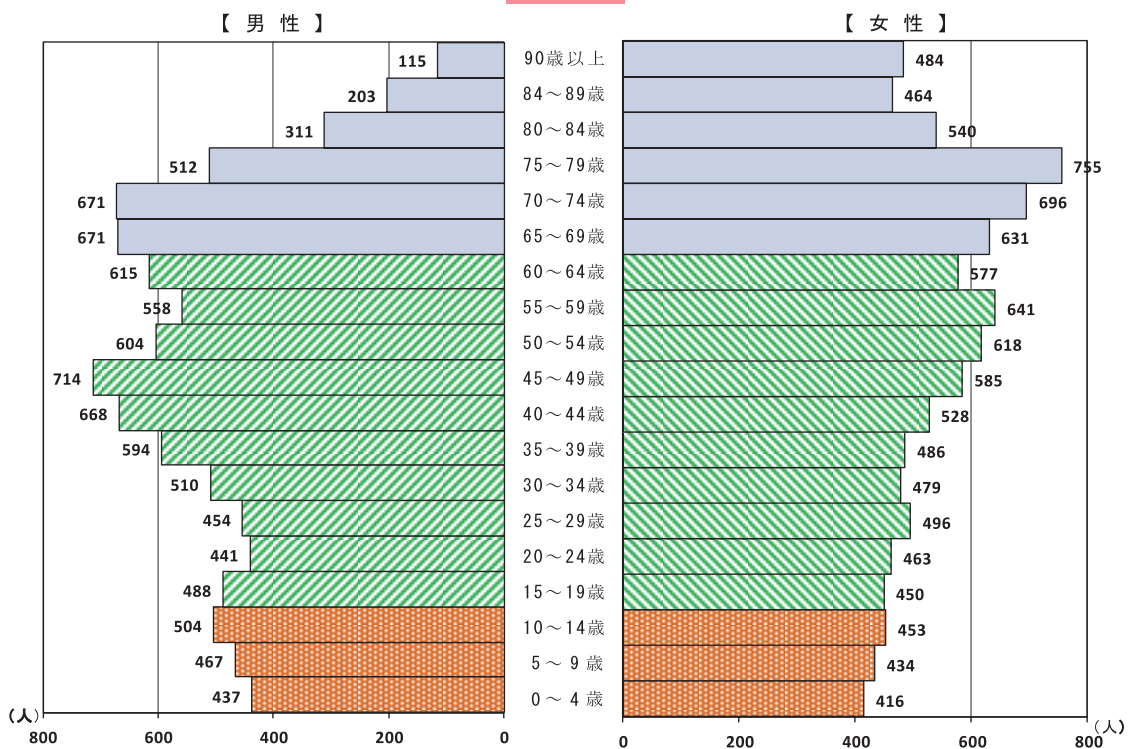
人口ピラミッド（平成27年）

平成27年



人口ピラミッド（令和7年）

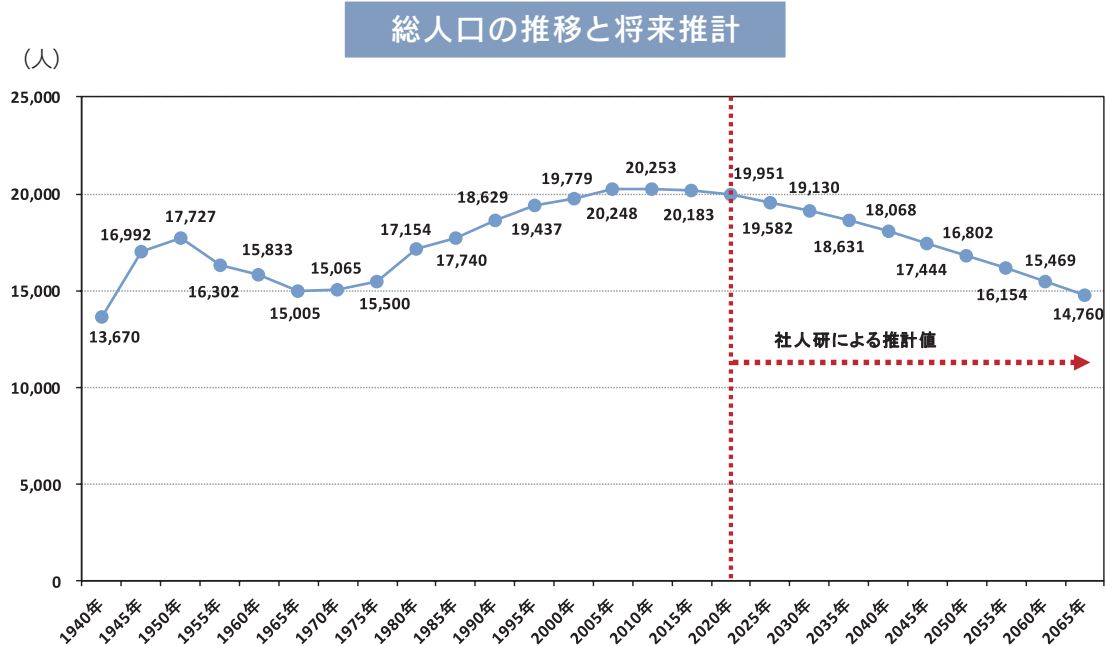
令和7年



資料：社人研推計値

総人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本町では、今後も人口の減少が続き、2060年には15,469人と平成27年(2015年)に対して76.6%に減少すると予想されています。



資料：2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

1-2. 広川町人口ビジョンの策定

このような見通しの中、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来を提示するものとして、平成28年3月に「まち・ひと・しごと創生 広川町人口ビジョン」を策定しました。

1-3. 広川町人口ビジョンの対象期間

平成27年(2015年)から令和42年(2060年)まで。

1-4. 人口ビジョンに示す目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある広川町」を実現する

- ①福岡市を中心とする広域的な都市圏、久留米市を中心とする都市圏との連携強化による誰もが暮らし続けられるまちづくり
- ②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、シニア世代の質の高いセカンドライフ実現を応援するまちづくり

本町は、福岡市や久留米市などの周辺自治体へ人口が流出している傾向にあるものの、高速道路インターなどの恵まれた交通環境により、福岡市の都心部まで車で1時間圏内、久留米市の中心部であれば30分圏内という地理的な特性があります。特に福岡市は、東京からの移住者や九州各地からの移住者が増えるといった大きな求心力を持っており、アジアに近接する地理的特性もあいまって、今後さらなる発展が期待されます。

将来にわたって活力ある広川町を実現するには、「福岡市周辺の都市圏・久留米市周辺の都市圏VS広川町」という構図で人口の奪い合いをするのではなく、九州北部に存在する重なり合った複数のエリア概念を持ち、その一角を担う存在としての立ち位置を考える必要があります。

このなかで本町が目指すべき方向性は、都市圏が持つ高度な機能や利便性を活用しつつ、町に残る自然や人のつながりの中で暮らすという、豊かなライフスタイルの実現にあると考えます。

①福岡市を中心とする広域的な都市圏、久留米市を中心とする都市圏との連携強化による、誰もが暮らし続けられるまちづくり

住民意識調査において、本町は周辺都市のベッドタウンとして機能していること、福岡市、久留米市方面への交通利便性の向上が求められていることが明らかになりました。町内だけで住民生活が完結していない現状からも、住民の求めるものすべてを町内だけで揃えるのではなく、福岡市、久留米市まで含めた範囲でまちづくりを考えていくことが効果的であるといえます。

このことから、公共交通網の再検討により所要時間を短縮し、福岡市中心まで1時間程度で移動することを可能にし、さらなる時間短縮やルート開発に限界がある場合は、移動時の快適性を向上させるなど、交通アクセスの向上にできる限り努め、広域的な圏域内で動きやすいまちを実現していくことが必要です。

②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、シニア世代の質の高いセカンドライフ実現を応援するまちづくり

住民アンケートやヒアリングなどから、若い世代は希望する仕事が地元にはないという認識が多いことや経済的な理由から理想とする子どもの数を持てていない人が多いなど、若い世代の希望がかなえられていない現状も明らかとなりました。ただ一方で、一度町を出たとしても将来的には家族と生活をしたいと考えている町外居住者がいることも明らかになりました。各種調査からは、多くの人が地元で働き、結婚し、子育てし、老後も安心してこの町で暮らしたいと願っている現状が見えてきました。

このことから、若い世代やシニア世代が定住し、次の世代へ「命をつなぐ場」としてこの町を選択してもらうためには、豊かな自然や人のつながりをはじめとした地域資源を活用して、のびのびした子育て、充実したセカンドライフの実現など、「自分らしく生きたい」という希望をかなえられるまちづくりを行い、若い世代も高齢者も安心して暮らし続けられる質の高い暮らし(暮らしの質(QOL)の向上)を実現する必要があります。

1-5. 人口の将来展望

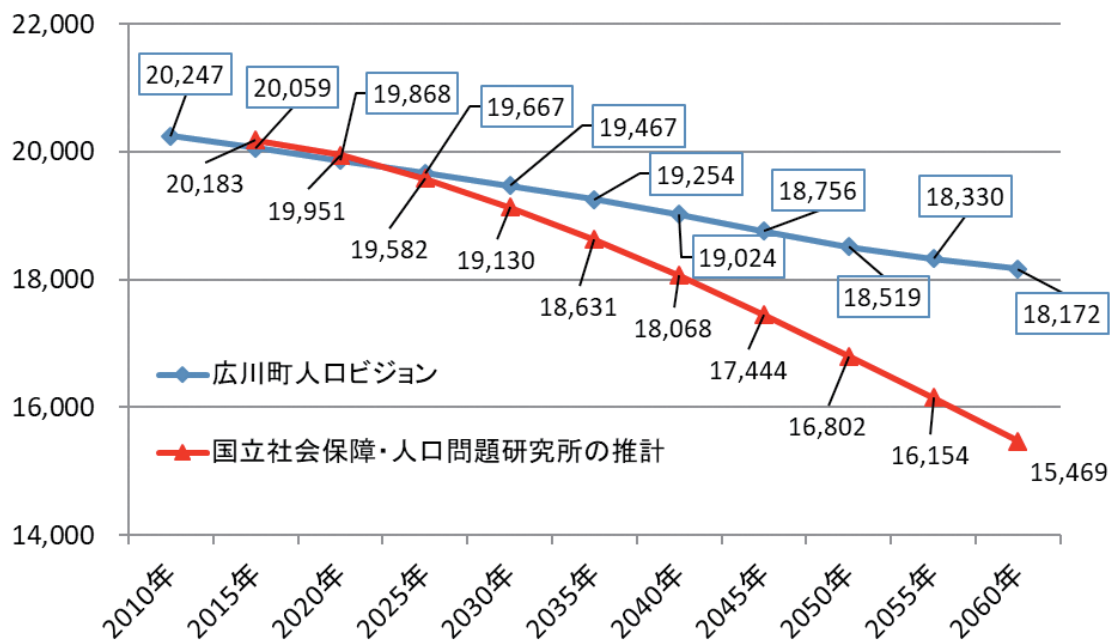
本町の将来を展望するにあたり、人口推計シミュレーションを行い、目標値として設定することとしました。

令和42年(2060年)に、総人口18,000人を確保することを目指す

- 令和42年(2060年)までの45年間の1年ごとに
30代の夫婦と子ども1人の3人家族15組(子育て世代)
60代夫婦3組(本町出身者の帰郷世代)
の社会増減の改善

- 合計特殊出生率を、
令和7年(2025年)に1.85程度
令和22年(2040年)に2.15程度
向上させる。

本町の人口展望



2 土地利用の基本方針

2-1. 土地利用に際しての共通視点

町は全体が都市計画区域、また、東部山間地域を除く全域が農業振興地域に指定されていますが、都市的及び自然的土地利用区域との区分を明確にし、自然がもたらす恵みを本町の貴重な財産として未来に引き継ぐ必要があります。

また、豊かな自然環境を背景に、肥沃な農地を生かした農業の振興をはじめ、住宅地の開発などの新しい定住条件の確保が求められています。

さらに、本町は、九州自動車道や主要な国道・県道、町道などで町内拠点及び町外の自治体とつながっています。これらの地域内や広域的な交通基盤を活用し、本町の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

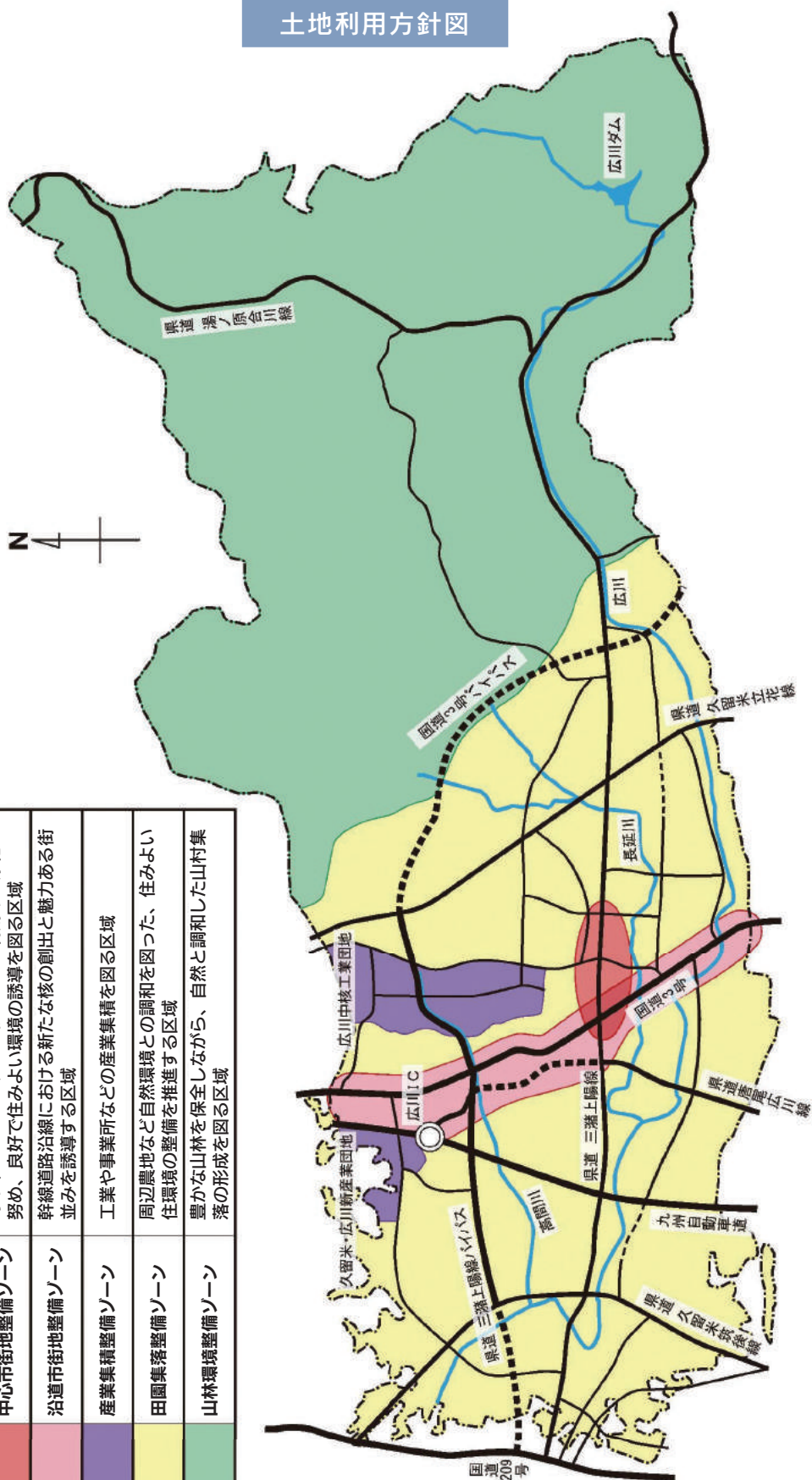
それぞれの特性に合わせた土地利用の方針を次のように設定します。

土地利用に際しての共通視点

- 山間部、平野部、河川などの自然環境を保全・有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に緑・水資源の保全と利活用を図ります。
- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、さまざまな社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。
- 既存宅地の有効活用と地域のバランスのとれた住宅開発により、定住人口の増加策を進め、人口減少社会においても活力を堅持します。

土地利用方針図

ゾーン区分	土地利用の方針
中心市街地整備ゾーン	町の中心地として、ふさわしい土地利用の整序化に努め、良好で住みよい環境の誘導を図る区域
沿道市街地整備ゾーン	幹線道路沿線における新たな核の創出と魅力ある街並みを誘導する区域
産業集積整備ゾーン	工業や事業所などの産業集積を図る区域
田園集落整備ゾーン	周辺農地など自然環境との調和を図った、住みよい住環境の整備を推進する区域
山林環境整備ゾーン	豊かな山林を保全しながら、自然と調和した山村集落の形成を図る区域



第3章 施策の大綱

1 基本施策

本町の将来像「みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～」の実現を図るため、次のとおり6つの基本施策を定めます。また、各分野に横断的に関連し、総合計画の中でも重点的に取り組むべき事業として、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点プロジェクトとして位置づけます。

〔まちづくりの基本理念〕

定住を進める

豊かに暮らす

人を育てる

地域を基礎に

〔将来像〕

みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川
～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～

〔基本施策(6つの柱)・重点プロジェクト〕

出会いと語らいのあるまち
(協働・交流・人権尊重・行財政)

人と人々が支え合うまち
(健康・医療・福祉・子育て)

人が育つ、人を育てるまち
(教育・文化)

人が集まり、働き、賑わうまち
(産業・観光・移住定住)

安全・安心でやすらぐまち
(消防・防災・居住環境・都市基盤)

自然と共生する快適なまち
(自然環境・上下水道・公園緑地)



重点プロジェクト
広川町まち・ひと・しごと創生
総合戦略

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

住民と行政の情報の共有を図りつつ、自己決定・自己統治という地方分権時代の到来を背景に、地域を基礎に住民が主役で地域が主体となったまちづくりが効果的に進められるよう、地域づくり活動やコミュニティ活動、交流活動などを一層支援・促進します。

また、情報発信・情報公開を推進し、各種計画策定や行政活動への住民参画を進めるとともに、多様な住民団体やボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入などによる住民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

さらに、誰もがお互いを認め、尊重して、支え合う人権尊重社会と男女共同参画社会づくりを進めます。

行財政運営では、窓口サービスをはじめ各種の行政サービスの向上や、職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化などを計画的に進めます。

施策の体系

出会いと語らい のあるまち

1. 参画と協働のまちをつくる

- 1-1. 協働によるまちづくりの推進
- 1-2. コミュニティ活動の推進

2. 人が交流するまちをつくる

- 2-1. 情報化の推進
- 2-2. 交流活動の推進

3. 人権を尊重するまちをつくる

- 3-1. 人権尊重社会の形成
- 3-2. 男女共同参画社会の実現

4. 行財政運営の充実したまちをつくる

- 4-1. 行政サービスの向上と効率的行財政の運営



基本施策 2 人と人が支え合うまち

少子高齢化がすすむ中、人生100年時代を見据え、乳幼児から高齢者まですべての住民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を目指します。

高齢者や障がいのある人の介護予防や自立支援、生きがい対策、社会参加活動、子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境づくり、さらには、健康寿命延伸のための予防・健康づくり活動やボランティアの育成など、事業の推進に努めます。

施策の体系

人と人が 支え合うまち

1. 健康に暮らすまちをつくる

1-1. 自らの健康づくりの推進

2. 支え合いを実感できるまちをつくる

2-1. 地域福祉の推進

2-2. 高齢者福祉の推進

2-3. 障がい者福祉の推進

2-4. 社会保障の適正な運営

3. 子どもを産み育てやすいまちをつくる

3-1. 子育て支援の充実



基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた生きる力を育む学校教育の推進や、コミュニティスクールなどの地域と共に歩み、地域に密着した特色ある学校づくりを進めます。また、情報化社会の進展に対応したICT教育の充実を図ります。

生涯学習については、まちの未来を担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、地域社会や家庭における教育活動を推進するため、諸団体の活動支援や家庭教育の向上を図るとともに、次代を担う青少年の健全育成に努め、社会の変化に対応する青少年教育の充実を図ります。

さらに、住民主体の芸術・文化・スポーツ活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援・促進していきます。

施策の体系

人が育つ、人を育てるまち

1. 学びと人を育てるまちをつくる

- 1-1. 学校教育の充実
- 1-2. 生涯学習の推進
- 1-3. 生涯スポーツの振興
- 1-4. 青少年教育の推進

2. 広川文化を発信するまちをつくる

- 2-1. 多様な文化・芸術活動の支援



基本施策 4 人が集まり、働き、賑わうまち

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。

そのため、農業生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農業の推進、広川ブランドづくり、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消」や「6次産業化」の考え方を導入しつつ、産業間連携を推進します。

商工業については、地場産業・伝統産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を生かした企業誘致とともに新産業の創出や起業化を支援・促進します。特に、国道3号バイパス計画を視野に入れた新たな産業団地や道の駅の整備を進めていきます。

また、新しい農産物ブランドを開発するとともに、観光と結びつけたシティプロモーションの取組やSNSなどの情報資源を活用した産業の「見える化」を推進します。

さらに、地元企業と住民との交流や協力を通じて、地元就職による雇用促進と定住につなげていきます。

施策の体系

人が集まり、働き、賑わうまち

1. 賑わいと活気のあるまちをつくる

- 1-1. 農林業の振興
- 1-2. 工業・地場産業の振興
- 1-3. 商業・サービス業の振興

2. 人が集うまちをつくる

- 2-1. 観光戦略の展開
- 2-2. 移住・定住の促進



基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

近年多発する豪雨、地震などの大規模自然災害から住民の安全・安心を確保することが重要です。防災減災体制の強化のためのソフト面・ハード面の充実、地域住民が主体的に活動できる迅速な災害対応態勢の確立を図り、災害に強いまちづくりを行います。

併せて、身近な暮らしにおいても、交通事故・消費者トラブル・犯罪防止に努め、住民の生命と財産を守ります。

また、定住の基礎となる安全・快適で住みやすい居住環境の整備を進めます。国道3号バイパス計画をはじめとする道路ネットワークの整備を進め、県南部の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくり、町内の移動を容易にする公共交通機関の利便性向上などの公共交通体系の整備を進めます。

施策の体系

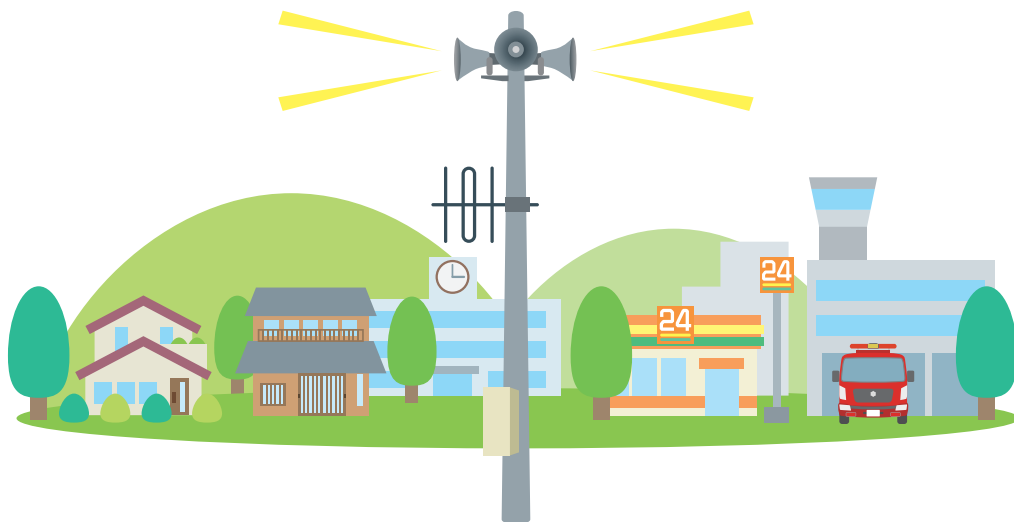
安全・安心で
やすらぐまち

1. 暮らしを守るまちをつくる

- 1-1. 消防・防災対策の充実
- 1-2. 交通安全・防犯体制の充実

2. 住みやすく便利なまちをつくる

- 2-1. 居住環境の整備
- 2-2. 道路・交通網の整備



基本施策 6 自然と共生する快適なまち

豊かな自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、生態系の維持、景観の保全が求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルやごみ処理体制の維持などの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。このため、自然環境と景観の保全、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上下水道の整備や維持管理を効果的に進めます。

また、既存公園を活用し、子ども達が元気に遊ぶことができる遊び場づくりを推進します。

施策の体系

自然と共生する 快適なまち

1. 環境と共生するまちをつくる

- 1-1. 循環型社会の形成
- 1-2. 環境と景観の保全

2. 生活環境の整ったまちをつくる

- 2-1. 上下水道の整備
- 2-2. 公園・緑地の整備



重点プロジェクト

広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、全国各地で取り組まれています。

その背景となった「まち・ひと・しごと創生法」では、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を、安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと）、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出（しごと）を一体的に推進することが必要とされ、政府はそのための目標や施策の基本的方向性、個別施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をつくり、市町村は地域に応じた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をつくり、相互に連携を図りながら各種施策に取り組むことを求めています。

広川町においても、平成28年3月に、令和42年（2060年）までの長期的な人口展望をまとめた「広川町人口ビジョン」を策定するとともに、その実現に向けた「広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、各種施策に取り組んでいます。

この総合戦略については、総合計画の中でも、各分野に横断的に関連するものであり、特に、目標人口の達成に向けて特に取り組むべき、施策事業をとりまとめたものであるため、総合計画の中でも重点的に取り組むべき事業として位置づけます。

基本目標① 地域資源の可能性を広げて、安心して働けるようにする

安心して働ける場所の確保は、移住者にとっても住民にとっても、広川町で暮らし続けるためには重要な要素です。福岡都市圏まで通勤することも考えられますが、安定した人口を確保するためには、移住定住と雇用の確保、あるいは創業支援が車の両輪として機能しなければなりません。

そのため、若者のニーズに合わせた、企業の雇用拡大のための支援や、農業や伝統工芸といった地域資源を生かした新たな仕事の創出などに取り組み、雇用や就業の拡大に努めます。

基本目標② 広川町とつながるひとを増やし、新しいひとの流れをつくる

移住者の確保のためには、仕事づくり、住まいの確保と並行して、人と人との関係づくりを後押ししていく必要があります。まずは広川町の魅力を広く発信して、移住を検討している人に必要な情報を届け、広川町の魅力に実際に触れる機会を作り、この町での暮

らし方や町の雰囲気にも共鳴してくれる人を増やして、仕事や住まいの確保につなげていく。このサイクルを地道に、着実に回すことに努めます。

また、新たなつながりのかたちとして、都市部に住んでいながら広川町を応援する人も重要です。応援のかたちもさまざまで、地域の行事があるときは広川町を訪れ手伝うことも考えられます。また、財政的な応援の手段として、ふるさと納税制度を活用した寄附による応援もありますし、企業版ふるさと納税制度を活用して、法人でも広川町を応援することができます。第2期総合戦略では、広川町とつながる人（法人）を増やすことにも取り組んでいきます。

基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口減少社会にあっても、できるだけ世代構成の安定化が重要であり、急速な少子化を防ぐことが必要です。住民アンケートでも、理想としている子どもの数に対して、実際持つ予定の子ども数が少ないことが明らかになりました。

結婚や出産は、誰かに強制されるものでは決してありませんが、結婚や出産を希望する人が自ら望む暮らしを手に入れられるよう、パートナーとの出会いの場づくりや情報提供などの支援を、これまでのように官民協働で行うとともに、理想の子ども数を実現し、安心して健やかな子どもを育てられる環境をつくるため、婚活、妊娠、子育て、教育まで総合的な支援を行います。

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ることができる魅力的な地域をつくる

国内でも躍動している都市として注目される福岡市は、今後も中心地再開発が計画されており、アジアに近い立地も生かして、九州山口から人口を集めて成長を続けています。広川町はその中心地である天神や博多駅と高速バスでアクセスしており、通勤通学圏内になる可能性を持っています。そのためには広域公共交通の利便性を高めていくことが求められるため、引き続き、利便性向上や利用者増加のための施策に取り組めます。

福岡都市圏の都市的機能も享受できるまちづくりと併せて、上広川校区の移住支援を強化することにより、町内の均衡ある振興にも努めます。また、未来の産業拠点創出を見据え、新たな国道バイパス建設構想の進捗に合わせて、広川インター周辺の開発の検討や新たな工業団地、道の駅の整備なども検討していきます。

2 施策の体系

6つの基本施策により、行うべき施策の体系を次のとおりまとめ、まちづくりを展開していきます。

みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち
 安全・安心・快適を実感できるまちづくり
 広川

基本施策 1 出会いと語らいのあるまち

1. 参画と協働のまちをつくる
 - 1-1. 協働によるまちづくりの推進
 - 1-2. コミュニティ活動の推進
2. 人が交流するまちをつくる
 - 2-1. 情報化の推進
 - 2-2. 交流活動の推進
3. 人権を尊重するまちをつくる
 - 3-1. 人権尊重社会の形成
 - 3-2. 男女共同参画社会の実現
4. 行財政運営の充実したまちをつくる
 - 4-1. 行政サービスの向上と効率的行財政の運営

基本施策 2 人と人が支え合うまち

1. 健康に暮らすまちをつくる
 - 1-1. 自らの健康づくりの推進
2. 支え合いを実感できるまちをつくる
 - 2-1. 地域福祉の推進
 - 2-2. 高齢者福祉の推進
 - 2-3. 障がい者福祉の推進
 - 2-4. 社会保障の適正な運営
3. 子どもを産み育てやすいまちをつくる
 - 3-1. 子育て支援の充実

基本施策 3 人が育つ、人を育てるまち

1. 学びと人を育てるまちをつくる
 - 1-1. 学校教育の充実
 - 1-2. 生涯学習の推進
 - 1-3. 生涯スポーツの振興
 - 1-4. 青少年教育の推進
2. 広川文化を発信するまちをつくる
 - 2-1. 多様な文化・芸術活動の支援

基本施策 4 人が集まり、働き、賑わうまち

1. 賑わいと活気のあるまちをつくる
 - 1-1. 農林業の振興
 - 1-2. 工業・地場産業の振興
 - 1-3. 商業・サービス業の振興
2. 人が集うまちをつくる
 - 2-1. 観光戦略の展開
 - 2-2. 移住・定住の促進

基本施策 5 安全・安心でやすらぐまち

1. 暮らしを守るまちをつくる
 - 1-1. 消防・防災対策の充実
 - 1-2. 交通安全・防犯体制の充実
2. 住みやすく便利なまちをつくる
 - 2-1. 居住環境の整備
 - 2-2. 道路・交通網の整備

基本施策 6 自然と共生する快適なまち

1. 環境と共生するまちをつくる
 - 1-1. 循環型社会の形成
 - 1-2. 環境と景観の保全
2. 生活環境の整ったまちをつくる
 - 2-1. 上下水道の整備
 - 2-2. 公園・緑地の整備



重点プロジェクト 広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第3部 基本計画

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

1 参画と協働のまちをつくる

1-1. 協働によるまちづくりの推進

施策の目的

住民や各種まちづくり関係団体などと行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決のしくみづくりに向け、住民参画のまちづくりを目指します。



現状と課題

地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充に伴い、町の財政運営に一層の厳しさが加わる中で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に地域で活動するさまざまな主体（住民、行政区、まちづくり活動団体、NPO、企業など）と行政が連携・協働しながら、地域の暮らしを守る取組を持続的に行う必要があります。

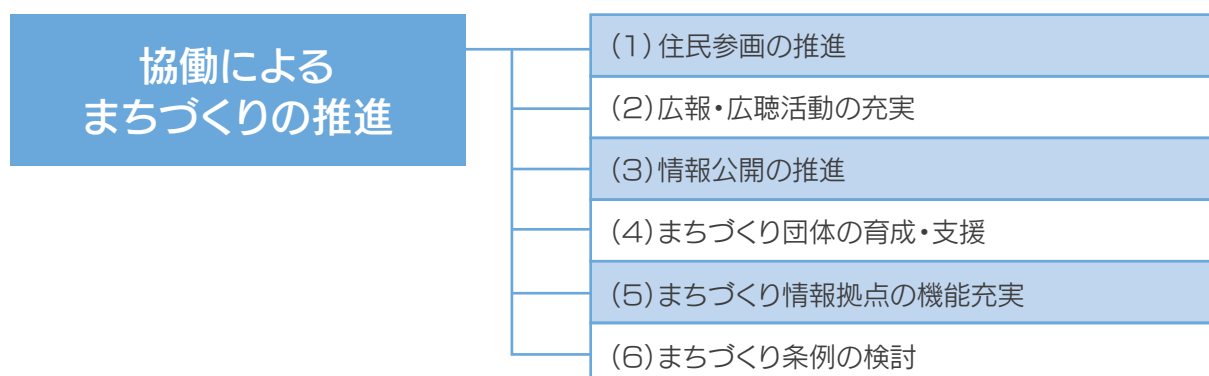
本町では、広報紙やホームページの充実、携帯端末などへの情報発信などを中心とする広報・広聴活動を推進しているほか、情報公開条例及び個人情報保護条例のもとでの、情報公開を推進しています。一方、ワークショップやパブリックコメントの実施など計画策定段階からの住民参画を推進しており、特に公募委員による自主参画などにより、住民の行政参加の意識も向上しています。

また、広川町協働推進計画の推進など多様な参画・協働のしくみづくりや住民の協働への理解に努めています。

さらに、広川町協働推進計画に基づき、ボランティア活動センターの機能充実を図り、ボランティア団体などの育成や、住民がさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを進めています。

今後は、これらの取組をさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりのしくみとして定着するよう、住民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取組を一層積極的に進めていくことが必要です。

施策の体系



主要な施策

(1) 住民参画の推進

住民の多様なニーズによる課題に対応し、住民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員などの一般公募、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、住民がまちづくりの中心となる自主的・積極的な参画を進めます。

「広川町協働推進計画」に基づき、事業推進・連携を図り、協働のまちづくりを推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

町の情報をより分かりやすく提供するために、広報紙やホームページの情報内容の充実を図ります。

また、政策・施策に住民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施などの広聴活動を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

住民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

(4) まちづくり団体の育成・支援

まちづくり活動を行っている住民・ボランティア・NPOなどの団体の自主的な活動を育成・支援します。

(5) まちづくり情報拠点の機能充実

広川町協働推進計画に基づき、広川町ボランティア活動センターの機能充実を図るとともに、地域の課題解決に向けた情報を発信するなど、住民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(6) まちづくり条例の検討

住民自治に基づく自治体運営の基本姿勢を明確にするまちづくり条例(自治基本条例)の制定について、研究を深めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
まちづくり団体登録数 (団体)	—	35	38	まちづくり団体登録制度によるボランティア活動センター登録団体数
地域活動やボランティア活動に参加したい率(%)	—	27.6		アンケートで地域活動やボランティア活動に参加したいと答える住民割合
町ホームページ情報発信 (記事)数(件)	—	593	700	年間の町ホームページ情報発信数(記事の掲載数)
町ホームページ閲覧件数 (件)	98,851	314,938	410,000	年間の町ホームページ閲覧件数
町の広報・広聴活動に関する取組についての満足度(%)	43.2	43.0		アンケートで町の広報・広聴活動に関する取組(広報紙やホームページなど)について満足していると答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・広川町協働推進計画

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

1 参画と協働のまちをつくる

1-2. コミュニティ活動の推進

施策の目的

地域の連携や特性を生かした魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の推進による地域づくりを支援します。



現状と課題

高齢者・健康対策、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成や子育て支援、伝統文化の伝承などの課題に対してコミュニティの果たす役割は益々大きくなっており、住民などが主体となって地域社会を支える組織づくりや取組が必要となっています。

また、小規模集落などによっては、急速に少子高齢化が進行するなど、将来コミュニティ活動の維持が困難となる地域が出ることが予想され、活動支援や他地区との広域的なコミュニティの連携が必要となっています。

このような中、本町では、全32地区において「地域づくり計画書（第1期）」が策定され、各まちづくり委員会を中心に、地域の課題解決のための活動が行われてきました。

引き続き本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動のための有効な支援施策を推進し、地域の課題を自ら解決することができる住民主体の地域づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

コミュニティ活動 の推進

- (1) コミュニティ意識の高揚
- (2) コミュニティの支援
- (3) コミュニティ施設の充実
- (4) 地域づくり計画の推進

主要な施策

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性の啓発や、活動の状況などについての広報活動を行い、地域での各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2) コミュニティの支援

共に助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、地域コミュニティ推進事業や自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守り、子育て支援活動などさまざまな活動への支援を行います。

(3) コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動の中心となる公民館区分館などの施設や設備について、その充実を支援します。

(4) 地域づくり計画の推進

地域の特性と課題を住民みんなで共有し、地域の実情に即した地域づくりを進めるための指針となる地域づくり計画書について、令和3年度からの第2期計画の策定及び計画実行のための支援を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
地域づくり計画書(第2期)を策定した行政区などの地区数(地区)	—	0	32	地域コミュニティ推進事業実施行政区の数
コミュニティ施設(分館)の年間利用者数(人)	73,831	87,670	96,000	コミュニティ施設の年間の総利用者数

個別計画・関連計画

- ・広川町協働推進計画

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

2 人が交流するまちをつくる

2-1. 情報化の推進

施策の目的

情報通信基盤を活用して、住民や団体、企業が手軽に行政サービスを受けられる利便性の高い情報化社会に対応したまちづくりを目指します。また、観光や地域情報、防災情報など積極的な情報発信に努めます。



現状と課題

情報化の進展とともに、社会が抱えるさまざまな諸課題に対応するため、各分野（農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティなど）におけるICTの効果的な利活用が不可欠となっています。

地方自治体においては、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、いつでも・どこでも・何でも・だれでもが気軽にネットワークを利用できる情報化の実現に向けた取組が進められています。今後は、簡単に情報の伝達・取得ができる環境を整えていく必要があります。

庁内の情報システムについては、既存の各種システムの維持、充実のほか、情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに、AIやRPAなどのICTを活用して、行政事務の効率化を検討していく必要があります。

また、国が進める社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を推進するため、住民への十分な周知広報やマイナンバーカードを円滑に交付できる体制が必要です。

町のSNSやスマートフォンアプリなどによる情報提供手段

種別	名称	情報内容
SNS	Facebook	総合的な町の情報配信
SNS	LINE（町総合）	総合的な町の情報配信
SNS	LINE（図書館）	図書館のイベント情報などを配信
メール配信	情報（防災）配信サービス	防災情報のメール配信
メール配信	防災メール・まもるくん	防災情報及び地域の安全に関する情報のメール配信
アプリケーション	マチイロ	広報紙の配信
アプリケーション	さんあーる	ごみ分別・収集の情報配信
アプリケーション	広川まち子の育児日記	母子保健、子育て支援情報の配信

施策の体系

情報化の推進

- (1) 住民への情報発信の強化
- (2) 社会保障・税番号制度の推進
- (3) 電子自治体の構築

主要な施策

(1) 住民への情報発信の強化

広報紙やホームページに加えて、携帯端末などで情報を受け取ることができるサービスの拡充を行い、情報発信の強化を図ります。

(2) 社会保障・税番号制度の推進

他機関との円滑な情報連携が取れる体制を整えるとともに、住民の安心を確保するための十分な情報セキュリティ対策を講じ、住民サービスの向上や行政事務の効率化、国・地方の連携に伴う運用サポートの充実に努めます。

また、マイナンバーカードの取得を推進するために、カードの利便性や安全性への理解促進やカードの円滑な交付に取り組めます。

(3) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、マイナンバーカードを利用した証明のコンビニ交付サービスの導入など、利便性の向上を図ります。また、AIやRPAの実証事業の状況を踏まえて、導入による行政事務の効率化を検討します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町のSNS(総合的な町の情報配信)登録者数(件)	—	999	3,140	総合的な町の情報配信を行うFacebook・Lineの登録者数
マイナンバーカード普及率(%)	—	7.9	95.0	マイナンバーカードの全住民に対する交付率(現状値は令和元年8月時点)
町の情報通信網の整備状況についての満足度(%)	12.3	22.7		アンケートで、町の情報通信網の整備状況について満足と答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・マイナンバーカード交付円滑化計画
- ・マイキーID設定支援計画

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

2 人が交流するまちをつくる

2-2. 交流活動の推進

施策の目的

さまざまな交流活動の中で、国際交流をはじめ、町内外の地域間のふれあいを通して、感動と理解を深め合い、地域資源を生かした人間性豊かな交流を推進します。



現状と課題

情報化の進展や交通網の発達などを背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取組が求められます。

国際交流については、中国蘇州市滄浪区（現在の姑蘇区）との友好交流協定による交流活動や、アジア太平洋こども会議事業でのホームステイの受け入れなど、広く交流を進めてきました。それに加え、今後増加が予想される在留外国人に対する支援も必要となっています。今後も引き続き、多くの住民が国際交流に関わり、国際理解が深まる機会を設ける必要があります。

地域においても、子ども達が交流するきらめき学習や校区ネット活動など、さまざまな交流活動が展開されています。また、筑後七国での観光振興、地域活性化の取組や、近隣の大学との交流など、他地域との交流も進めています。

こういった交流活動については、まちの魅力を高める政策の一つとして、これからも交流の促進や関係人口の創出など、一層の取組が求められます。

施策の体系

交流活動の推進

- (1) 地域間交流の促進
- (2) 民間交流団体の支援
- (3) 国際交流活動と多文化共生のまちづくりの推進
- (4) 大学などとの連携の推進

主要な施策

(1) 地域間交流の促進

地域の情報発信機能の強化を図り、恵まれた自然や観光、特色あるイベントなどの地域資源を生かしながら、町外との交流を進めるほか、行政区間や学校同士、団体同士の交流を促進します。

(2) 民間交流団体の支援

外国人が生活するために必要な日本の文化や習慣を学ぶ教室などを行う民間交流団体の活動を支援します。

(3) 国際交流活動と多文化共生のまちづくりの推進

国際交流、国際理解教育に取り組む広川町国際交流協会(HiFA)との協働によりアジア太平洋子ども会議(APCC)事業などの交流活動に取り組み、国際感覚の醸成を図ります。

また、在留外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、言語の問題に対する支援や交流の場づくりなど、多文化共生のまちづくりを推進します。

(4) 大学などとの連携の推進

近隣の大学との協定に基づき、地域行事への参加や教育支援、地場産業の振興に対する取組など学生との交流を進めます。また、インターンシップの積極的な受け入れや、Origie(広川町移住定住促進センター兼滞在交流施設)を活用した滞在交流事業を実施し、近隣大学だけでなく、広く交流を深めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
国内外との交流活動の 満足度(%)	8.7	10.9		アンケートで、町の 国内外との交流活動 について満足と答え る住民割合
国際交流イベントの 参加者数(人)	—	533	600	APCC事業など国 際交流イベントの参 加者数

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

3 人権を尊重するまちをつくる

3-1. 人権尊重社会の形成

施策の目的

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、住民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるための人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、国や県との役割分担を踏まえて、相談に的確に応ずるための体制の充実を図ります。



現状と課題

日本国憲法が基本原理とする「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取組が進められてきましたが、今日もなお同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他さまざまな人権問題が存在します。

本町では、人権・同和問題の解決に向け、学校教育、社会教育において、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて、啓発・教育施策を推進しています。

しかし、情報化の進展に伴い、さまざまな情報を容易に取得・発信できるようになり、匿名性を悪用した悪質な差別表現の流布、プライバシーの侵害や誹謗中傷などにより人権侵害が発生するなどの新たな課題が生まれています。また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、人権・同和教育の取組が後退し、若年層の同和問題に対する意識が薄れるなど、より一層の教育・啓発活動の充実が求められています。

このような状況のなか、平成28年に差別解消三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」）が、平成31年3月には「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。また本町においても、令和元年9月に「部落差別の解消の推進に関する法律」をふまえた条例改正を行いました。

このように人権が確立された社会を創造していくために、住民と行政が力を合わせた取組を行うことが求められており、多くの人々と連携・協働し、現在や将来を生きるすべての人たちへの教育や啓発活動、相談体制の充実に力を注いでいく必要があります。

施策の体系

人権尊重社会の形成

- (1) 人権教育・啓発推進体制の充実
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 人権問題に関する相談体制の充実

主要な施策

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施などを図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

(2) 人権教育・啓発の推進

住民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れる人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や生活相談員、民生委員児童委員などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、あらゆる人権問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの相談体制の充実を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
人権教育の推進・啓発活動への参加経験(%)	24.4	19.7		アンケートで、町の人権教育・啓発活動に参加したことがあると答える住民割合
町の人権教育・啓発に関する取組についての満足度(%)	15.1	15.1		アンケートで、町の人権教育・啓発に関する取組について満足と答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・広川町人権教育・啓発指針
- ・広川町人権・同和教育基本指針
- ・広川町学校人権・同和教育指針

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

3 人権を尊重するまちをつくる

3-2. 男女共同参画社会の実現

施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画して自分らしく暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法に基づく、意識づくりや環境づくりを進めます。



現状と課題

少子高齢化の進行、経済活動のグローバル化など、社会・経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

また、平成27年（2015年）9月に施行された女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に向けた雇用環境の整備が求められ、仕事と生活の充実を図りながら、男女が共に働き続けることができるよう事業者などへの働きかけが必要となっています。

このような中、本町では、男女の人権の尊重が根付くよう、住民を対象とした「男女共同参画セミナー」や情報提供を通じた啓発活動、意識づくりを行うなど、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた取組を進めてきました。

しかし、家庭、地域社会の中で固定的な役割分担意識や男性中心の考え方は依然として残っています。働く女性は増加傾向にあり、労働条件や環境も徐々に改善されていますが、女性がさらに社会で活躍できるように、就業の継続や再就職などへ向け支援を行うことが必要です。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していく必要があります。

審議会などの女性の登用率

(単位：人)

年 度	委員総数	うち女性委員数	女性の割合
平成 22 年度	191	17	8.9%
平成 23 年度	172	18	10.5%
平成 24 年度	140	14	10.0%
平成 25 年度	129	13	10.1%
平成 26 年度	135	21	15.6%
平成 27 年度	131	23	17.6%
平成 28 年度	134	32	23.9%
平成 29 年度	133	36	27.1%
平成 30 年度	135	30	22.2%
令和 元 年度	151	42	27.8%

資料：教育委員会事務局

施策の体系

男女共同参画社会
の実現

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

(2) 男女が共に生きる環境づくり

(3) 男女共同参画基本計画、行動計画の推進

主要な施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

多様な学習機会を通じて、家庭や学校、地域などのあらゆる場面において、男女共同参画の趣旨や取組についての理解を推進します。

さらに、配偶者からの暴力をはじめ、男女共同参画に関する住民のさまざまな悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進、子育てや介護のための支援など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や自主的に活動する女性グループなどの活性化を支援し、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成及び女性の視点、意見を反映させるため、審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(3) 男女共同参画基本計画、行動計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて「男女が共に参画するまちづくり」の推進のため、基本計画に基づいた年次行動計画を策定し、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
男女共同参画啓発事業 回数(回)	1	3	4	年間の男女共同参 画啓発事業回数
町の男女共同参画の推進 に関する取組についての 満足度(%)	11.5	12.8		アンケートで、町の 男女共同参画の推 進に関する取組(男 女平等意識の啓発、 委員会などへの女性 の登用など)につい て満足と答える住民 割合
審議会などにおける女性 委員の比率(%)	7.6	27.8	30.0	地方自治法(第202 条の3)に基づく審 議会などの女性の登 用率

個別計画・関連計画

- ・広川町男女共同参画基本計画

基本施策1 出会いと語らいのあるまち

4 行財政運営の充実したまちをつくる

4-1. 行政サービスの向上と効率的行財政の運営

施策の目的

住民ニーズにあった行政サービスの提供による住民満足度の向上、「経営感覚」の視点に立った簡素で効率的な行財政の運営の確立を目指すため、職員のレベルアップを図るとともに、住民への財政情報を分かり易く提供し、さらなる効率化に取り組みながら、財政の健全化と質の高い行政サービスを低コストで提供することに努めます。



現状と課題

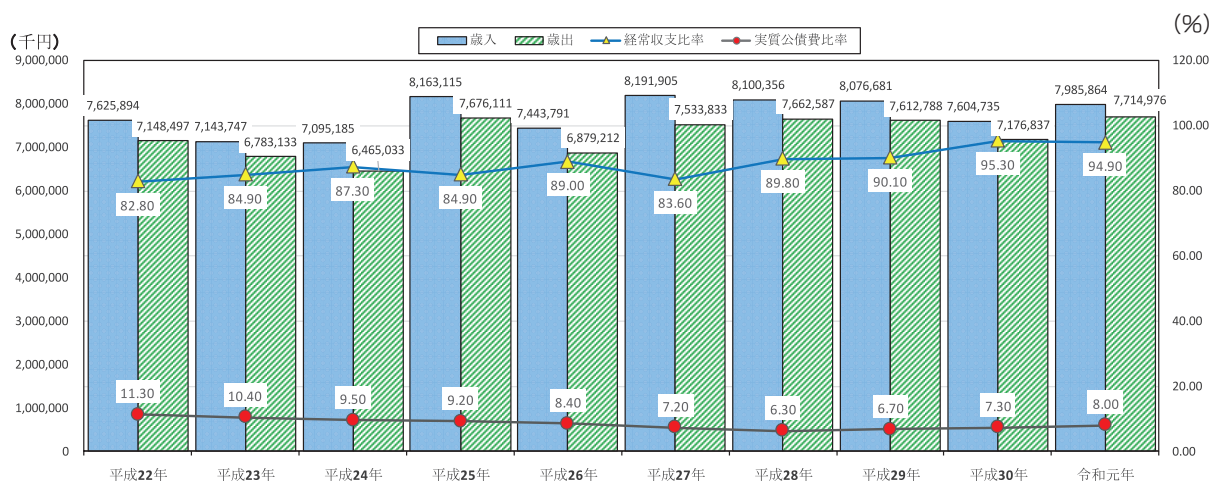
人口減少や少子高齢化の進展などにより、地方自治体においては、財政状況の悪化が懸念されます。また、本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

本町においては、これまで行政改革大綱などの指針に基づき、行政組織の再編をはじめ、予算編成見直しによる歳入の確保・歳出の削減、事務事業評価制度の導入、職員定員の適正化、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。これら行財政改革の取組により、財政指標（財政力指数や実質公債費比率など）が改善されてきました。

今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種多様化していくことが予想されるとともに、地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充、各インフラの更新時期を迎えることにより、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

また、住民サービスの向上に資するためには、職員一人ひとりの意識改革及び実行力が求められます。

普通会計決算歳入・歳出の推移



資料：総務課

施策の体系

行政サービスの向上と 効率的行財政の運営

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 人材の育成
- (3) 健全な財政基盤の確保
- (4) 効果的・効率的な財政運営の推進
- (5) 計画的な基金の活用

主要な施策

(1) 行財政改革の推進

行政評価制度の活用により、事務事業のさらなる見直しを行うとともに、民間委託や指定管理者制度などの民間活用により、行政サービス改革を推進します。

また、時代に即した組織・機構の再編を適宜行います。

さらに、職員の定員管理及び業務の効率化に努めるとともに、住民サービス向上のための事務改善などを引き続き実施します。

(2) 人材の育成

人材育成基本方針に基づき、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実などを進めるとともに、人事評価制度を活用することで、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

(3) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、課税客体の的確な把握による課税や収納率の向上やふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保を図るとともに、国・県の各種補助制度などを有効に活用しながら事業を展開します。

(4) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度などを総合的に勘案し、事業の重点化・選別化などを図りながら効果的・効率的な財政運営を推進します。

(5) 計画的な基金の活用

これまで積み立ててきた基金を公共施設の更新事業など、目的に沿って活用しつつ、今後の事業に対応するために積立・運用を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町税収納率(%)	97.8	99.0		町民税、固定資産税、 軽自動車税の収納率
ふるさと納税金額 (千円)	—	34,098	350,000	個人からの年間ふる さと納税額
財政調整基金残高 (千円)	1,180,640	1,777,740	1,200,000	年度間の過不足を調 整するための基金の 残高 (福祉費、一部事務組 合負担金などの増に より取崩し)
その他特定目的基金 (千円)	1,018,514	1,596,488	950,000	特定の目的のために 積み立てる基金 (庁舎建設事業、その他 公共事業への取崩し)
実質公債費比率(%)	12.5	8.0	9.0	国などからの借入へ の返済額が、一般財 源(収入)に占めてい る割合
普通会計の地方債 残高－減債基金残高 (千円)	7,244,877	6,866,883	8,200,000	普通会計の地方債 残高(町が行う借入) から減債基金残高 (償還に必要な財源) を差し引いた金額 (庁舎建設事業、その 他公共事業の借入 分増)

個別計画・関連計画

- ・広川町財政計画
- ・広川町公共施設等総合管理計画
- ・定員適正化計画

基本施策2 人と人が支え合うまち

1 健康に暮らすまちをつくる

1-1. 自らの健康づくりの推進

施策の目的

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携・協力しながら、健康づくりが気軽に実践できる環境づくりを総合的に進め、健康寿命の延伸を目指します。



現状と課題

生涯にわたって健やかでこころ豊かに生活を送るためには、住民一人ひとりが健康づくりに取り組み、それを社会全体で支援する体制を整えることが重要になります。

本町では、健康寿命を延ばしていくため、若いうちから自らの健康状態を自覚し、生活習慣病などの重症化予防のため、食生活や運動習慣の改善を自主的に継続して行うことができるよう、特定健診及び保健指導を積極的に実施しています。

また、全国的に自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあるため、心の健康づくりにも取り組む必要があります。

こうした健康への取組と併せて、近年の全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策などを整えるとともに、住民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、広域的に安定した医療サービスの提供、医療体制の充実を図る必要があります。

主要死因別の死亡者数

(単位：人)

	悪性新生物	心疾患	急性心筋梗塞	脳血管疾患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺
H25	54	30	4	23	24	4	4	5	13	2
H26	59	20	6	17	23	2	5	13	8	2
H27	82	15	6	17	23	4	3	9	18	5
H28	71	24	7	12	30	5	5	7	11	3
H29	70	30	3	15	14	3	6	7	8	3

※心疾患は、高血圧性を除く数

資料：保健統計年報

平均寿命と健康寿命(平成27年)

	男性			女性		
	平均寿命	健康寿命	差	平均寿命	健康寿命	差
広川町	79.1歳	65.6歳	13.5年	87.4歳	67.2歳	20.2年
福岡県	79.3歳	65.2歳	14.1年	86.5歳	66.9歳	19.6年
全国	79.6歳	65.2歳	14.4年	86.4歳	66.8歳	19.6年

資料：厚生労働省 市町村別平均寿命
広川町保健事業実施計画

広川町の医療施設数・病床数

(単位：院、床)

病院		一般診療所				歯科 診療所
施設数	病床数	施設数			病床数	
		総数	有床診療所	無床診療所		
4	463	13	1	12	19	11

資料：平成29年度医療統計（令和元年12月5日現在）

施策の体系

自らの健康づくり
の推進

- (1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進
- (2) 各種健診の充実
- (3) 精神保健福祉対策の推進
- (4) 歯科保健の推進
- (5) 感染症対策の推進
- (6) 食育の推進
- (7) 地域医療体制の充実
- (8) 救急医療の充実

主要な施策

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

健康寿命延伸のための健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、健康づくり推進協議会や食生活推進会活動の活発化を通じて住民の主体的な健康づくりを促進します。

(2) 各種健診の充実

生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診などの各種健診の充実を図ります。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

さらに、健康問題は自分自身の問題であることの理解促進のため、各地区での集まりにおいて健康課題を伝え、本町全体に健康課題を浸透させつつ保健指導を強化します。

(3) 精神保健福祉対策の推進

心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。

また、相談を受けやすい体制を整備し、社会復帰のための支援に努めます。

(4) 歯科保健の推進

歯科保健に関する住民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の実施並びに、乳幼児歯科健診と保健指導の充実に努め、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。また、妊婦歯科健診を実施し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。

(5) 感染症対策の推進

医療機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザなどの新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の推進などによる感染拡大防止体制の充実に努めます。

がん検診及び感染症予防の周知については、広報・回覧・ホームページなどを利用し、医師会との連携を図ります。

(6) 食育の推進

関連部門が一体となって、食育推進の4本柱(食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全)に沿った各種施策を推進します。

健診または育児相談の際、管理栄養士による乳幼児の食育についての相談・指導に努めます。

産官学医で構成する健康づくり推進協議会で情報共有しながら事業を推進します。

(7) 地域医療体制の充実

疾病の重症化に加え、新たな感染症などに迅速に対応するため、八女筑後医師会との連携のもと、医療体制の整備・充実を進めます。

(8) 救急医療の充実

救急時や休日・夜間などの救急医療体制の強化に努めます。

小児救急の電話相談についての町広報やホームページなどによる周知と情報提供に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
特定健康診査の受診率 (%)	31.6	73.0	75.0	生活習慣病予防のために40歳から74歳を対象に実施する健康診査の受診率
各種がん検診受診率 (%)	17.3	33.2	50.0	各種がん検診の受診率
健康増進のために1日 30分以上の運動をして いる人の率(%)	—	33.3	40.0	アンケートで、健康増進のために1日30分以上の運動をしていると答える住民割合
町の医療環境について 満足している人の率(%)	37.4	45.5		アンケートで、町の医療環境について満足と答える住民割合
かかりつけ医を持って いる住民割合(%)	71.5 ※H24の数値	69.2		アンケートで、かかりつけ医を持っていると答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・いきいき健康ひろかわ21～広川町健康増進計画・食育推進計画～
- ・広川町国民健康保険保健事業実施計画
- ・広川町次世代育成行動計画及び子ども・子育て支援事業計画
- ・広川町障害福祉計画
- ・広川町障害児福祉計画

基本施策2

人と人が支え合うまち

2 支え合いを実感できるまちをつくる

2-1. 地域福祉の推進

施策の目的

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮せる環境づくりに向けて、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの関係団体との連携を強化するとともに、住民一人ひとりが福祉活動に対する理解を深め、思いやり、共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉の推進に努めます。



現状と課題

本格的な人口減少社会を迎え、社会環境が大きく変化する中、ライフスタイルの多様化、地域社会における支え合い機能の希薄化などさまざまな社会問題が顕在化しており、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現が求められています。

本町では、「広川町地域福祉計画」を策定し、住民一人ひとりをはじめ、地域の団体・組織・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、支え合い、つながり合うことで、すべての住民が健やかに安心して暮らせるまちを目指し、社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会、ボランティア団体などと連携し、地域に密着したさまざまな活動を展開しています。

家族や地域で相互に支え合う機能が弱まってきている昨今、身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、社会福祉協議会や関係団体、福祉ボランティア、地域住民など地域福祉活動の担い手の育成、及び連携・協力が重要となっています。

施策の体系

地域福祉の推進

- (1) 地域福祉に関する意識高揚と人材育成
- (2) 生活・福祉課題に係る相談支援体制の充実
- (3) 人にやさしい環境整備の推進

主要な施策

(1) 地域福祉に関する意識高揚と人材育成

住民主体の地域福祉活動を促進するため、地域福祉に関する意識の高揚を図るとともに、参画と協働による交流を促進する取組を行い、地域福祉を担う人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。

(2) 生活・福祉課題に係る相談支援体制の充実

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会や関係団体、民間事業者などとの連携を図り、複雑・多様化する生活課題など支援が必要な人に対する相談支援体制の充実に努めます。

(3) 人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備、住宅改修などを進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、民間事業者との連携を図り、住民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、人にやさしい環境整備に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
地域サロンの普及 (箇所)	3	22	24	高齢者の引きこもりや孤立の予防、健康・生きがいを目的に、各公民館区分館を拠点に開催される活動の実施地区数
福祉教室参加者(人)	26	518	900	認知症サポーター養成講座など各種福祉教室の参加者数
福祉ボランティア(人)	—	52	90	介護予防サポーターなど福祉ボランティアの登録者数

個別計画・関連計画

- ・広川町地域福祉計画
- ・広川町障害基本計画
- ・広川町障害者福祉計画
- ・広川町障害児福祉計画
- ・高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画
- ・子ども・子育て支援事業計画

基本施策2 人と人が支え合うまち

2 支え合いを実感できるまちをつくる

2-2. 高齢者福祉の推進

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援、介護予防サービスの充実に努め、地域包括ケアシステムの構築に努めます。生活支援や介護サービスを適切に提供するとともに、介護予防や認知症対策、医療と介護の連携を図り、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。



現状と課題

人口減少社会、超高齢社会の到来により、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するとともに、要介護状態や認知症の高齢者が増加しています。また、今後も高齢化率は上昇することが予想されます。

わが国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。

本町においても、介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、家族介護力の低下などが進んでいます。こうした中で、介護を必要とする高齢者とその家族などの保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実を引き続き町全体の大きな課題となっています。今後は、さらに判断能力が低下した高齢者の権利や財産を守るため成年後見制度などの取組も必要です。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護などの状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっており、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、生活支援コーディネーターを中心として、地域における資源や課題を把握し、生活の困りごとの課題解決に向けた支援が必要です。

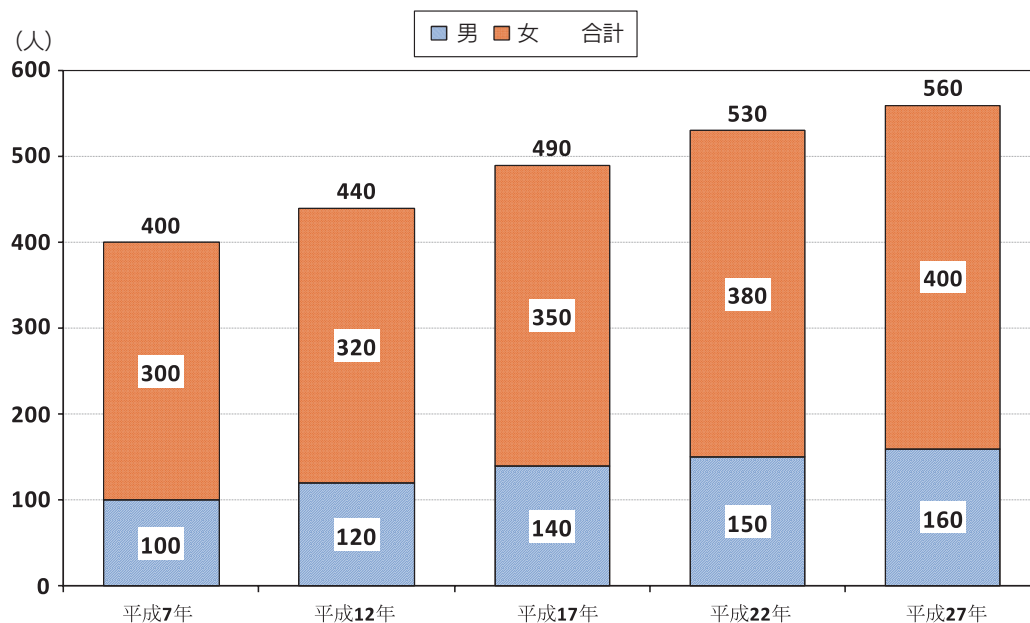
また、「高齢者医療の保健事業実施指針」と「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、福岡県後期高齢者事業実施計画が新たに策定されました。保健事業と介護予防関連事業を一体的に実施するなど、連携を図り取り組むことが必要です。

介護認定者数及び認定率

年 度	認定率(%)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成22年度	15.45	86	98	175	114	89	89	57	708
平成23年度	15.90	82	84	212	127	88	99	48	740
平成24年度	16.41	88	95	226	119	103	96	58	785
平成25年度	15.69	117	85	216	112	99	94	54	777
平成26年度	14.90	112	79	208	119	88	97	55	758
平成27年度	15.44	115	99	220	110	92	105	63	804
平成28年度	15.18	106	96	254	91	96	109	61	813
平成29年度	15.34	95	83	257	106	106	130	57	834
平成30年度	14.82	101	82	254	112	102	107	65	823
令和元年度	15.46	101	91	270	110	98	107	87	864

資料：福岡県介護保険広域連合資料

65歳以上の高齢単身者数



資料：国勢調査

施策の体系

高齢者福祉の推進

- (1) 介護予防と高齢者支援施策の推進
- (2) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (3) 高齢者が住みよいまちづくりの推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 認知症施策の推進

主要な施策

(1) 介護予防と高齢者支援施策の推進

第8次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。

高齢者が要介護状態などになることの予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止を図り、高齢者の健康づくりとともに介護予防策事業を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。また、高齢者の閉じこもりの予防のため、公民館区分館を拠点とした「地域通いの場」を広め、介護予防と健康づくりに努めます。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、経験・知識・技能を生かしたシルバー人材センターなどの就業、社会参加を促進し、高齢者の健康づくり・交流の場の提供に努めます。

(3) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

生活環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急時における救急要請などの対応、及び日常生活相談、定期的な安否確認を行う緊急通報装置の設置や地域での見守り活動、買い物支援など高齢者が安心して住み続けることができるまちづくりを推進します。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、医療・介護などの機関が連携し、包括的かつ継続的にサービスが提供できる体制の構築を推進します。

(5) 認知症施策の推進

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の実現に向け、認知症の人を見守る体制を構築し、地域で支えるまちづくりを進めます。

小中学校への出前講座や一般住民を対象とした研修会の開催などによる認知症に関する正しい知識の普及とともに、介護家族への支援、相談体制の整備を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
地域通いの場の普及 (箇所)	—	4	8	介護予防サポーターによる住民主体の通いの場の実施地区数
移動販売実施数(箇所)	—	2	15	民間との協働で行う食料品などの巡回販売実施箇所数

個別計画・関連計画

- ・広川町高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画(福岡県介護保険広域連合作成)
- ・広川町地域福祉計画
- ・福岡県後期高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)

基本施策2 人と人が支え合うまち

2 支え合いを実感できるまちをつくる

2-3. 障がい者福祉の推進

施策の目的

障がい者が地域社会の一員として、住み慣れた場所で自分らしく生活ができるように、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点センターを中心に真の自立支援に向けたサービス体制の質の向上や地域で生活し続けるための地域包括ケアシステムの構築を進め、地域が障がい者に寄り添う社会環境づくりを推進します。



現状と課題

障がい者は、社会を取り巻く環境の変化とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化が進むなど、支援体制の一層の充実が求められています。

本町においても「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、「障害者基本計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定し、町が単独で設置している基幹相談支援センターと、八女筑後圏域で設置している地域生活支援拠点センターの2つの機能を有する強みを生かして、相談支援・情報提供体制の充実や各種福祉サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進など、障がい者が住み慣れた町で自分らしい生活が継続できるように総合的な施策を推進しています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、「障害を理由とする差別」をなくすため、広報などを通じた住民への周知活動を実施しています。引き続き、地域におけるすべての人が、お互いに尊重し合いながら共生できる社会環境の実現に努めていく必要性があります。

施策の体系

障がい者福祉の推進

- (1) 障がい者支援の総合的推進
- (2) 広報・啓発活動の推進
- (3) 障がい児サービス・相談体制の充実
- (4) 就労機会や社会参加の促進

主要な施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に基づき、居宅介護などの介護給付、就労継続支援などの訓練等給付、相談支援や日常生活用具などの給付、移動支援などの地域生活支援事業を推進し、それらに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点センターという2つの機能の強みを生かし、町における障がいに関する課題に速やかに対応するとともに連絡・調整・情報共有を行い、支援体制の整備・強化に努めます。

さらに、障がい者が住み慣れた場所で継続して生活ができるように地域包括ケアシステムの構築を目指したコーディネートを推進します。

(2) 広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行に伴い、制度の周知・啓発に努めます。

(3) 障がい児サービス・相談体制の充実

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児に対する療育サービスの提供体制の充実に努め、また、さまざまな障がい児の課題に対応するために相談支援体制の強化を図ります。

(4) 就労機会や社会参加の促進

就労・社会参加に関する相談支援や福祉的就労機会の充実に努め、就労の機会や場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
介護給付サービスの利用者数(人)	44	120	159	居宅介護・短期入所・生活介護などの利用者数
訓練などへの給付サービスの利用者数(人)	30	121	157	就労移行支援・自立訓練・グループホームなどの利用者数

個別計画・関連計画

- ・広川町障害者基本計画
- ・広川町障害福祉計画

- ・広川町障害児福祉計画
- ・広川町地域福祉計画

基本施策2 人と人が支え合うまち

2 支え合いを実感できるまちをつくる

2-4. 社会保障の適正な運営

施策の目的

すべての住民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知による住民の理解と協力のもと、適正な運用に努めます。



現状と課題

日本の医療は国民皆保険制度が導入され、医療の確保や健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、急激な少子高齢化の進行に伴い、後期高齢者の割合が増加し、要介護認定者の増加や介護期間の長期化に加え、医療技術の高度化などにより、医療・介護などの社会保障費は増大を続け、その運営は極めて厳しい状況になることが予想されます。

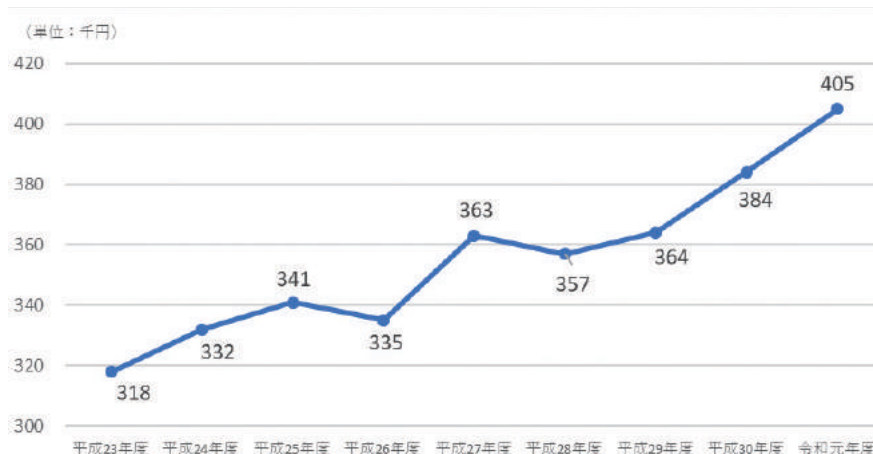
本町では、保険料の収納率向上のための取組や、医療費の抑制に向けた生活習慣病に重点を置いた保健事業の推進を行っています。また、特定健診等実施計画に基づき、特定健康診査の各年度目標受診率を目指して健康増進に取り組んでいます。

平成30年度（2018年度）の国保改革により、福岡県は県内統一的な運営方針を定め、各市町村の事務の広域化や効率化を推進しています。運営方針に市町村における保険料（税）の標準的な算定方法が明記されており、将来の保険料（税）の県内均一化を見据えた保険税算定方法の見直しを進めることが必要です。

子ども医療制度においては、県の制度に上乘せし、3歳以上から中学3年生まで助成対象を拡大しています。

国民年金制度は、将来不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度です。しかし、近年、年金離れが進む中で、制度に対する住民の理解をさらに深めていく必要があります。

国民健康保険一人あたりの医療費



資料：住民課

施策の体系

社会保障の適正な運営

- (1) 国民健康保険事業の適正運営
- (2) 後期高齢者医療制度の適正運営
- (3) 子ども・障がい者・ひとり親家庭などの医療制度の運営
- (4) 国民年金制度の周知

主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険資格異動未届者に対して個別指導を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動を通じ、国民健康保険制度に対する理解を求めるとともに、診療報酬明細書点検や医療費通知などにより適正受診を促進し、医療費の抑制・適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。また、将来の保険料(税)県内均一化を見据えた保険税算定方法(算定方式・賦課割合)の見直しに取り組みます。

特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策の強化を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及促進に努めるなど、医療費の抑制に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正運営

後期高齢者医療制度に対する理解や医療費に対する関心を高め、適性受診を促進し、医療費の適正化に努めます。また、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図り、後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。

高齢者の健康増進を図り、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

(3) 子ども・障がい者・ひとり親家庭などの医療制度の運営

関係各課と連携を密にし、対象者の漏れなどがないよう把握に努めるとともに、広報やホームページを活用して制度の周知を図ります。

(4) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進などにより国民年金制度の周知を図るとともに、住民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への住民の理解と関心の向上を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
国民健康保険被保険者の 一人当たりの年間医療費 (千円)	304	405		国民健康保険被保険者の一 人当たりの年間医療費
国民健康保険税の収納率 (%)	94.3	95.4		国民健康保険税の収納率

個別計画・関連計画

- ・広川町国民健康保険保健事業実施計画

基本施策2 人と人が支え合うまち

3 子どもを産み育てやすいまちをつくる

3-1. 子育て支援の充実

施策の目的

安心して子どもを産み、地域全体で見守り育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する支援や交流を通じて家庭の育児能力の向上を図ります。



現状と課題

核家族化、少子化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、子ども同士や親同士の交流機会の減少、子育ての不安や悩みを抱える親の増加などが課題となっており、子どもが健やかに育つための環境づくりが求められています。

本町においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。保育所利用者の意向を十分に踏まえ、各施設と協議しながら待機児童発生を防止するとともに、必要に応じ、保育事業内容や施設などの保育環境を改善する必要があります。

令和2年(2020年)に「広川町子どもサポートセンター」を設置し相談・援助体制の充実を図る他、不妊治療や新生児聴覚検査、産婦健康診査の助成といった経済的な支援など、妊娠期からの切れ目のない支援を進めています。今後も広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画(広川っ子すくすくプラン)に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系

子育て支援の充実

- (1) 総合的な子育て支援の充実
- (2) 保育環境の体制整備
- (3) 要保護児童などへの対応の推進
- (4) 母子保健と子育て支援の連携強化

主要な施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画(広川っ子すくすくプラン)に基づき、子育て支援センター事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、ファミリー・サポート・センター事業などを展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

(2) 保育環境の体制整備

保育ニーズに対応した事業内容の充実や施設などの保育環境の改善とともに、待機児童の発生防止に努めます。

広川町保育協会主催による保育士研修及び保育フェスティバルでの保護者との交流の推進、保育団体などが主催する保育士研修・研究機会を周知し参加を促すなど、質の向上に努めます。

(3) 要保護児童などへの対応の推進

広川町要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児などに対する相談体制の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。

(4) 母子保健と子育て支援の連携強化

妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう「広川町子どもサポートセンター」を拠点とした各種相談・援助体制の充実を図ります。母子健康手帳交付時に状況を把握し、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の結果とともに訪問や電話により経過の観察を行い、必要な相談や関係機関に繋げます。子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターの利用を促し、育児相談や子育て支援講座を通して、子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。また、母子手帳アプリやSNS、ホームページなどを活用して、子育て情報を提供します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
保育所への入所を 待っている児童の数(人)	20	0	0	待機児童の数
母子手帳アプリ登録 者数(人)	—	199	600	母子手帳アプリ「広川まち子の育児日記」の登録者数

個別計画・関連計画

・広川町次世代育成行動計画及び子ども・子育て支援事業計画(広川っ子すくすくプラン)

基本施策3

人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-1. 学校教育の充実

施策の目的



児童・生徒一人ひとりに「志を持ち確かな学力と基本的生活習慣」が身につくよう、指導力向上のための教職員研修の充実・推進に努めるとともに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援し、教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる「社会に開かれた教育」を実現します。

現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和のとれた未来を担う人材として、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが求められています。併せて、新しい時代に必要とされる資質・能力として、「学びに向かう力」の涵養、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成が求められています。

本町では、幼・保・小・中が連携した教育、個に応じた就学指導の対応、ALT（外国語指導助手）の配置などの国際化への対応、プログラミング教育やICT教育への対応、環境教育の取組などの教育環境の整備を積極的に進めています。

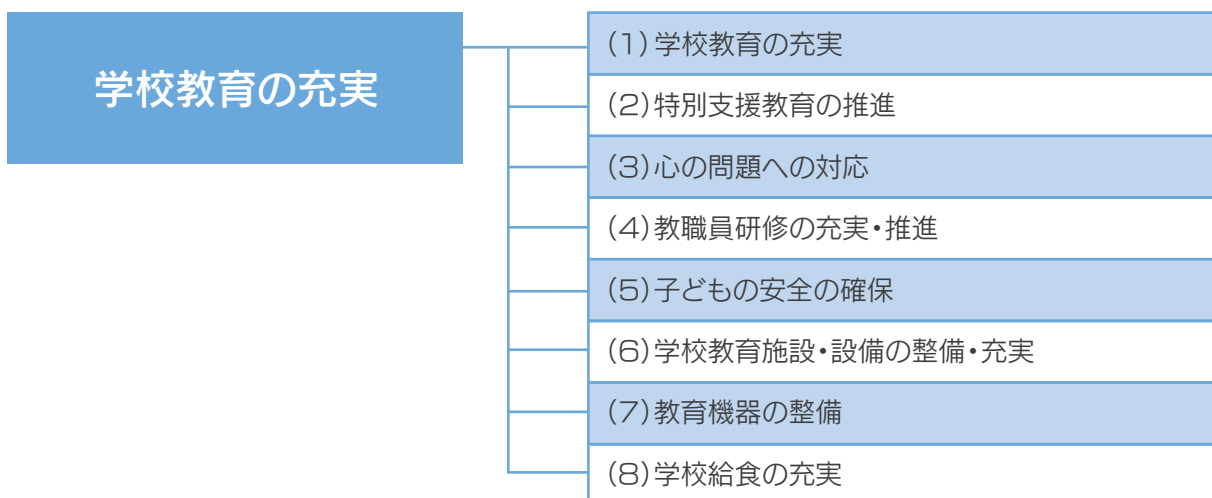
学校における防犯教室の開催や安心メールの整備、防犯カメラの設置など快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実など、総合的な取組を一体的に進めていく必要があります。

町内小中学校における児童・生徒数の推移

年 度	広川中学校	上広川中学校	中広川中学校	下広川中学校	合計
平成22年度	530	204	736	242	1,712
平成23年度	511	207	758	230	1,706
平成24年度	487	200	740	228	1,655
平成25年度	498	200	744	215	1,657
平成26年度	533	186	732	218	1,669
平成27年度	520	190	733	216	1,659
平成28年度	513	177	728	231	1,649
平成29年度	501	198	719	237	1,655
平成30年度	506	195	717	249	1,667
令和元年度	531	184	702	256	1,673
令和2年度	544	191	688	256	1,679

資料：教育委員会事務局

施策の体系



主要な施策

(1) 学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成のため、「学びに向かう力」の涵養、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成を基本に、個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化、環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図るとともに、文化・芸術や町の歴史に親しみ、心豊かな人間形成を目指します。

また、学校と家庭・地域との連携・協力による学校づくりを推進し、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。

さらに、幼・保・小・中の連携と住民の支援と協力により、より行き届いた教育の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

特別支援教育にかかる教材、施設の整備・充実や介助員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

(3) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員との連携を図るとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりや教育相談事業の周知を行い、問題の早期発見・早期解決を図ります。

(4) 教職員研修の充実・推進

教職員の資質向上のため、研修会の実施や県論文、町教育実践募集などによる実践的研究を推進し、教職員自らが修養と研鑽に取り組むことができる体制の充実を図ります。また、教職員の働き方改革を推進し、効果的に教育活動が行える職場環境づくりに努めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携と情報交換を進めるとともに、学校付近や通学路などにおいてPTAや地域住民などによる見守り活動の推進を図ります。

また、町内の危険箇所には防犯カメラを設置し、子どもの安全を守ります。

(6) 学校教育施設・設備の整備・充実

老朽化が進む学校施設・設備については長寿命化計画を策定し、大規模改修・修繕については年次計画により進めます。

(7) 教育機器の整備

教育機器を適宜更新するとともに、ICT教育の推進を図ります。

また、個人情報保護のためのセキュリティ強化やネットワーク化を推進します。

(8) 学校給食の充実

学校給食の充実・施設の整備に努めるとともに、地域の米や食材を取り入れた地産地消の献立とするなど食育の視点に立った取組を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
不登校児童・生徒発生率(%)	0.6	1.6		不登校児童数/全校児童・生徒数の割合
広川町教育週間の学校公開における地域住民の参加者数(人)	—	1,435	1,500	小中学校の学校公開を訪問した地域住民の延べ人数

個別計画・関連計画

- ・広川町教育施策

基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-2. 生涯学習の推進

施策の目的

高度化・多様化する学習ニーズに対応し、子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。



現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな生活をおくるために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。また、まちづくりの基本は人づくりであり、生涯学習を通じて、町や地域の課題を把握して地域づくりの担い手となる人材を育成することが求められています。

本町では、住民の幅広い学習ニーズに応えるため、各年齢層に応じたさまざまな講座・教室・講演会を開催しています。また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進などに努めています。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなどにより、学習課題がますます高度化・多様化してきています。これに対応し、住民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

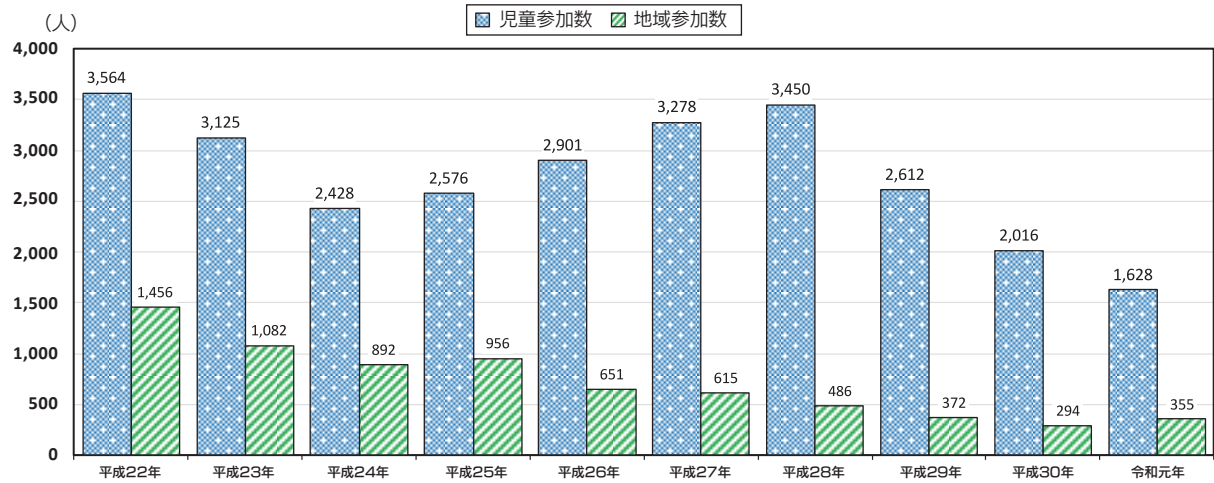
このため、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成などを行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

広川町の主な生涯学習関連施設

施設名	所在地	施設内容	設置年度
町民交流センター いこっと	広川町大字新代 1965番地1	・子育て支援センター・研修室：鉄筋コンクリート2階建 ・図書館：木造平屋建 計1,709.26㎡	平成26年度
広川町古墳公園資料館	広川町大字一條 1436番地2	・鉄筋コンクリート2階建 492㎡ 1 階展示室事務所 2 階研修室資料室	平成6年度

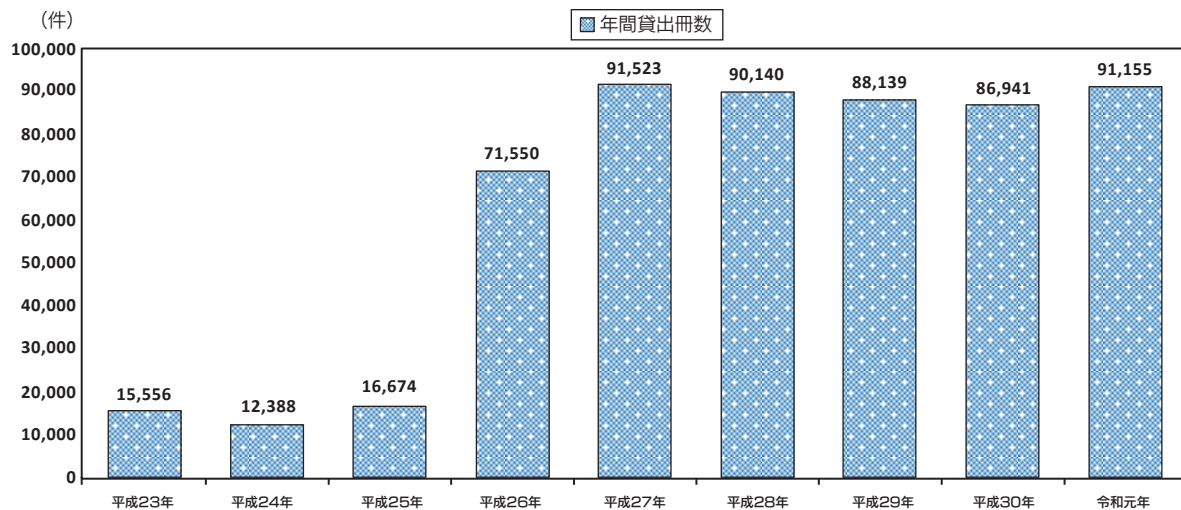
資料：教育委員会事務局

各校区ネット参加状況一覧



資料：教育委員会事務局

広川町の図書利用状況



資料：教育委員会事務局

施策の体系

生涯学習の推進

- (1) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供
- (2) 学習成果の活用
- (3) 地域における生涯学習の充実
- (4) 町立図書館の充実

主要な施策

(1) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報紙や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実に努めます。

(2) 学習成果の活用

住民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

(3) 地域における生涯学習の充実

地域における生涯学習の中心となる分館活動に対する支援を行うとともに、地域の特性や自然、文化を活用した学習活動を行います。

(4) 町立図書館の充実

幅広い年齢層のさまざまな生涯学習活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備を進めるとともに、利用者の視点に立った講座を実施して利用しやすい図書館の環境整備を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町の生涯学習活動・文化活動に関する取組についての満足度(%)	24.3	27.2		アンケートで町の生涯学習活動・文化活動に関する取組(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)について満足していると答える住民割合
生涯学習施設の利用者数(延べ数)	—	38,098	39,000	「いこっと」などの生涯学習施設の利用者数
図書館蔵書の年間貸出冊数(冊)	9,486	91,155	99,000	図書館蔵書の年間貸出延べ冊数

個別計画・関連計画

- ・広川町教育施策
- ・広川町子どもの読書活動推進計画

基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-3. 生涯スポーツの振興

施策の目的

すべての住民がそれぞれのライフステージで体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。



現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町では、多くのスポーツ団体が存在し、活発な活動が行われているとともに、町ではスポーツ大会・イベントなどの開催やニュースポーツの普及推進、各種団体・大会などへの支援を行うなど、スポーツの振興に取り組んでいます。

これまで、体育協会やスポーツ推進員などとの連携協力のもと、運動教室・イベントなどを行うほか、町民体育大会や壮年ソフトボール大会などスポーツを通じた親睦・交流の機会を提供してきました。また、福岡ソフトバンクホークスとの地域連携協定による野球教室の開催や野球観戦の招待など、地域のプロスポーツ団体と連携したスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成の取組も行ってきました。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、住民の運動・スポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたってだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

スポーツ施設一覧

施設名	所在地	施設内容	設置年度
広川町相撲場	広川町大字新代 1519番地1	・土俵1面 ・更衣室 35㎡	平成6年度
広川球場	広川町大字新代 1519番地1	・8,661㎡ 野球1面、ソフトボール2面	昭和57年度
諸藤公園運動広場	広川町大字水原 1240番地	・2,426㎡	昭和62年度
広川町東部運動広場	広川町大字水原 1829番地	・全体 6,958㎡ ・グラウンド 4,460㎡ ソフトボール1面 ゲートボール1面 ・児童公園 354㎡ ・管理棟(敷地) 168㎡ 木造平屋建 48.85㎡	平成元年度
広川町運動公園	広川町大字久泉 306番地	・全体 18,302㎡ ・多目的グラウンド 9,829㎡ サッカーコート1面	平成13年度
藤田運動公園	広川町大字藤田 1034番地1	・全体 6,424㎡ ・グラウンド 3,600㎡ ・芝生広場 580㎡	平成16年度

資料：教育委員会事務局

施策の体系

生涯スポーツの振興

- (1) スポーツ施設の整備充実・有効活用
- (2) 多様なスポーツ活動の普及促進
- (3) スポーツ団体の支援

主要な施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、住民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、さまざまなスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めます。

また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、特にメタボリック対策など健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。

さらに、福岡ソフトバンクホークスとの連携によるスポーツ活動の振興、町外から参加できるようなイベントの企画、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの発掘や普及などを図ります。

(3) スポーツ団体の支援

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの支援に努めます。

また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として発足した総合型地域スポーツクラブの自主運営について支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
社会体育施設を 使用している人数(人)	—	100,512	110,000	社会体育施設を使用している延べ人数
日常的に(週1回以上) スポーツ活動をして いる人の割合(%)	28.5	22.4		アンケートで日常的にスポーツ活動をしていると答える住民割合

個別計画・関連計画

・広川町教育施策

基本施策3

人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-4. 青少年教育の推進

施策の目的

地域社会や家庭における教育活動を推進するため、体験活動の充実と育成環境の整備を図ります。青少年が広川への愛着を持ち、健全に育つことを目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。



現状と課題

急激な社会構造の変化に伴い、青少年を取り巻く環境も大きく変化し、家庭と地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的にみられ、いじめ、不登校、無気力などが生じているとともに、体験活動の場の不足、異年齢の集団における活動の不足などが指摘され、青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しています。

本町では、豊かな人間性と助け合いの精神に満ちた青少年の育成を目指し、社会活動への積極的な参加促進を図るなど、地域ぐるみで地域に密着した社会教育活動を展開してきました。各校区における「土曜ネット活動」やまち子のおにわにおける「子どもの遊び場づくり事業」、地域と学校が連携した「中学校学び道場・子どもの体験活動・夏休みきらめき学習などの地域学校協働活動」など地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生することに取り組んでいます。

また、青少年育成町民会議を中心にして、放課後や週末におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援してきました。

さらに、非行対策、環境浄化活動、街頭指導活動など、青少年の非行防止を積極的に推進してきました。

しかし、活動に参加する人の固定化などがあり、幅広い人を対象としたさまざまな青少年教育活動の推進が課題であるとともに、青少年が安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の体系

青少年教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域との連携
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 青少年の活動促進
- (4) 青少年のまちづくりへの参画促進
- (5) 育成環境の整備

主要な施策

(1) 学校・家庭・地域との連携

学校、家庭、地域との連携・協働により、それぞれの教育力を向上させる取組を推進するとともに、地域で子どもを見守る体制づくりや、青少年健全育成町民会議を中心とした推進体制の充実を図ります。

(2) 家庭教育の充実

将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、PTAや子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。

また、生きる力を育む「子どもの遊び場づくり」を進めるため、まち子のおにわにおいて、遊びのイベントを開催し、健やかな子どもの育成に取り組みます。

(3) 青少年の活動促進

各種青少年団体やグループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

また、世代間交流を通じた活動や企業と連携した取組など、青少年がさまざまな体験ができる機会の提供を図ります。

(4) 青少年のまちづくりへの参画促進

町の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

(5) 育成環境の整備

青少年育成団体などとの連携により、安全ハウスの設置や交通安全の取組、有害図書・広告の排除、街頭指導など、地域ぐるみの社会環境の整備を進めます。また、スマートフォンの普及によるSNS・インターネット犯罪など青少年の問題行動を早期に発見し、適切な指導・助言により問題行動の防止に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
青少年を対象とした主な町事業に参加した人数(人)	—	890	950	リーダー研修会、ナイトハイキング、きらめき学習の参加者数

個別計画・関連計画

・広川町教育施策

基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

2 広川文化を発信するまちをつくる

2-1. 多様な文化・芸術活動の支援

施策の目的

住民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、史跡の保存・整備と町内各種文化財や地域特有の文化・芸術の伝承、発展及び創造に努めこれらの総合的な活用を推進します。



現状と課題

人々の価値観がますます多様化する中で、人生に楽しみと潤いをもたらすものとして、文化活動に対する関心が一層高まっています。

国においては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野を取り込み、文化・芸術から生み出されるさまざまな価値を文化・芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的として、平成29年（2017年）に「文化芸術基本法」が改正・施行され、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。（平成30年（2018年）閣議決定）

本町では、文化・芸術団体の活動を支援し、多くの住民が文化・芸術に触れる機会を提供し、文化連盟との連携により、質の高い文化・芸術活動となるような支援に取り組んでいます。現代は、経済的な豊かさに加え、心の豊かさが求められる時代です。文化・芸術には、楽しみ、喜び、精神的な安定をもたらす効果があり、身近なところで文化・芸術に親しめる環境づくりが重要とされています。住民の文化・芸術の振興に向け、子どもから高齢者まで住民の発表会などの機会づくりと学習機会の充実に努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

文化財においては、本町は早くから人が定住した地域であり、国指定史跡「八女古墳群」をはじめ全国的に貴重な歴史遺産を多数有する町です。これらの歴史や文化は本町の特性の中でも誇るべきものであり、未来へ継承する遺産であるとともに、地域活性化につなげる交流資源としても活用していくことが必要です。また、地域にある文化財は、住民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。有形・無形の貴重な文化財を町で調査・指定し、地域で保存継承していく活動を支援します。

広川町の指定文化財一覧

施設名	所在地	指定種目	指定年月日
武装石人	広川町大字一條	国指定重要文化財 (考古資料)	昭和51年6月5日
滑石経	広川町大字水原(願正寺)	県指定有形文化財 (考古資料)	昭和30年3月5日
滑石経	広川町大字新代(西念寺)	県指定有形文化財 (考古資料)	昭和30年3月5日
稲員家文書	広川町大字水原	県指定有形文化財 (書跡)	平成12年11月1日
久留米絣織締	広川町大字新代 (杉山高次・久保田 東)	県指定無形文化財	昭和37年2月20日
八女古墳群 (石人山古墳・弘化谷古墳・善蔵塚古墳)	広川町	国指定史跡	昭和53年3月24日
増永祇園神社丁切	広川町大字川上	町指定無形文化財 (民俗文化財)	平成3年4月1日
清楽茶屋素蓋鳴神社獅子舞	広川町大字日吉	町指定無形文化財 (民俗文化財)	平成5年3月16日
一條六地藏自然石板碑	広川町大字一條	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成7年12月1日
太原早玉神社農耕習俗絵馬	広川町大字日吉	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成7年12月1日
馬場文書	広川町大字久泉	町指定有形文化財 (書跡)	平成11年5月17日
馬場古墳群(3・4号墳)	広川町大字水原	町指定文化財 (史跡)	平成13年3月1日
岩戸山辞	広川町大字一條	町指定有形文化財 (書跡)	平成27年4月1日
梯大神社小絵馬	広川町大字水原	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成27年4月1日
御井・上妻郡境石	広川町大字日吉	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成27年4月1日
木造千手観世音菩薩	広川町大字日吉	町指定有形文化財 (彫刻)	平成27年11月2日
庚申・猿田彦塔群	広川町大字日吉	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成27年11月2日
氏子札	広川町大字一條	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成27年11月2日
社日神像	広川町大字日吉	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成28年8月8日
猿田彦大神塔	広川町大字久泉	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成29年3月3日
熊野神社子供風流	広川町大字広川	町指定無形文化財 (民俗文化財)	平成29年9月27日
木造十一面観世音菩薩立像	広川町大字長延	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成29年9月27日
あかがり地藏	広川町大字長延	町指定有形文化財 (民俗文化財)	平成30年7月20日
高良玉垂宮縁起	広川町大字太田	町指定有形文化財 (書籍)	平成30年7月20日
下廣川村民政資料	広川町大字一條	町指定有形文化財 (民俗文化財)	令和元年5月15日
一條八幡宮鳥居	広川町大字一條	町指定有形文化財 (民俗文化財)	令和元年5月15日

資料：教育委員会事務局

施策の体系

多様な文化・芸術活動の支援

- (1) 文化・芸術団体の支援
- (2) 文化・芸術イベントなどの充実
- (3) 文化財施設の整備充実
- (4) 文化財の保存
- (5) 文化財の活用

主要な施策

(1) 文化・芸術団体の支援

文化連盟をはじめ各種自主サークルからなる文化・芸術団体への支援に努めるとともに、住民による自主的な文化・芸術活動の活発化を促します。

(2) 文化・芸術イベントなどの充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、多様な文化・芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財施設の整備充実

石人山・弘化谷古墳公園や善蔵塚古墳公園の充実と活用を図るとともに、施設のリニューアル、維持管理体制の充実を図ります。

(4) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を実施します。

また、久留米絃や民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体への支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 文化財の活用

地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する住民への意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
年間の古墳公園資料館来館者数(人)	6,297	7,665	8,500	古墳公園資料館の年間来館者数
町の生涯学習活動・文化活動に関する取組についての満足度(%)	24.3	27.2		アンケートで町の生涯学習活動・文化活動に関する取組(各種講座・教室の実施、学習施設の整備・充実など)について満足と答える住民割合

個別計画・関連計画

・広川町教育施策

基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち

1 賑わいと活気のあるまちをつくる

1-1. 農林業の振興

施策の目的

自分たちの農地・集落機能を今後も守るという意識の醸成を図るとともに、安全・安心な食を提供する自立した農業の実現に向け、農業振興施策を総合的、計画的に推進し、持続可能な農業を目指します。

森林の持つ多面的機能の持続的発揮と林業の維持のため、計画的な森林整備の促進を行い、森林の保全・活用に努めます。



現状と課題

わが国の農業は、従事者の高齢化や後継者不足に伴い、農村の過疎化が急速に進み、集落機能の低下や農地の荒廃が進んでいます。また、耕作放棄地の増加とともに、これまで集落共同で取り組んできた農地・農業用施設などの保全管理が課題となっています。

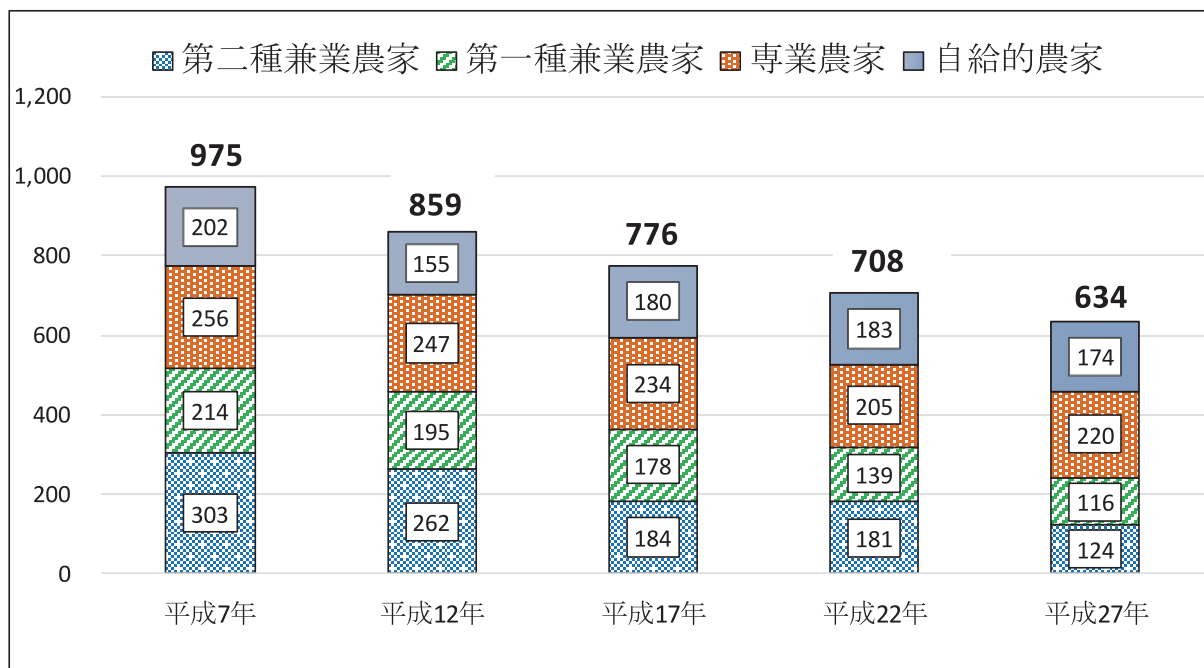
本町はこれまで、伝統的基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、果樹、花卉、茶などの振興作物のブランド化を進めるなど着実に成果をあげてきました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化してきています。このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通体制の充実などを促進していく必要があります。また、環境保全型農業や地産地消など、時代のニーズなどに即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食料生産地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

また、森林は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など、多面的機能を持っており、人々の生活に密接に結びついています。特に、地球温暖化防止対策の達成に向けて、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備に取り組むことが必要です。

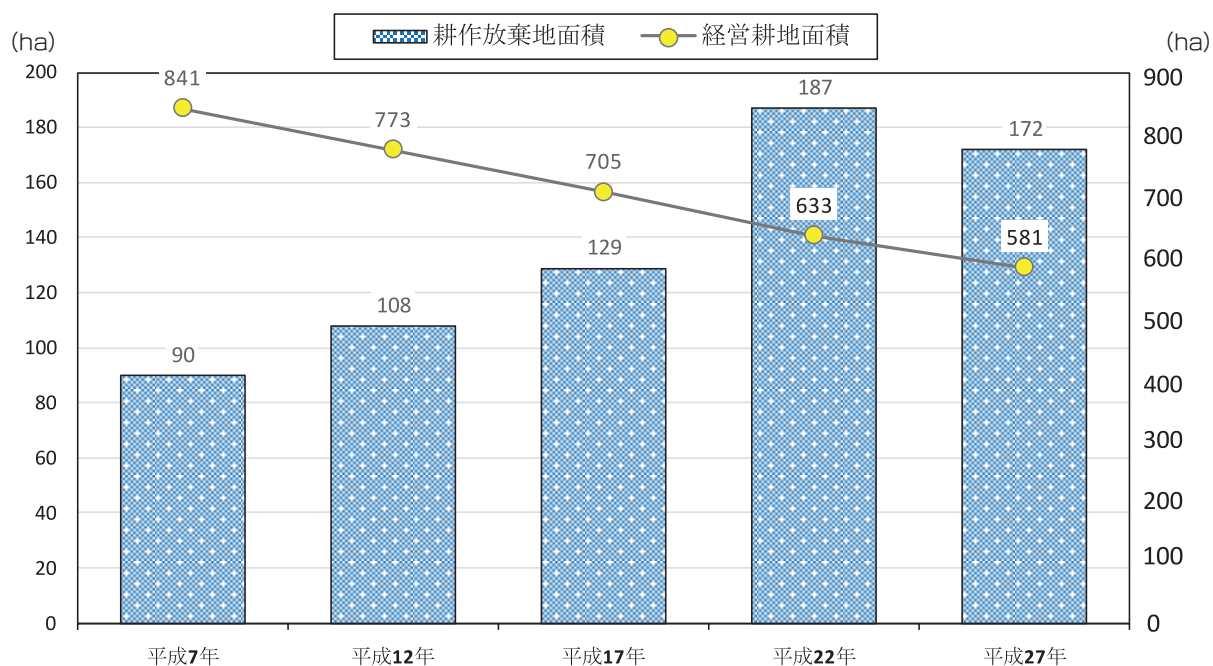
今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、国の森林環境税及び福岡県森林環境税を活用し、林業生産基盤の整備や合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全・育成及び活用に努める必要があります。

農家戸数の推移



資料：農林業センサス

経営耕地と耕作放棄地の推移



資料：農林業センサス

施策の体系

農林業の振興

- | |
|------------------------|
| (1) 農業生産基盤の充実 |
| (2) 担い手の育成・確保 |
| (3) 優良農地の有効活用と耕作放棄地の縮減 |
| (4) 地域に即した品種の導入の促進 |
| (5) 流通体制の充実 |
| (6) 6次産業化・農商工連携の推進 |
| (7) 都市と農村との交流の促進 |
| (8) 環境にやさしい農業の促進 |
| (9) 林業生産基盤の整備 |
| (10) 計画的な森林施業の促進 |
| (11) 森林の保全・育成 |
| (12) 地元産材の活用推進 |

主要な施策

(1) 農業生産基盤の充実

優良農地の確保・保全に努めるとともに、ほ場整備地区の維持管理の徹底と、未整備農道や用排水施設の整備を図り、農業生産基盤の一層の充実と自給率の向上に努めます。

(2) 担い手の育成・確保

施設・機械など農業経営基盤整備支援や農地の集積による規模拡大、農作業受委託の促進などを通じ、担い手の育成及び集落営農の促進、農業経営の法人化に努めます。

また、農業後継者や新規就農者を育成し、新たな担い手の確保に努めます。

(3) 優良農地の有効活用と耕作放棄地の縮減

食料の需要と供給のバランスを保ちながら、地域事情に即した農産物の生産振興を図り、ほ場整備地区内水田を中心とした優良農地の有効活用を推進します。また、さまざまな社会問題が発生している耕作放棄地についても、担い手への農地の集積を推進し、新たな耕作放棄地の発生を抑制しながら、地域の実態に即した耕作放棄地の縮減に努めます。

(4) 地域に即した品種の導入の促進

地域特性を踏まえ、時代のニーズや消費者ニーズに即した農産物の導入・産地化を促進し、「広川ブランド化」による農業経営の向上に努めます。

(5) 流通体制の充実

既存の流通ルートの一層の充実に加え、農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消の促進、PR活動の強化やイベントの活用など、多面的な取組を促進し、地域特産物の消費拡大に努めます。

(6) 6次産業化・農商工連携の推進

地域ぐるみで行う6次産業化や農商工連携の地域振興の取組を推進します。消費者ニーズを踏まえた商品開発を促進するとともに、付加価値の向上や販路拡大に向けた支援を行います。

(7) 都市と農村との交流の促進

都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農業体験などの取組を促進します。

(8) 環境にやさしい農業の促進

廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境にやさしい農業の促進に努めます。

(9) 林業生産基盤の整備

森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、林道・作業道の整備をはじめ高性能機械の導入を進めます。

(10) 計画的な森林施業の促進

森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託を促進し、共通の認識と目標のもとに合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を促進します。

(11) 森林の保全・育成

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、住民及び関係者の意識の高揚を図りながら、住民参画による森林の保全・育成を進めます。

(12) 地元産材の活用推進

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、公共施設などに係る建築物及び工作物の地元産材利用に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
認定農業者数率(%)	70	71.8	72.0	専業農家数に占める認定農業者の割合
農業法人数(法人)	2	4	5	農地所有適格法人の数
耕作放棄地の面積(ha)	129 (H17)	172 (H27)		作付け(栽培)する意思のない土地の面積
荒廃森林の間伐面積(ha)	27.8	323.7	500.0	未整備森林調査実施区内の荒廃森林間伐面積
年間新規就農者数(人)	—	2	5	新規就農者とは、①国新規就農者向け交付金(50歳未満)の新規受給者、②農業法人の雇用者数、③農業後継者、④65歳以下の非農家からの農家転向者とする特定の知識・技能を有する者

個別計画・関連計画

- ・広川町農業振興地域整備計画
- ・広川町森林整備計画
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち

1 賑わいと活気のあるまちをつくる

1-2. 工業・地場産業の振興

施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の創出、拡充に向け、企業誘致を進めるとともに、企業の体質強化を促進します。



現状と課題

工業や地場産業は、地域経済の担い手であるばかりでなく、地域の雇用機会の拡大や産業連関的に1次産業や3次産業まで経済波及効果をもたらすものとなっています。

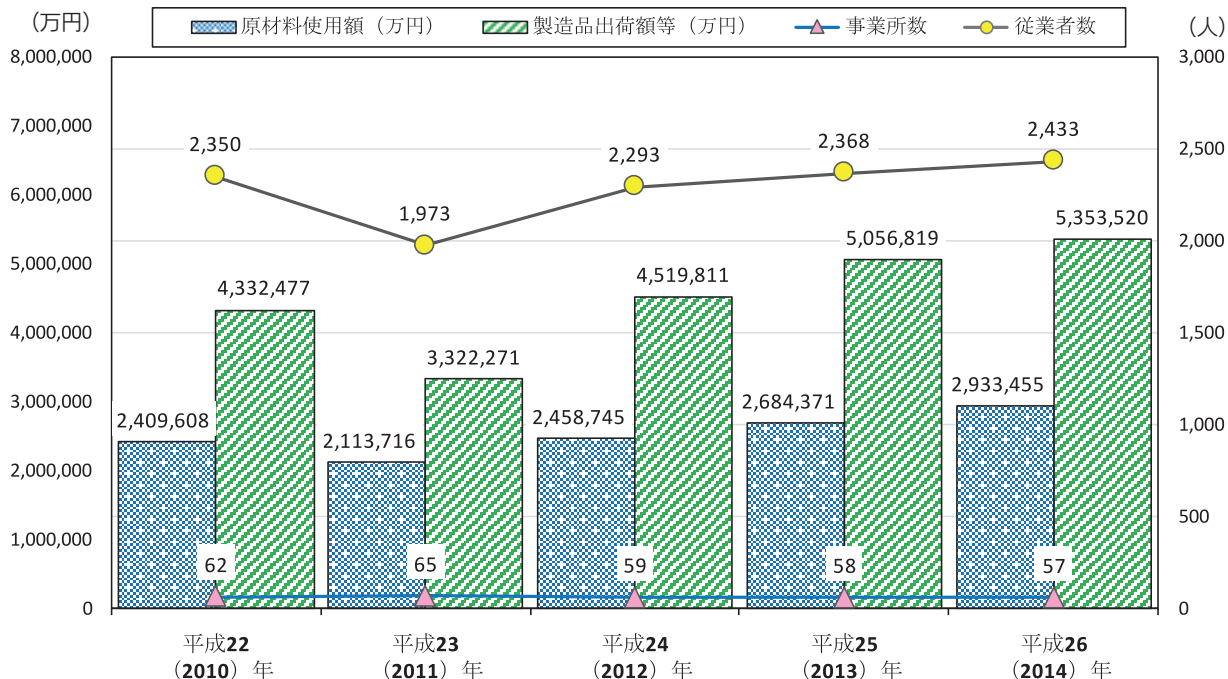
本町の地場産業は、地域の伝統や技術・原料と結びつき、地域的なまとまりを持って特産品を作ってきました。伝統産業としての久留米絣などのブランド力の高いものについては、少量限定生産ながら高い単価の得られるマーケットを確立しており、存在感を有しています。

また、これまで広川中核工業団地、久留米・広川新産業団地の造成を行い、企業誘致に努めてその成果をあげてきました。

今後は、九州自動車道広川インターチェンジの利便性を生かしつつ、整備が進められる国道3号バイパスを視野に入れた新たな産業団地の形成による雇用の創出や、企業の体質強化、新たな特産品づくりや新産業の創出などに向けた取組を推進する必要があります。

また、町内事業所の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、工業団地や新産業団地をはじめとする企業との連携による雇用の場の充実に努めるとともに、地元就職及びU・Iターンの促進、女性や高齢者・障がい者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

広川町の工業の推移



資料：工業統計調査

施策の体系

工業・地場産業の振興

- (1) 企業の体質強化の促進
- (2) 新産業団地構想の推進
- (3) 特産品開発、新産業創出などへの支援
- (4) 雇用機会の確保と地元就職の促進
- (5) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進
- (6) 勤労者福祉の充実

主要な施策

(1) 企業の体質強化の促進

商工会などとの連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。

また、久留米餅などの伝統産業の育成や厳しさを増す経営環境に対応するために、大学との共同研究による支援や各種制度の周知と活用促進などにより、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 新産業団地構想の推進

国道3号バイパス計画や広川ICに近いという立地特性を生かして、新たな産業団地基本計画を進め、企業誘致による雇用の創出と地域活性化に繋がります。

(3) 特産品開発、新産業創出などへの支援

新産業・新ビジネスの創出に向け、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など産業支援・研究開発体制の整備を図り、農産物加工品など新たな特産品の開発、コミュニティビジネスなどの育成を促進します。

(4) 雇用機会の確保と地元就職の促進

事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク 町内事業所などとの連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋などを進め、若者の地元就職及びU・Iターンを促進します。

(5) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進

男女雇用機会均等法の啓発に努め、事業所における女性、障がい者、高齢者の雇用を促進します。
デザインや洋裁の設備を完備したアトリエ「Kibiru(キビル)」を拠点に、久留米絨の主産地である強みを生かし、ファッションに特化した起業支援、就業支援を行います。

(6) 勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発などを進めます。また、財団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンターへの中小企業の加入を推進し、勤労者の福利厚生の実施に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町の地場産業の振興や 企業誘致に関する取組に ついての満足度(%)	18.2	20.9		アンケートで町の地場産業の振興や企業誘致に関する取組について満足していると答える住民割合
工業団地・新産業団地で 働く従業員数に占める 住民の割合(%)	—	18.1	19.4	工業団地・新産業団地で働く従業員数に占める広川住民の割合

個別計画・関連計画

- ・産業団地基本計画(仮)

基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち

1 賑わいと活気のあるまちをつくる

1-3. 商業・サービス業の振興

施策の目的

賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。



現状と課題

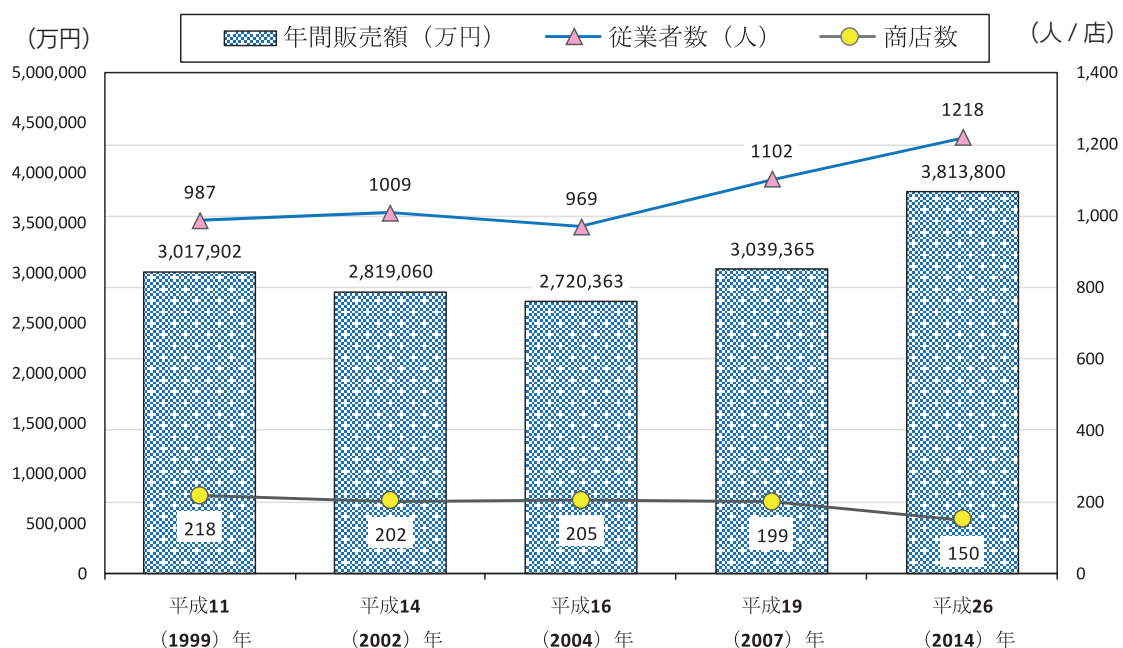
商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流や賑わいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。また、商業・サービス業を含む第3次産業は、全就業者に占める割合が今後も増加することが予想されるなど、今後の雇用を支える産業です。特に観光客向けのサービスなどにより、観光消費額の向上を図る必要があります。

本町の商業・サービス業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、消費生活の安定・安全など住民生活の向上に寄与してきました。しかし、近隣への大型店の進出や消費者ニーズの多様化・高度化などを背景に購買力の流出もあり、商業環境は益々厳しさを増しています。

このため、新規創業や新事業展開、販路開拓、新製品開発への補助、プレミアム付商品券の助成など、経営強化への支援を進めています。

今後も、商工会との連携のもと商店個々の生産性やサービスの向上、後継者育成、創業支援などを促進していく必要があります。

広川町の商業の推移



資料：商業統計調査

施策の体系

商業・サービス業 の振興

- (1) 魅力的な商業活動の促進
- (2) 相談・支援体制の強化
- (3) 農業や観光との連携の強化

主要な施策

(1) 魅力的な商業活動の促進

商工会や金融機関との連携のもと、新規創業や新事業展開、販路開拓、新製品開発への補助、また各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

併せて、各種イベントの開催やPR活動、プレミアム付商品券への助成など、消費活性化の取組を推進し、賑わいのある商業環境づくりに努めます。

(2) 相談・支援体制の強化

商工会との連携のもと、創業支援や後継者育成、事業承継などの講座・研修及び相談機会の拡充、情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営の効率化や経営意欲の向上を図ります。

(3) 農業や観光との連携の強化

町内特産品の販売企画等の事業の強化・充実を図り、町内の商業振興の起爆剤になるように取り組みます。

また、観光客を対象とした商業的サービス需要の掘り起こしや、商業への新規参入者を募るとともに、協議会などを活用して農作物販売PR・観光客誘致を進め、広域的対応も含めて農業や観光業との連携強化に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
小売商業の年間商品 販売額(百万円)	14,856 (H19商業統計)	13,953 (H29経済センサス)		小売商業の年間商品販売額
町の商業環境に ついての満足度(%)	11.1	13.3		アンケートで町の商業環境について満足していると答える住民割合
町内での創業者数(人)	—	4	5	創業支援講座「創業塾in広川」の受講者の創業数

個別計画・関連計画

・広川町観光振興計画

基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち

2 人が集うまちをつくる

2-1. 観光戦略の展開

施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した取組を多面的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

また、広域的連携による観光ルートの整備や地域資源のネットワークを推進し、観光振興を図ります。



現状と課題

近年の観光ニーズは、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」などの自然体験型や「ゆとり」・「いやし」を求めるなどますます多様化傾向にあり、こうした変化に対応した、リピーターの増加に向けた魅力ある観光づくりが求められています。

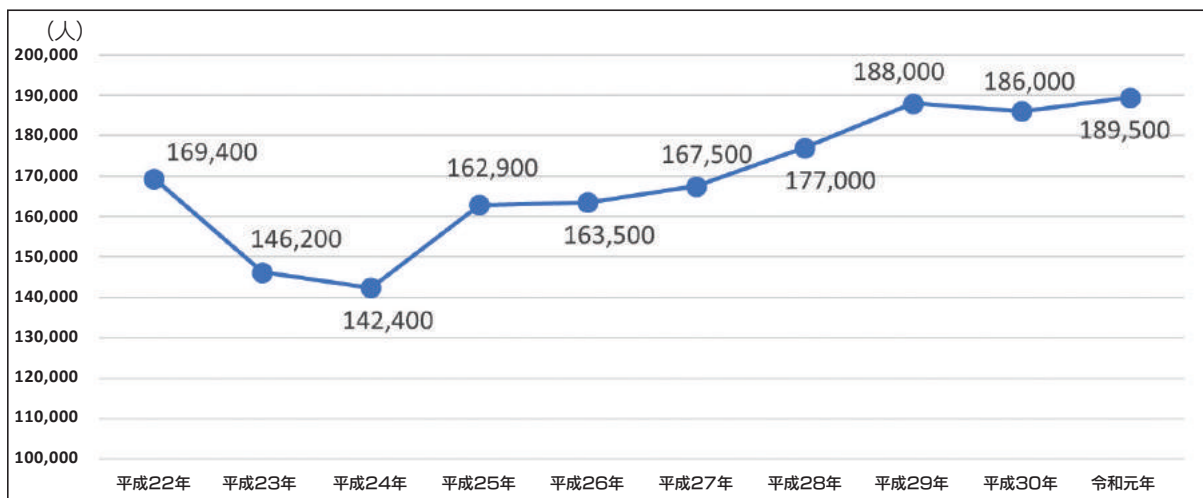
本町は豊かな自然に恵まれ、貴重な歴史遺産を多数有するまちです。また、伝統工芸品である「久留米絨」の認知度が向上し、来町者の増加にも繋がっており、これまでもこうした観光・交流資源を活用した体験型イベントなどを開催するなど、交流と観光の振興に取り組んできました。こうしたイベントには、町内外からの多くの来場客で賑わいを見せています。

本町は、日帰り滞在型の観光形態が主となっており、特に福岡都市圏から1時間以内で訪れることが可能な立地特性や九州自動車道広川サービスエリアの交通施設を生かして、福岡市など近隣都市圏からの来客者が繰返し訪れるような魅力ある観光戦略を構築する必要があります。

このため、自然志向・健康志向・学習志向など人々の拡大するニーズを捉え、体験型観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取組を町・観光協会が一体となって進めていく必要があります。

さらに、広域観光協議会の設置と九州新幹線鹿児島ルートの特快列車により、町周辺の広域的な観光地と連携した新たな観光周遊ルートの創出や、情報発信特性を生かした広域的観光情報を発信する必要があります。

観光入込者数の推移



資料：福岡県観光入込客数推計調査

施策の体系

観光戦略の展開

- (1) 観光・交流資源の充実・活用
- (2) 地域産業と連携した体験型観光の充実
- (3) 広域観光体制の充実とPR活動の推進
- (4) 観光拠点を活用した観光戦略

主要な施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した取組を多面的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

(2) 地域産業と連携した体験型観光の充実

観光農園をはじめ、観光素材として地域の産業と連携した体験型観光の充実を図ります。

(3) 広域観光体制の充実とPR活動の推進

現行の広域観光体制を活用し、広域的な観光PR活動の推進や町ホームページ、マスメディアの活用などを行い、本町の観光PR活動の推進と地域と一体となった観光振興施策を推進します。

(4) 観光拠点を活用した観光戦略

観光拠点である産業展示会館を軸として、観光協会、商工会、農協などと連携し、各種の情報発信とイベント開催、町特産品の販売などを行い、町のPRと観光客の呼び込みを図ります。

また、国道3号バイパス計画を視野に入れた道の駅構想の検討を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
観光入込者数(人)	169,400	189,500	220,000	観光入込状況調査による年間の観光入込者数
観光イベント参加者数(人)	33,300	24,351	40,000	観光入込客状況調査による祭・行事(広川まつり・広川かすり祭・広川古墳まつりなど)
観光施設利用者数(人)	29,502	46,656	50,000	主要観光施設利用状況調査による(産業展示会館・古墳資料館・ゴットン館)

個別計画・関連計画

- ・広川町観光振興計画

基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち

2 人が集うまちをつくる

2-2. 移住・定住の促進

施策の目的

町の魅力の発信や移住定住の相談・サポート体制の強化、移住支援の充実により、移住・定住・交流を促進します。



現状と課題

少子高齢化による人口減少が予想される中で、生産年齢人口の減少は大きな課題となっており、若年層や子育て世帯の移住・定住に重点的に取り組み、いつまでも住み続けたいと思われるまちづくりを進め、地域振興の担い手確保につなげていく必要があります。

本町では、広川町移住定住促進センター兼滞在交流施設Origeを中心に円滑な連携を図り、移住・定住に関する情報発信やスムーズに移住に繋ぐことができるように相談・サポートを行っています。

今後も、本町の魅力をさらに高め、戦略的かつ効果的に発信して、初めの段階では観光などを通じた認知度向上と交流人口の拡大、次の段階として本町に関心や繋がりを持つ関係人口への発展、最終段階として移住から地域の担い手へと、段階に応じた取組とターゲットごとの支援を展開する必要があります。

また、町内には過疎が進む地域と人口集中する地域が混在しており、地域の均衡ある発展が求められています。少子高齢化が急速に進み人口減少が進む地域では、若年層の定住促進に向けた取組が求められています。

施策の体系

移住・定住の促進

- (1) 情報発信と相談対応の充実
- (2) 定住につながる環境づくりの推進
- (3) 人口減少地域の定住化に向けた施策の推進

主要な施策

(1) 情報発信と相談対応の充実

広川町移住定住促進センター兼滞在交流施設Origeにおいて、移住・定住に関する情報発信やワンストップでの相談対応を行います。

また、本町での暮らしを体験できる「お試し居住制度」の推進や、移住後の本町での暮らしに早く馴染むことができるようサポート体制の充実を図ります。

(2) 定住につながる環境づくりの推進

地域や企業と連携して、雇用の場の創出や創業の支援を行い、安心して働いていけるしくみづくりを進めます。

また、結婚や出産を希望する人が自ら望む暮らしを手に入れられるよう、パートナーとの出会いの場の創出から、結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援を行います。

さらに、空家の情報収集と提供を行い、空家の利活用による移住・定住を促進します。

(3) 人口減少地域の定住化に向けた施策の推進

人口減少地域における住宅取得支援をはじめ各種移住定住支援制度を推進し、転入者の確保及び地域の活性化を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
広川町に住み続けたいと思う率(%)	72.0	71.6		アンケートでこれからも広川町に住み続けたい(どちらかというに住み続けたい)と答える住民割合
町の社会増減数(人)	—	△14	0	町の日本人住民の社会増減数(転入者数－転出者数)

個別計画・関連計画

- ・広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・広川町空家等対策計画

基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

1 暮らしを守るまちをつくる

1-1. 消防・防災対策の充実

施策の目的

地域住民などによる防災力の向上(自助・共助)や、行政による防災体制の整備(公助)を図るとともに、相互の連携・協力により、自然災害などからの安全確保と地域防災の体制強化に努めます。



現状と課題

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、国民一人ひとりや企業などの発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。災害発生時だけでなく、平常時から住民・地域・企業・行政などの連携・協力のもと、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

また、平成25年(2013年)に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、地域における防災減災体制の強化が求められています。

本町では、地震や風水害による災害への備えとして、区長会を対象に自主防災の研修会の実施や自主防災組織の育成、防災訓練などの実施、各種防災資機材の整備などに取り組んできました。また、広川消防署と6分団からなる消防団を中心に、地域に密着した防火・防災訓練や応急手当講習会を展開するなど、互いに連携しながら防災減災に努めています。

今後も、これまでの取組を一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織などの育成が必要となっています。

また、世界各地でテロなども発生する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。このため、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町、住民及び防災関連機関が一体となった体制の確立を図る必要があります。

広川町の救急出動件数

(単位：人)

年度	総数	交通事故	急病	一般負傷	その他
平成21年度	705	85	385	82	153
平成22年度	749	93	411	91	154
平成23年度	785	102	429	91	163
平成24年度	776	66	422	113	175
平成25年度	799	78	435	108	178
平成26年度	776	61	437	108	170
平成27年度	799	68	443	131	157
平成28年度	854	73	478	124	179
平成29年度	812	57	459	102	194
平成30年度	831	56	500	104	171
令和元年度	817	74	473	128	142

資料：八女消防本部

広川町の種類別火災発生件数と損害見積額

(損害額単位：千円)

年度	総数		建物		林野		船舶車両		その他		死者	傷者
	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額		
平成21年度	14	6,753	7	6,591	0	0	2	160	5	2	1	0
平成22年度	5	1,706	2	1,691	0	0	0	0	3	15	0	0
平成23年度	10	10,368	2	9,887	0	0	3	481	5	0	0	1
平成24年度	9	27,864	6	27,864	0	0	0	0	3	0	2	0
平成25年度	11	29,437	6	29,120	0	0	1	90	4	221	0	1
平成26年度	13	9,410	6	5,952	2	197	2	1,757	3	1,504	0	0
平成27年度	5	1,363	3	1,363	0	0	0	0	2	0	0	0
平成28年度	7	202	2	19	0	0	1	158	4	25	0	1
平成29年度	11	11,731	5	11,455	0	0	0	0	6	276	1	0
平成30年度	9	177	1	5	3	2	1	170	4	0	0	1
令和元年度	2	2,960	1	2,960	0	0	0	0	1	0	0	0

資料：八女消防本部

施策の体系

消防・防災対策の充実

- (1) 総合的な防災減災体制の確立
- (2) 地域での防災力の強化
- (3) 避難行動要支援者対策の充実
- (4) 常備消防・救急体制の充実
- (5) 消防団の活性化
- (6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及
- (7) 治山治水対策の推進

主要な施策

(1) 総合的な防災減災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災拠点の役割を持つ新庁舎建築をはじめとする防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品などを備蓄するなど、「地域防災計画」及び「国土強靱化地域計画」に基づき、総合的な防災減災体制の確立を進めます。

また、災害時における地域住民への的確な情報伝達は重要であることから、町防災行政無線の活用や情報(防災)配信メール登録の推進に努め、的確な情報伝達に努めます。

さらに、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

防災マップ、ハザードマップなどによる啓発・情報提供の充実や防災セミナー、研修会の開催、地域での防災訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の育成・強化など住民の防災減災意識の高揚と地域ぐるみの防災減災体制の確立に努めます。

(3) 避難行動要支援者対策の充実

避難行動要支援者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 常備消防・救急体制の充実

消防・救急体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車などの車両、資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、広域活動体制の充実強化を図ります。

(5) 消防団の活性化

消防団に関する住民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

(6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

住民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED(自動体外式除細動器)による応急手当講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(7) 治山治水対策の推進

国・県と連携しながら、地滑り・急傾斜指定地域などの砂防工事を推進するとともに、自然環境の保全に留意しながら河川や井堰の改修を進め、浸水のない安全なまちづくりを進めます。

また、防災重点ため池について、耐震調査やハザードマップ作成など点検と安全対策に取り組めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
避難場所を知っている 住民割合(%)	37.1	66.7		アンケートで避難場所を知っていると答える住民割合
情報(防災)配信サービス 登録者数(人)	—	1,021	2,000	防災情報のメール配信登録者数

個別計画・関連計画

- ・広川町地域防災計画
- ・広川町水防計画
- ・広川町国民保護計画
- ・広川町業務継続計画
- ・広川町避難行動要支援者避難支援計画
- ・広川町耐震改修促進計画
- ・国土強靱化地域計画

基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

1 暮らしを守るまちをつくる

1-2. 交通安全・防犯体制の充実

施策の目的

交通安全並びに防犯への意識の高揚に努め、事故や犯罪のない地域防犯体制又は相談体制の充実を図り、住民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。



現状と課題

わが国は、交通安全対策基本法に基づき、数値目標を定めた交通安全基本計画を5年ごとに作成し、交通事故の無い社会を目指しています。近年、国内ではシートベルトの定着化や車の安全性能の向上、医療技術の進歩により、交通事故死者数及び負傷者数が何れも減少傾向にあります。しかし、交通事故件数は依然として高い状態で推移しており、子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者の安全を一層確保することが求められています。

本町では、交通事故の発生を防止するため、八女警察署、八女交通安全協会、八女交通安全連絡協議会などとの連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、道路パトロールや地域からの要望を踏まえ交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。

住民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路を重点に交通安全施設や歩道などの整備を進める必要があります。

また、防犯に関しては、全国的にさまざまな犯罪が多発する中で、子どもを狙った凶悪犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺の増加など住民の犯罪被害に対する不安が大きくなっています。加えて、家屋の点検・リフォーム商法、不当・架空請求、インターネットによる詐欺などの消費者トラブルも急増し、また、その内容も多様化・複雑化するなど法律的、専門的な相談ニーズは依然として高い状況にあります。

本町では、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めてきました。特に、地域が自主的に取り組む防犯パトロールや子ども見守り活動などは、安全・安心な地域づくりに役立っています。また、町内の危険箇所への設置を進めている防犯カメラは、防犯対策の一手法として広く有効であると認められており、今後も計画的に設置する必要があります。

消費者対策については、県消費生活センターなどと連携しながら相談体制を整え、広報紙などを通じて啓発活動を実施しています。

今後も、連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

広川町の交通事故発生状況

(単位：人)

年度	件数	死者	傷者
平成21年度	170	1	209
平成22年度	166	0	207
平成23年度	186	0	250
平成24年度	171	3	220
平成25年度	164	0	213
平成26年度	170	0	209
平成27年度	138	0	167
平成28年度	183	1	232
平成29年度	134	3	170
平成30年度	152	2	198
令和元年度	118	0	152

資料：交通年鑑

広川町の罪種別刑法犯発生件数

(単位：人)

年度	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成21年度	196	1	5	161	1	1	27
平成22年度	233	1	11	175	4	2	40
平成23年度	248	1	6	195	6	0	40
平成24年度	190	1	7	139	6	1	36
平成25年度	189	0	5	129	6	3	46
平成26年度	167	1	8	128	7	0	23
平成27年度	295	0	11	249	6	2	27
平成28年度	164	1	4	133	6	1	19
平成29年度	124	1	7	77	4	3	32
平成30年度	134	1	13	86	8	3	23
令和元年度	97	0	22	43	4	0	28

資料：福岡県犯罪年鑑

施策の体系

交通安全・防犯体制 の充実

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 安全な道路環境の整備・維持
- (3) 防犯意識の高揚
- (4) 防犯環境の充実
- (5) 消費生活に関する情報の提供
- (6) 消費生活相談の実施

主要な施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など住民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の設置や、歩道が整備された道路への道路照明灯の設置を推進し、信号機の設置要請、道路改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。特に通学路における安全確保のため、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、広川町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒の事故防止対策に取り組めます。

(3) 防犯意識の高揚

八女警察署などとの連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者などの支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(4) 防犯環境の充実

行政区や事業所及び小・中学校PTAなどの自主的な見守り活動をはじめとした安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動の体制の強化を図ります。

また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

さらに、町内の危険箇所を選定し、防犯カメラの計画的な設置を進めます。

(5) 消費生活に関する情報の提供

消費者講座の開催などを通じて啓発を進めるとともに消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、消費者トラブルの抑制に努めます。

とりわけ、被害の多い不当・架空請求や振り込め詐欺、家屋の点検・リフォーム商法などの情報提供に努めます。

(6) 消費生活相談の実施

県消費生活センターや近隣市町との連携を図り、消費生活相談員による定期的な相談体制を確立し、被害発生時における効果的アドバイスなどを行います。

高齢者の被害防止や、被害にあった場合に適切に対応するため、迷惑電話対策機器の貸与や、区長会、民生児童委員会、八女警察署と協働して高齢者への啓発、サポートを充実します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
交通事故発生件数(件)	170	118		年間(1月～12月)の交通事故の発生件数
防犯灯・道路照明灯・街路灯の設置基数(基)	532	706	730	防犯灯・道路照明灯・街路灯の設置延基数
防犯カメラ設置箇所数(箇所)	—	9	27	防犯カメラの設置箇所数
町の防犯・交通安全体制についての満足度(%)	27.3	33.4		アンケートで町の防犯・交通安全体制について満足と答える住民割合
迷惑電話防止機器の設置(基)	—	45	120	高齢者のみの世帯、または日中に高齢者だけになる世帯への機器設置数(延べ数)

個別計画・関連計画

・広川町交通安全計画書

基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

2 住みやすく便利なまちをつくる

2-1. 居住環境の整備

施策の目的

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備に努めます。



現状と課題

住宅は、住民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、快適な住環境の整備が求められます。

本町は、耳納連山から連なる緑豊かな山々や筑後川の支流でもある広川、長延川、高間川などの豊かな水環境、そこに広がる田園風景など、自然環境に恵まれた地域であり、こうした自然環境と調和した居住環境の整備が求められています。このため、都市計画に基づき秩序ある住宅地の形成と安全で住みやすい住環境づくりに努めます。

また、近年、空家が増加する中で、管理不十分な危険な空家が地域の課題となっており、快適な生活空間の確保のためには、危険空家の除去など空家対策が求められています。本町でも、平成27年に「空家対策の推進に関する特別措置法」に基づく「広川町空家等対策計画」を策定しており、本計画に基づき、適切な空家対策を推進する必要があります。

さらに、安全で快適な住環境の整備のためには、生活道路や公園・緑地、上下水道などのインフラ整備が重要な要件となっており、特に生活道路の改善は多くの地域で課題となっています。このため、町では、地域の要望に基づき、4m未満の狭あい道路の拡幅に努め、緊急車両等の通行の確保や安全な道づくりが求められています。

施策の体系

居住環境の整備

- (1) 空家対策の推進
- (2) 安全・安心な住宅地の形成
- (3) 生活道路の改修と適正管理

主要な施策

(1) 空家対策の推進

「空家対策の推進に関する特別措置法」及び「広川町空家等対策計画」に基づき、特定空家の認定による適正管理・危険空家の除却促進と活用できる空家の情報収集・発信による空家利活用を進めます。

(2) 安全・安心な住宅地の形成

定住促進と安全・安心な住環境の確保のため、秩序ある開発行為の指導を行います。
また、広川町耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化と危険ブロック塀などの撤去に努めます。

(3) 生活道路の改修と適正管理

住民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、4m未満の狭あい道路の改修を進め、居住空間の改善に努めます。
また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町の居住環境の整備 状況についての満足 度(%)	30.6※	27.2※		アンケートで町の居住環境について満足と答える住民割合 ※10年前、現状値は参考値(『市街地の整備状況』の満足度として調査)
町道の規格改良率(%)	61.8	64.2	65.0	幅員4m以上改良率

個別計画・関連計画

- ・広川町都市計画マスタープラン
- ・広川町耐震改修促進計画
- ・広川町空家等対策計画

基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

2 住みやすく便利なまちをつくる

2-2. 道路・交通網の整備

施策の目的

広域的交通アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、住民の生活に必要な身近な公共交通の充実を進めます。



現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。また、道路網の整備や公共交通の維持・活性化は、交通分野の課題解決にとどまらず、地域活性化のために必要不可欠な社会インフラであり、新たな技術の導入検討など、将来に向けたまちづくりと連携した取組が必要です。

本町の幹線道路は、中央部を国道3号が南北に走り、これと並行して東部に県道久留米立花線、西部に久留米筑後線と、さらに西端を国道209号が走っています。また、県道三潴上陽線が町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成されています。また、国道3号に並列して走る九州自動車道には広川インターチェンジを有し、県道三潴上陽線バイパスに連結し、隣接する国道3号に直結しています。

しかしながら、国道3号は慢性的な渋滞の発生や、大型車両混入率が高いなどの問題があり、交通容量・安全性の確保、災害時における代替路の確保、移動時間短縮による産業活動・医療体制・観光振興を支援する道路の整備が必要です。

町の幹線道路の整備状況は、県道久留米立花線は令和2年度で事業が完了し、国道3号を補完する形で、南北地域へのアクセス強化が図られました。また、県道三潴上陽線については、国道3号交差点を中心に段階的に道路拡幅と歩道整備が進められています。一方、県道唐尾広川線及び県道久留米筑後線の整備は進んでおらず、未改良区間の改良着手が求められています。また、町道整備については、環状道路を中心に整備を進めています。

公共交通に関しては、本町には2つのバス路線と高速バスが通っています。また、高齢者などの交通弱者の買い物や通院などが課題となる中で、生活交通の維持確保のため、予約型乗合タクシーを運行しています。

今後は、さらに住民ニーズの把握を進め、生活交通の充実と都市部へのアクセス向上が必要です。

町道の舗装率と改良率

(単位：％)

年度	舗装率	規格改良率
平成22年度	90.1	61.8
平成23年度	90.2	62.1
平成24年度	90.2	62.4
平成25年度	90.2	62.5
平成26年度	90.4	62.8
平成27年度	90.7	63.3
平成28年度	90.7	63.5
平成29年度	90.8	63.8
平成30年度	90.9	64.0
令和元年度	91.0	64.2

資料：建設課

施策の体系

道路・交通網の整備

- (1) 国道・県道の整備
- (2) 町道の整備
- (3) 安全で快適な道づくりの推進
- (4) 公共交通機関の充実

主要な施策

(1) 国道・県道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

特に、国道3号の慢性的な渋滞を緩和し、災害時や救急搬送時などの円滑な移動の確保や速達性・定時性の向上により産業活動の支援を図るため、国道3号バイパスの早期実現を目指します。

(2) 町道の整備

国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した安全で快適な道づくりを目指します。

また、舗装修繕計画を策定し、計画的な舗装修繕に努めるほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な維持修繕を行います。

(4) 公共交通機関の充実

住民の日常生活に不可欠な交通手段確保のため、既存バス路線の利便性向上と路線維持に努めるとともに、予約型乗合タクシー（デマンド交通ふれあいタクシー）の充実に努めます。

また、都市部へのアクセス向上のため、高速バスの利用促進を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町の道路の整備状況についての満足度(%)	29.4	31.7		アンケートで町の道路の整備状況について満足と答える住民割合
公共交通機関の便利さについての満足度(%)	16.5	18.0		アンケートで町の公共交通機関(バスなど)について満足と答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・広川町橋梁長寿命化修繕計画
- ・広川町生活交通ネットワーク計画

基本施策6 自然と共生する快適なまち

1 環境と共生するまちをつくる

1-1. 循環型社会の形成

施策の目的

住民、事業者と行政との協働により、広域的な連携のもと、ごみの発生抑制・分別・再使用や再資源化を進めるとともに、ごみ問題に対する関心・理解を深め、リサイクル活動などを通して、さらなる減量化を目指します。また、収集、処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組みます。



現状と課題

わが国では、資源有効利用促進法に基づいた3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の取組の進展、個別リサイクル法の整備などにより廃棄物の大幅削減を実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展しています。

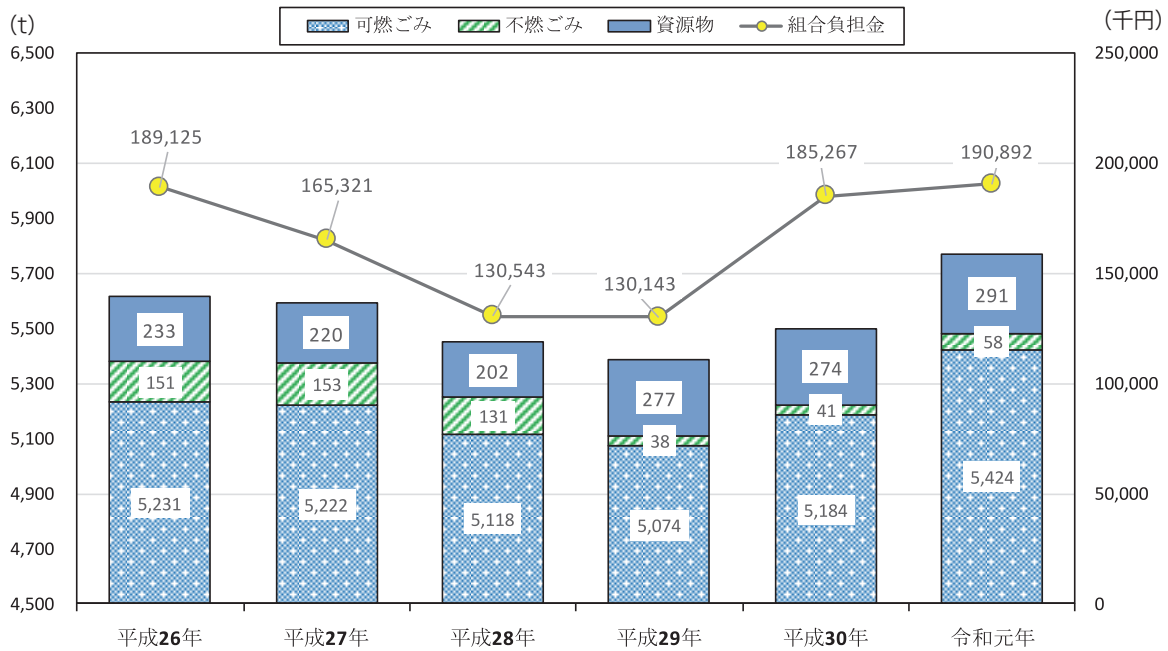
さらに、3Rに「リフューズ」（ごみになるものを拒む）を加えた4Rを推進し、プラスチックごみの発生を抑制、再資源化をさらに進める事で、マイクロプラスチック・二酸化炭素の発生を抑制した低炭素社会への転換を進めています。

本町では、全域において収集ステーション方式により安全で効率的・衛生的なごみ収集を行っており、集積場の整備や八女西部広域事務組合における共同処理を実施しています。

ごみの種類が多様化する中、ごみの減量化・資源化は、行政だけでは対応できない部分があり、住民・事業者と一体となった取組が必要となります。このため、ごみに対する更なる意識啓発や、学校及び地域などの機会を捉えた環境教育の実施など、環境、リサイクルに対する認識と理解を深めていくことが重要となります。

このようにさまざまな対応を図りながら、ごみの排出動向に即し、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルなどの促進に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

広川町のごみ処理量の推移



資料：環境衛生課

施策の体系

循環型社会の形成

- (1) ごみ収集・処理体制の充実
- (2) ごみ減量化・4R運動の促進
- (3) ごみ問題・リサイクルに対する啓発普及

主要な施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進などを通じた分別排出の徹底に努めます。

また、八女西部広域事務組合における関係市町との連携のもと、効果的・効率的な処理機能を備えた施設の充実と処理方法の拡充に努めます。

(2) ごみ減量化・4R運動の促進

積極的な広報・啓発活動により住民及び企業の環境意識の高揚を図り、企業や各種団体などと協力し、マイバッグ運動の推進やコンポスト、EMバケツによる生ごみの堆肥化、リサイクル活動、プラスチックごみの再資源化などさまざまな取組によるごみ減量化・再資源化に向けた4R運動を推進します。

(3) ごみ問題・リサイクルに対する啓発普及

ごみ排出モラルのさらなる向上を目指し、分別の徹底がごみ減量化・資源化に結びつき、効果的なごみ処理、環境保全につながるよう啓発します。また、事業系ごみについても分別の協力を呼びかけ、資源物の分別を徹底するよう周知します。

さらに、ごみ問題・リサイクルについては、児童期や家庭における教育が重要であり、学校・家庭・社会において、学習できるよう啓発活動を進めていきます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
住民一人当たりごみ 排出量(kg)	308	294	287	年間の住民一人当たりのごみ排出量
家庭から出されるごみ のうちリサイクルされて いる割合(%)	18.1	10.7 (H30)		一般廃棄物処理実態調査
4R運動をしていると 答える割合(%)	—	59.7		アンケートで4R運動をしていると答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・広川町一般廃棄物処理基本計画
- ・広川町一般廃棄物処理実施計画
- ・広川町災害廃棄物処理計画

基本施策6

自然と共生する快適なまち

1 環境と共生するまちをつくる

1-2. 環境と景観の保全

施策の目的



「環境保全条例」と「福岡県環境総合基本計画」のもと、自然環境と調和した、住民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進します。

また、筑後川流域景観計画・福岡県美しいまちづくり条例により、快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、住民の合意に基づき、自然景観や田園・山林と共生する町並みの保存を進めていきます。

現状と課題

地球温暖化問題をはじめとする地球規模の環境問題から大気汚染、水質汚濁などの身近な環境汚染に至るまで、さまざまな環境問題に対する重要性が地球規模で拡大しています。わが国でもパリ協定に基づく温室効果ガス削減の更なる取組が求められており、自治体における地球温暖化防止や環境保護に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。また、身近な環境保全の問題として高齢化や人口流出に伴う空家・空地の増加、所有者不在の土地管理問題など周辺住民への影響が顕著化しています。

目に見えない地域の環境とも言える「景観」は、自然環境の保全と併せて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。福岡県と本町を含む筑後地域の市町で構成する筑後田園都市推進評議会において、「筑後ネットワーク田園都市構想」を策定し、筑後地域の景観の保全・形成に取り組んできました。また、筑後川流域の7市町（広川町、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）を対象区域とした筑後川流域景観計画に基づき、景観の保全と地域の特性を生かした景観形成を推進しています。

本町には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場が形成されています。また、農地や山林の自然環境と調和した町並みが形成されています。こうした山や川、田園風景といった自然環境は先人から大切に受け継がれてきたものであり、今後もかけがえのない貴重な財産として、後世へと継承していく必要があります。

施策の体系

環境と景観の保全

- | |
|--------------------------|
| (1) 環境保全意識の高揚 |
| (2) 環境保全活動の促進 |
| (3) 新エネルギーの利用促進 |
| (4) 生活排水対策と公害などの環境問題への対応 |
| (5) 不法投棄の防止 |
| (6) 動物愛護と適性飼育 |
| (7) し尿などの処理体制の充実 |
| (8) 景観の保全 |

主要な施策

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。

(2) 環境保全活動の促進

環境美化運動の推進、資源物回収、リサイクル運動、省資源・省エネルギーなど、住民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努め、豊かな自然環境の保全を図ります。

(3) 新エネルギーの利用促進

エコカー・電気自動車などの導入を積極的に推進し、温室効果ガスの抑制に努めます。
また、太陽光、小水力発電など新エネルギーの活用を促進し、環境への負担軽減を図ります。小水力発電による新エネルギーの取組は、町の環境問題への意識啓発として活用を図っていきます。

(4) 生活排水対策と公害などの環境問題への対応

生活排水対策を推進するため、下水道、合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備・適正管理を推進するとともに、河川の水質監視や事業所に対する排水の改善、農地への肥料・農薬の適正使用などを推進し、水質汚濁の防止に努めます。

また、騒音、振動、悪臭などの公害に対し、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

(5) 不法投棄の防止

不法投棄防止のため、ごみの適正処理について住民及び事業者に対して啓発を行うとともに、住民や各種団体などの協力を得ながら、県・警察との連携を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化します。

(6) 動物愛護と適性飼育

動物の愛護と適性な飼育を働きかけます。南筑後保健福祉事務所と連携し、畜犬登録と狂犬病予防接種の増加、犬のしつけ方教育や飼う人のための講習会などの実施、動物の愛護と飼い主マナー向上など適正な飼育を働きかけます。

(7) し尿などの処理体制の充実

収集・運搬体制の適正化に努めるとともに、下水道事業の進捗に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加も見据えながら、広域的連携のもと、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めるとともに、県と連携して浄化槽の適正管理に努めます。

(8) 景観の保全

本町特有の自然景観や田園・山林と共存する町並みは貴重な景観資源となっているため、住民との連携を図りながら、筑後川流域景観計画のもと地域の特性を生かした景観の保全に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町の自然環境の豊かさ についての満足度(%)	51.2	57.3		アンケートで町の自然環境の豊かさについて満足と答える住民割合
自然保護や省資源・ 省エネルギーなど、 環境に配慮した生活 をしている住民割合(%)	72.2	66.1		アンケートで自然保護や省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した生活をしていると答える住民割合
環境教育参加者数 (人)	201	187	300	環境教育に参加した人の年間の延べ人数
不法投棄件数(件)	27	18		年間の不法投棄件数
汚水処理人口普及 率(%)	—	88.1	95.0	下水道及び合併浄化槽人口／住民基本台帳人口

個別計画・関連計画

- ・広川町循環型社会形成推進地域計画
- ・広川町地球温暖化対策実行計画

基本施策6 自然と共生する快適なまち

2 生活環境の整ったまちをつくる

2-1. 上下水道の整備

施策の目的

安全な水を安定して供給するため、水道施設の整備や給水能力の維持に努め、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

また、公共下水道の普及率の向上を目指すとともに、経営の安定化を推進します。



現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

下水道は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のために整備の推進が求められています。

本町の下水道事業は、筑後市、八女市、みやま市、広川町で構成する矢部川流域下水道事業関連の公共下水道事業として実施しており、平成9年度に広川町公共下水道事業基本計画を策定し、平成13年度から一條区・智徳区・当条区内より下水道工事を着手し、平成22年から一部地域の供用開始を行いました。令和元年度末現在294.2haの処理区域面積となっており全体計画面積550haのうち53.5%の整備が完了しています。

今後、各種水道施設の長寿命化、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進め、供用開始済の処理区及び地区については、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を進めていく必要があります。

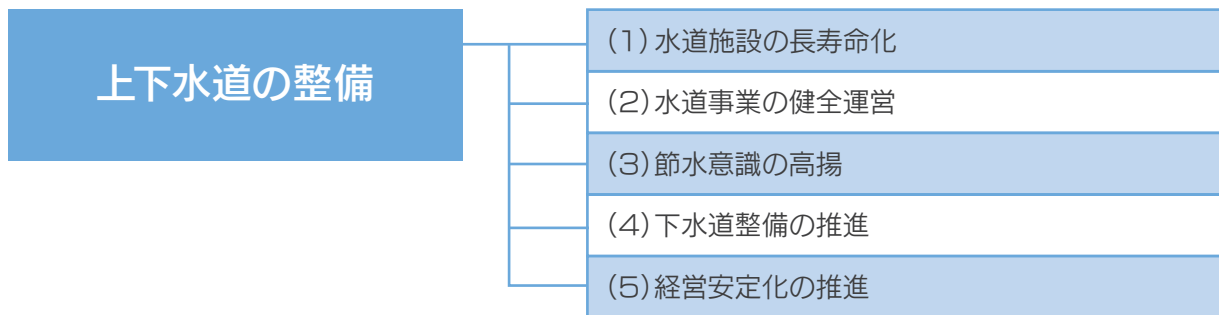
上下水道の普及率

(単位：％)

年度	上水道	下水道
平成21年度	69.0	9.0
平成22年度	69.1	10.4
平成23年度	68.3	16.2
平成24年度	68.9	19.6
平成25年度	71.1	22.4
平成26年度	69.6	29.4
平成27年度	69.2	36.8
平成28年度	69.8	38.8
平成29年度	70.9	39.3
平成30年度	72.3	40.5
令和元年度	73.6	42.7

資料：環境衛生課

施策の体系



主要な施策

(1) 水道施設の長寿命化

地震などに備え、重要管路の耐震化を図り、災害時にも安定供給できる施設の構築を図ります。また施設の点検診断を行い、長寿命化計画を策定し、水道管の更新に係る維持管理費の縮減を図ります。

(2) 水道事業の健全運営

水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

(3) 節水意識の高揚

広報・ホームページを活用して節水に心がけ、水資源を大切にする意識の高揚に努めます。

(4) 下水道整備の推進

下水道事業の推進を図るため、下水道認可区域内の面整備を計画的に行うとともに、認可区域以外の地域における合併処理浄化槽の設置を進め、町全域における汚水処理施設整備の早期実現に努めます。

(5) 経営安定化の推進

水環境・水資源にかかわる啓発活動を促進し、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を図るために、下水道の接続率を高め、水洗化を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
上水道の普及率(%)	69.1	73.6	75.0	給水人口／総人口
下水道の普及率(%)	9.1	42.7	46.4	下水道の処理区域内人口／ 総人口
下水道の接続率(%)	—	76.4	80.0	接続件数/前年度末の接続 可能受益地数

個別計画・関連計画

- ・広川町矢部川流域関連公共下水道全体計画及び事業計画

基本施策6 自然と共生する快適なまち

2 生活環境の整ったまちをつくる

2-2. 公園・緑地の整備

施策の目的

住民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を生かした魅力ある公園・緑地の整備を図ります。



現状と課題

公園・緑地などが整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちの賑わい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

また、公園や緑地は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

本町には、竜光寺公園（地区公園）をはじめとする8つの都市公園と、広川町運動公園、広川ダム公園があり、令和2年度には子どもを安心して遊ばせられる公園整備と子どもの生きる力を育む場として、まち子のおにわを整備しました。まち子のおにわでは、遊び場サポーターによるチルドレンズパーク（遊び場イベント）の開催など、新たな遊びの空間も提供しています。

今後も、公園・緑地の整備により、町全体が緑に包まれた、美しいうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

広川町の主な公園一覧

施設名	所在地	施設内容
まち子のおにわ	広川町大字日吉1164番地7	面積:2,200㎡ 主な施設:芝生広場・遊具広場・移動遊具等
竜光寺公園	広川町大字新代1480番地4	面積:49,737㎡ 主な施設:芝生広場・遊具広場・野球場等
善蔵塚古墳公園	広川町大字六田326番地	面積:24,699㎡ 主な施設:前方後円墳・多目的広場・芝生広場等
親水公園	広川町大字久泉207番地	面積:4,062㎡ 主な施設:小川・池等
グリーントパーク公園 (広川中核工業団地緑地)	広川町大字日吉1164番地15	面積:36,974㎡ 主な施設:遊歩道・東屋等
岩山公園	広川町大字日吉548番地10	面積:5,964㎡ 主な施設:展望広場等
石人山・弘化谷古墳公園	広川町大字一條1436番地2	面積:33,781㎡ 主な施設:装飾古墳・広川町古墳公園資料館・芝生広場
湯納楚山公園	広川町大字藤田1463番地82	面積:6,359㎡ 主な施設:多目的広場等
広川ダム公園	広川町大字水原4731番地1	面積:17,019㎡ 主な施設:芝生広場・展望台等

資料：建設課

施策の体系

公園・緑地の整備

- (1) 既存公園の活用の推進
- (2) 地域の公園・広場の整備
- (3) 運動公園の整備検討
- (4) 安全・安心な公園づくり

主要な施策

(1) 既存公園の活用の推進

既存公園を活用し、子ども達が元気に遊ぶことができる遊び場づくりを推進します。

(2) 地域の公園・広場の整備

身近で、子どもから高齢者までが利用でき、さまざまな機能を備え、安全面に配慮した公園・広場の整備を図ります。

(3) 運動公園の整備検討

住民の健康づくりのため、スポーツ活動が可能な運動公園について、引き続き検討していきます。

(4) 安全・安心な公園づくり

公園施設長寿命化計画を見直し、持続可能な公園の維持に努めるほか、安全に利用できる公園づくりを進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町の公園・緑地の整備状況 についての満足度(%)	33.1	23.2		アンケートで町の公園・緑地の整備状況について満足していると答える住民割合

個別計画・関連計画

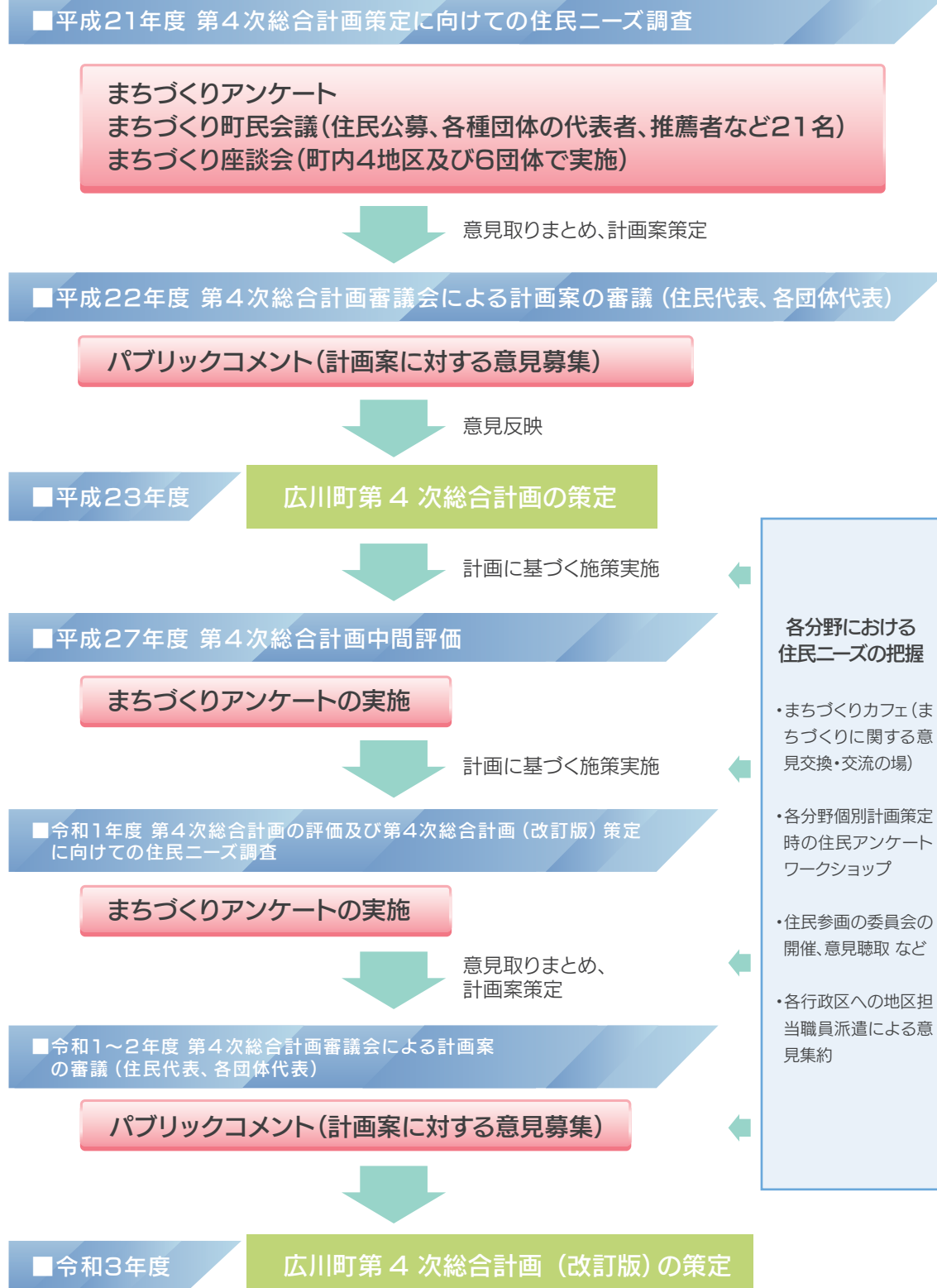
- ・広川町公園施設長寿命化計画

第4部
資料編

1. 計画策定過程における住民参画

本計画策定にあたり、住民とともに作る協働とまちづくりを目標として、以下のとおり住民参画の取組みを行いました。

本計画策定における主な住民参画の取組み



2. 広川町総合計画審議会

■経過

回	日付	内容
第1回	令和 2年 2月 6日	諮問 総合計画策定方針 町の現状と課題 広川町第4次総合計画(改訂版)骨子案
第2回	令和 2年 2月 25日	重点プロジェクト地方創生の取組 基本構想案の審議
第3回	令和 2年 7月 17日	基本計画案の審議【基本施策1、2、3】
第4回	令和 2年 8月 25日	基本計画修正案の審議【基本施策1、2、3】 基本計画案の審議【基本施策4、5、6】
第5回	令和 2年 9月 30日	基本計画修正案の審議【基本施策4、5、6】 基本構想案の審議 パブリックコメントの実施
第6回	令和 2年 11月 20日	基本計画修正案の審議 答申

■審議会委員名簿

役職	氏名	団体役職名	備考
会長	野村 泰也	広川町議会議長	
副会長	田中 仙一	広川町民生委員児童委員協議会会長	
委員	梅本 哲	広川町議会副議長	
委員	光益 良洋	広川町議会総務産業常任委員会委員長	
委員	丸山 修二	広川町議会厚生文教常任委員会委員長	
委員	吉住 英男	広川町区長会会長	令和元年度
	田中 義行		令和2年度
委員	小島 勝	広川町分館長会会長	令和元年度
	由衛 慎一		令和2年度
委員	川口 正弘	広川町衛生班長会会長	
委員	野口 大樹	広川町教育委員会教育委員	
委員	大石 義勝	広川町農業委員会会長	
委員	塩澄 文子	主任児童委員	
委員	御手洗 信行	広川町社会福祉協議会副会長	
委員	樋口 安彦	広川町商工会事務局長	
委員	荻野 正浩	福岡八女農業協同組合広川地区センター長	
委員	姫野 信吉	八女筑後医師会	
委員	恒松 美里	ひろかわまちじょ（広川町ボランティア活動センター登録団体）	

■審議会答申

令和2年11月20日

広川町長 渡邊 元喜 様

広川町総合計画審議会
会長 野村 泰也

広川町第4次総合計画(改訂版)について(答申)

令和2年2月6日付け元広政調第465号により本審議会に対して諮問があった広川町第4次総合計画(改訂版)について、広川町総合計画審議会規則第2条に基づき、下記のとおり答申する。

記

広川町第4次総合計画(改訂版)案について、本審議会において諮問に基づき慎重に審議を重ねてきたところであるが、基本構想、基本計画ともに原案の内容については概ね妥当なものと認められる。尚、審議の過程における意見を別紙のとおり付帯意見として付すので、その取扱いについて検討いただきたい。

また、本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、広く町民の理解と協力を求め、計画的な行財政運営を着実に実行し、設定目標の達成のため効率的・効果的な施策の実施に留意されたい。

広川町第4次総合計画(改訂版)審議会答申付帯意見書

1. 本計画の趣旨と内容をわかりやすく、広く町民に発信し、共有に努めること。また、本計画の推進にあたっては町民の参画、協働を積極的に進め、暮らしやすく、住み続けたいまちづくりに努めること。
2. 本審議会の審議過程で出された意見や、計画策定段階で寄せられた多くの町民の声を真摯に受けとめ、少しでも多くの意見を計画実施に反映すること。また、社会情勢が今後大きく変化していく中で、基本計画の見直しを行いながら的確な施策展開を図ること。
3. 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域の繋がり希薄化や地域の担い手不足が懸念される中、団体活動や地域コミュニティの維持、移住定住の促進による地域の活性化に向けた取組を重点的に推進すること。
4. 進行管理、効果検証を不断に行い、厳しさを増す行財政運営の中で本計画に掲げられている目標が効率的かつ着実に具現化するよう鋭意努力すること。

3. SDGsとの関連

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12年（2030年）までの持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。

これを受けて日本では、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。

国の方針を受けて、自治体においては、さまざまな施策を推進し、SDGsの達成に寄与しています。

本町においては、さまざまな施策を推進することは、SDGsの達成に資すると考えられることから、貧困、飢餓、健康・福祉、教育など、SDGsの以下17の国際目標と本計画の施策体系との対応を整理し、基本計画において各施策に位置付けています。

■17の持続可能な開発目標（SDGs）■



- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平等をなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりをしよう |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさを守ろう |
| (7) エネルギーをみんなにそしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナリーシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

4. 用語の解説

行	用 語	解 説
あ行	ICT(教育)	パソコン・スマートフォンなどさまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。ICT 教育は情報通信技術を活用した教育手法のことです。
	アジア太平洋子ども会議(APCC)事業	福岡をベースに民間レベルの草の根国際交流事業を行う特定非営利活動法人が主催する世界30以上の国と地域から、200人を超える子ども達を福岡に招く招聘事業です。
	遊び場サポーター	子どもの遊び場づくりを支援する町民ボランティアです。子どもの遊び場「まち子のおにわ」内の子どもの見守りやイベントの企画運営などのお手伝いを行います。
	RPA	データ入力やアンケート集計などの単純作業をコンピュータ・プログラムやロボットにより自動化することです。
	安全ハウス	子どもが誘拐・暴力・痴漢などの被害で助けを求めてきた時に、その子どもを保護する緊急避難所として登録いただいている一般家庭、商店、会社です。
	EMバケツ	発酵材EM菌を利用して、生ごみから良質の堆肥をつくることのできる容器です。
	インターンシップ	興味がある企業等で、学生が「就業体験」することです。
	AI(人工知能)	コンピュータを使って、人間の知能の働きを人工的に実現するものです。
	AED(自動体外式除細動器)	心室細動などの不整脈に対し、心臓にショックを与えて正常な状態に戻す医療機器です。
	ALT(外国語指導助手)	小中学校の外国語の授業で日本人教師を補助する、英語を母語とする外国人です。
	NPO	非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体です。
	お試し居住制度	本町へ移住することを検討している方が、本町における日常生活等を体験するため、Orige に数日間お試しで居住できる制度です。
	Orige(オリゲ)	上広川の吉常区にある宿泊施設兼移住相談センターです。オリゲは広川町の方言で“私の家”という意味です。
か行	介護予防サポーター	介護予防の普及啓発活動や地域の高齢者の健康づくりなどのボランティア活動を行います。
	環境保全型農業	化学肥料や農薬の使用を抑えるなど、環境への負荷をできる限り低減していく農業のことです。
	基幹相談支援センター	障がいのある方の生活全般における相談や困りごとを総合的かつ専門的に支援する機関です。広川町では令和2年4月に「シエル」が開設されました。
	Kibiru(キビル)	職業用ミシンや刺繍ミシンなど洋裁設備が揃った交流アトリエです。人や情報を繋ぎ結ぶ場所となるように、広川町の方言で“結ぶ”という意味のキビルと名付けました。
	教育相談員	スクールソーシャルワーカーと連携し、学校や子ども、保護者の相談に応じます。

行	用 語	解 説
か行	行政評価制度	政策や事務事業について、必要性・効果性・効率性の観点から評価を行い、その結果を政策決定や予算編成等に反映していく制度です。
	協働	行政と民間団体、ボランティア団体、地域などの複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することです。
	きらめき学習	小学生を対象に、夏季休暇中、町内全 35 分館で行われる体験活動です。
	グローバル化	情報通信技術の進展や交通手段の発達、市場の国際的な開放などにより、ビジネスや文化などさまざまな分野で、国や地域の隔たりが無くなることです。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。
	校区ネット活動	地域の方との連携・協働による、家庭・地域の教育力向上および健全な子どもの育成のために、子どもから高齢者まで多くの人が出会い、ともに学ぶことができる活動を行っています。
	国際理解教育	「世界の人々が、国を越えて理解し合い、協力し、世界平和を願うこと」を理念とした教育です。
	子どもの遊び場づくり事業	「まち子のおにわ」や子どもの遊び場イベントを町内の様々な団体やボランティアが協働で検討し、作り上げていく事業です。
	コミュニティスクール	学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、「地域と共にある学校づくり」を進めるものです。
	コミュニティビジネス	地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ等を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出など地域の活性化を図るものです。
	コンポスト	家庭から出た生ごみなどの有機物を、微生物の働きで堆肥化することです。
さ行	財政力指数	自治体の財政力を示す指標であり、基準となる収入額を支出額で割った数値の過去3ヵ年を平均したものです。1.0であれば収支バランスがとれているということになり、1.0を超えれば国からの地方交付税交付金が支給されません。
	サイバーセキュリティ	コンピュータへの不正侵入や情報漏洩、コンピュータウイルス感染などがなされないようコンピュータやネットワークの安全を確保することです。
	砂防工事	山の「土砂崩れ」、増水した水と共に土砂が流れ出す「土石流」、地面全体がそのまま滑り出す「地すべり」といった土砂災害を防ぐための工事です。
	3R	Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の3つの頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードです。
	ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分で、品質・効き目・安全性が同等の薬品です。
	事業継承	会社の経営を第三者の後継者に引き継ぐことです。
	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、自主的に結成する組織です。大規模災害時における行政機関の「公助」には限界があるため、自主防災組織による「共助」が重要です。

行	用 語	解 説
さ行	実質公債費比率	国などからの借り入れへの返済額が、一般財源(収入)に占めている割合です。
	指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、民間事業者を含む幅広い団体に委ねる制度です。
	シティプロモーション	まちの魅力を地域内外に発信し、その地域を訪れる「交流人口」や継続的にその地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の拡大をねらう、自治体の“宣伝・広報・営業活動”のことです。
	社会保障制度の逼迫	医療・介護・福祉コストなどの社会保障関係費の増加などにより歳出が増加し、制度を維持することが難しくなっていることです。
	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)	「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」のため、国民全員に12桁のマイナンバーが付与され、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度です。
	循環型社会	環境への負荷を減らすために、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑えることを目指すものです。
	小水力発電	ダムや河川の流水を利用して発電する方法です。1,000kw以下の水力発電を小水力発電と定義されており、本町では広川ダムを利用した小水力発電に取り組みます。
	情報(防災)配信メール	町が発令する避難情報や避難所の開設状況などの防災情報を主に配信する登録制メールです。電話での音声案内やFAX受信も可能です。
	人事評価制度	職員の能力と資質の向上及び公務能率の増進を図ることを目的に、職員がその担当する職務を遂行した実績及び職務遂行上見られた職員の能力を公平かつ公正に評価するものです。
	診療報酬明細書点検	医療費適正化のための取組で、診療報酬明細書に記載されている傷病名、検査、処置、投薬等の診療内容を確認し、請求内容等に誤りがないか点検するものです。
	スクールカウンセラー	学校など教育機関で子どもの心の悩み等について、子ども・教師・保護者等の心理相談業務に従事する心理職専門家です。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉に関する知識・技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、その児童・生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人です。
	生活支援コーディネーター	地域の高齢者の困りごとの把握や地域住民同士の支え合い活動の推進、生活支援のボランティアの育成を担う地域支え合い推進員です。
	青少年育成町民会議	青少年に深い理解と愛情と責任を持ち、学校、家庭や地域の教育力の向上を図り、町民総ぐるみで青少年の健全育成についての取り組みを行う組織です。
	成年後見制度	認知症、知的障害などの理由で判断能力が不十分な方に対して、他の者が財産の管理や身のまわりの世話などの支援を行う制度です。
	セカンドライフ	定年後の人生を表現する言葉の一つです。
	創業塾 in 広川	広川町商工会と連携して創業希望者を対象としたセミナーを開催し、支援を行うことで町内における創業を促進しています。

行	用 語	解 説
さ行	総合型地域スポーツクラブ	健康増進や仲間づくりの為、各種講座やスポーツ教室などの定例教室・スポット事業を企画・実施している団体です。
	ソーシャルネットワーク (SNS)	ネット上で、友人や知人、同じ趣味を持つ人などと交流できる会員制サービスの総称です。LINE や Instagram、facebook 等があります。
た行	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
	地域コミュニティ活動 (推進事業)	協働のまちづくりの基盤である地域の課題解決や地域の将来像に向け、住民が主体となって特色ある活動を行うことです。
	地域生活支援拠点センター	障がいのある方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行うセンターです。地域移行や民間アパートで一人暮らし体験のサポートなどを行います。
	地域づくり計画書	地域の現状と課題を把握し、その課題解決のために取り組む事項をとりまとめた行政区毎の計画書です。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。
	筑後七国	筑後地方の5市2町(柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・大木町・広川町)を称する呼び名です。観光振興や地域活性化に取り組んでいます。
	地産地消	地域で生産されたものを、その地域で消費することです。
	地方創生	東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を目指す施策です。
	地方分権	国に集中している権限や財政を地方自治体に移し、地域の求めるニーズに対して、地方自治体が自らの判断と責任で対処し、特色あるまちづくりを進めることです。
	中学校学び道場	中学校全学年を対象に、基礎学力の定着、補充学習を目的に、希望生徒に週2日1時間で地域住民が学習支援を行う事業です。
	チルドレンズパーク(遊び場イベント)	子どもの遊び場「まち子のおにわ」やそこに保管している移動遊具を活用し、地域の子供の生きる力を育てるためのイベントです。
	デマンド交通ふれあいタクシー	交通弱者の移動支援、交通空白地域の解消、既存の公共交通機関との連携を目的に、(原則)町内運行の予約型乗合タクシーです。
な行	ニュースポーツ	子どもから高齢者まで、みんなで一緒に楽しめるスポーツで、勝負にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に身体運動を行います。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けするサポーターのことです。
	認定農業者	自らの創意工夫に基づき「農業経営改善計画」を作成し、町から認定を受けた、地域の農業を担っていく意欲と能力を有する農業者です。
	農業生産法人	耕作目的で農地等の権利を取得することができる法人です。
は行	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が図示されています。

行	用 語	解 説
は行	働き方改革	「長時間労働の是正」「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」「多様な働き方の実現」の3つの柱による、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を目指すものです。
	パリ協定	2015年にフランス・パリにて世界約200か国が合意して成立した地球温暖化対策の国際的な協定です。
	避難行動要支援者	高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者のうち災害時又は災害のおそれがある時に、自ら非難することが困難で特に支援を要する方です。
	パブリックコメント	計画や指針等の案を公表の上、住民から意見を募集し、提出された意見をその計画等の決定に反映させるものです。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することです。
	広川ブランド	広川町の地域資源を町内外に広く発信することで、付加価値の向上や町の知名度向上を図る取組です。
	広川町教育週間	広川町では11月の第1月曜日から約2週間を「広川町教育週間」と定めており、様々な学校行事を行う期間としています。
	広川町国際交流協会(HiFA)	世界各国の人々と、教育、文化、産業などの幅広い分野での身近な交流を通して、多くの町民が国際感覚を身につけるとともに、活力ある地域づくりを推進することを目的に活動する団体です。
	広川町子どもサポートセンター	令和2年10月に開設した子育て家庭の相談・支援の場所です。妊娠期から子育て期、就学後の18歳までの児童のいる家庭を専門職が包括的にサポートします。
	広川町ボランティア活動センター	広川町ボランティア活動センター「よかよか」は地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの育成・支援を行うとともに、相互の連携を図ることを目的としたセンターです。
	ファミリーサポートセンター事業	「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」がセンターを橋渡しにして、子どもの一時預かりや保育施設までの送迎などの子育ての応援をする制度です。
	ふるさと納税制度	生まれ育ったまちや愛着のある地域に寄付をすると、所得税等が軽減される制度です。寄付者に対して地元産品の返礼があります。
	プレミアム付商品券	商品券購入額に一定の利用金額(プレミアム分)の上乗せをした商品券です。地域の消費喚起を目的として発行されます。
	防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に、家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のことです。
	防災マップ	特定の災害を対象とせず、避難経路や避難場所、防災機関などの情報を表した地図のことです。
	防犯カメラ	犯罪等の防止を目的に、交差点や小学校付近などの犯罪危険箇所等に設置されるカメラです。
	母子手帳アプリ	子どもの成長記録や町からの子育てに関する情報の受け取り、予防接種時期の管理などができるスマートフォン用アプリ「広川まち子の育児日記」を運用しています。
	ほ場整備地区	小さな面積で散らばった農地を集め、形を整え水路や農道を効率よく配置した、生産性の高い農用地区です。

行	用 語	解 説
ま行	町教育実践募集	①学習指導法改善②学校運営③現代的課題④生涯学習の4つの部門で論文等を募集するもので、町の教育を発展させるための事業の1つです。
	まち子のおにわ	ひろかわ藍彩市場隣の芝生広場や幼児用遊具がある公園です。トランポリンなどの移動遊具も備えており、子どもの遊び場イベントが開催されています。
	まち子のおやつ	ひろかわ藍彩市場前にある地元産の果物やお茶を使用したスイーツやドリンク、洋食ランチが楽しめるカフェです。
	まちづくり条例(自治基本条例)	自治の指針や方向性や、それを推進するための「町民」「町議会」「町」のそれぞれの役割や責任を明確に定めた町独自の総合条例です。
	迷惑電話対策機器	還付金詐欺などのニセ電話対策のため、高齢者がいる世帯へ無償で貸与する機器です。電話機に設置するもので、電話相手への音声アナウンスと会話の自動録音を行います。
や行	U・Iターン	Uターンは地方から都市に移住した人が再び出身地に戻ることで、Iターンは都市部から出身地とは違う地方に移住することです。
	ユニバーサルデザイン	文化や言語、年齢、性別、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人がわかりやすく利用できるようにデザイン・設計されたものや考え方です。
	4R	3Rにさらに、Refuse(リフューズ:不要なものは断る)を加えた環境配慮に関するキーワードです。例えば、レジ袋を断りマイバックを利用することがこれにあたります。
ら行	6次産業化	1次産業(農林漁業)と2次産業(製造業)と3次産業(小売業等)との総合的かつ一括的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組です。
わ行	ワークショップ	参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案などをまとめる作業の手法のことで、

広川町第4次総合計画(改訂版)

令和3年3月発行

編集・発行／広川町政策調整課

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地 1

TEL 0943-32-1111 (代表)

<http://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/>

E-mail hirokawa@town.hirokawa.lg.jp
